

平成24年 第2回定例会

摂津市議会会議録

平成24年6月12日 開会
平成24年6月26日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 2 4 年第 2 回定例会

○ 6 月 1 2 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程 1 会期の決定	1－ 3
日程 2 議案第 4 0 号～議案第 4 3 号	1－ 3
提案理由の説明（総務部長、保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（山本靖一議員）	
委員会付託	
日程 3 報告第 2 号、報告第 3 号	1－11
報告（総務部長、保健福祉部長）	
質疑（野口博議員、弘豊議員）	
討論（野口博議員、山崎雅数議員）	
採決	
日程 4 報告第 4 号	1－20
報告（総務部長）	
休会の決定	1－21
散会の宣告	1－21

○ 6 月 2 5 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2－ 2
開議の宣告	2－ 3
会議録署名議員の指名	2－ 3
日程 1 一般質問	
上村高義議員	2－ 3
三宅秀明議員	2－14
藤浦雅彦議員	2－26
木村勝彦議員	2－43
大澤千恵子議員	2－47

柴田繁勝議員	2-58
安藤薫議員	2-65
延会の宣告	2-75

○6月26日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
山本靖一議員	3-3
原田平議員	3-9
弘豊議員	3-19
本保加津枝議員	3-30
森西正議員	3-40
日程2 議案第40号～議案第43号	3-47
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長）	
採決	
日程3 議案第38号	3-48
閉会中の継続審査に決定	
日程4 議会議案第3号～議会議案第6号	3-48
討論（山崎雅数議員）	
採決	
市長あいさつ	3-50
閉会の宣告	3-51

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-2
一般質問要旨	資料-3
議決結果一覧	資料-8

摂津市議会会議録

平成24年6月12日

(第1日)

平成24年第2回摂津市議会定例会会議録

平成24年6月12日(火曜日)
午前10時6分開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|---|
| 1, | | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 | 案 第 | 4 0 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 | 案 第 | 4 1 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 議 | 案 第 | 4 2 号 | 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | 4 3 号 | 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 報 | 告 第 | 2 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| | 報 | 告 第 | 3 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）専決処分報告の件 |
| 4, | 報 | 告 第 | 4 号 | 平成 2 3 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午前10時6分 開会)

○嶋野浩一郎議長 ただいまから平成24年第2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

いよいよ梅雨本番となりましたが、そんな中、平成24年第2回定例市議会を招集させていただきましたところ、皆さん方には足元の悪い中、そしてまた、何かとお忙しいところをご参集賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、このたび第88回全国市議会議長会総会におきまして、7名の議員が表彰をお受けになられました。山本議員、野口議員、渡辺議員、そして上村議員、森西議員、嶋野議長、それから安藤議員、おめでとうございます。ただいま、それぞれ伝達をお受けになられましたけれども、改めまして心よりお祝いを申し上げます。どうぞこれからもさらにご精進を賜りまして、引き続いて市政の運営、何かとご指導、ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今議会におきましては、報告案件3件、そして予算案件2件、条例案件2件、合計7件のご審議を賜るわけですが、私にとりまして任期最終の定例市議会となります。何とぞ慎重審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○嶋野浩一郎議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、村上議員及び本保議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第40号など4件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第40号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正の内容としましては、歳入は、JR千里丘駅エレベーター設置工事に係る市債などとなっています。

歳出は、JR千里丘駅エレベーター設置工事、土地開発公社の保有する土地の買い戻しに係る経費などの追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億1,183万1,000円を追加し、その総額を334億33万1,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入の内容ですが、款18、繰入金、項2、基金繰入金2億250万円の増額は、財政調整基金繰入金です。

款19、諸収入、項4、雑入9億5,323万1,000円の増額は、摂津市土地開発公社準備金精算金及び鉄道運輸機構負担金などです。

款20、市債、項1、市債1億5,610万円の増額は、JR千里丘駅エレベーター設置事業債及び千里丘4丁目用地買収事業債です。

続きまして、歳出ですが、款2、総務費、項1、総務管理費の10億9,683万1,000円の増額は、土地開発公社保有土地の買い戻しに係る経費などです。

項2、徴税費の2億円の増額は、平成23年度市たばこ税収納分のうち、地方税法の規定に基づく大阪府に対する交付金です。

款7、土木費、項4、都市計画費の増額は、JR千里丘駅エレベーター設置事業に係る負担金500万円及び補助金1,000万円です。

次に、第2条、地方債の補正は、3ページの第2表地方債の補正に記載しております。追加分は、千里丘4丁目の土地購入及びJR千里丘駅エレベーター設置に係る新たな起債同意が見込まれるものです。

以上、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、三島団地の建設に伴い、旧団地の住民の転居が完了したことから、鳥飼野々団地、鯨生野第1団地及び鯨生野第2団地を廃止するため、本条例の改正をいたすものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の35ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第1条第1項の表中に、名称としまして鳥飼野々団地（木造）、鳥飼野々団地（準耐火構造）、位置としまして、ともに摂津

市鳥飼野々三丁目20番、名称としまして鯨生野第1団地、位置としまして摂津市別府二丁目10番25号、また、名称としまして鯨生野第2団地、位置としまして摂津市別府二丁目10番20号を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 議案第41号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成24年度特定健康診査受診勧奨事業実施に伴う補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億3,984万9,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項2、国庫補助金495万6,000円の追加は、特定健康診査受診勧奨委託料に係る国庫補助金でございます。

次に、歳出でございますが、款8、保健施設費、項1、保健施設費495万6,000円の追加は、平成24年度特定健康診査受診勧奨事業実施に伴う委託料でございます。

以上、補正予算（第２号）の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 議案第４２号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料２５ページから３４ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、本年７月９日に施行されます住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、それぞれ関係する条例の整備を行うためのもので、第１条で、摂津市事務分掌条例、第２条で摂津市印鑑条例、第３条で摂津市手数料条例、第４条で摂津市立学童保育室条例、第５条で摂津市敬老金条例、第６条で摂津市水道事業の給水等に関する条例について、それぞれ一部を改正するものでございます。

まず、第１条の摂津市事務分掌条例の一部改正と第３条の摂津市手数料条例の一部改正につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、規定等の削除を行うものでございます。

第２条の摂津市印鑑条例の一部改正につきましては、外国人登録されている者が住民基本台帳に記録されるに伴う規定の整備、その他文言整理等を行うものでございます。

第４条の摂津市立学童保育室条例の一部改正から第６条の摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正につきましては、それぞれの条例で定める住民サービスにおける外国人市民の対象者を、外国人登録原票に登録されている者から住民基本台帳に

記録されている者に改めるに伴う規定の整備を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は、住民基本台帳法等の施行期日に合わせまして、本年７月９日から施行することといたしております。

以上、議案第４２号の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 議案第４０号についてお尋ねいたします。４０ページ、財産管理についてお尋ねいたします。

今回、１１億円近い金額で取得しようとしています千里丘４丁目の土地ですが、この土地については、先日晒されました摂津市低・未利用地有効検討委員会の報告、つまり売却リストにあげられております。このリストで見ますと、評価額は２２年度時点で４億１６０万円、きょうの簿価で示されている数字は１０億９，４４３万円、評価額で売却できても７億円近い損害になるというふうに思うわけです。改めてこの土地の取得が適正であったかどうか、検証も必要ではないかという思いがあります。こういう用地の取得が本当に適正であったか、その時々判断だというふうなことを今まで繰り返しおっしゃってきたんですが、この時点に立って、改めて１１億円というお金の重みから考えたときに、この検証が必要ではないか、そういう思いでお聞きしたいと思います。

具体的に１点目ですけれども、公共用地の取得に当たって、市の基本的な姿勢を改めてお聞きしたいと思います。

それから、２点目ですが、この土地の取得時に、事業計画、つまり事業計画があって用地の取得を公社にお願いするという、

そういう仕組みになっていたと思うんですが、事業計画が具体化されていたのかどうかということですね。

それから、3番目には、取得に当たってどのような議論がされてきたのか。公有地取得審査会というのがあるんですけども、この中でどんな議論がされてきたのか。当時、会議録を示していただきたいというふうに要請したことがあったんですけども、会議録はないというふうな答弁が返されています。10億円近い、あるいは何十億円もするような用地の取得に当たって、審査をしたけれども、その当時の記録が全くなないと。その後、いろいろ理由をつけておられるんですけども、その記録がないわけですから、議論が適正であったかどうか検証のしようがない、記憶にたどるしかないというふうなことになると思うんですけども、そういう意味で、取得に当たってどのような議論がされてきたのか、これは平成6年の7月、そういうことなんですけれども、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、4点目ですけれども、当初の取得目的は達成できたのかということでもあります。幾つか取得目的についておっしゃっていたんですけども、買収でなくて他の手段でも解決できたのではないかと。例えば、JR千里丘のガード拡幅のバックヤードに使いたいとか、それから、三島千里丘線の用地買収のために代替地として確保したいとか、それから、放置自転車の保管場所とか、一番大きな理由としてあげられておったのは、府道千里丘一津屋線ですか、正雀一津屋線の拡幅、大阪府に買っていたきたい、そういう目的で買われたというふうに当時の説明でありましたけれども、そういう目的が達成できたのかというふう

なことです。借りるとか、そういう代替の手段がいろいろあったのではないかという議論もこれまでしてきた経過がありますから、そういうことを含めて、改めてこの4点についてお答えをいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 では、ご質問いただきましたことについて、市の基本的なスタンスということでございますが、私どもは公共用地を取得するに当たりまして、その事業計画というものについて提示をいただいております。この部分につきましては公社の所有地でございます、担当原課からその土地所有に当たる事業計画、あるいは5年以内の買い戻しというものを現在とっているところでございます。当時、出されております用地買収依頼でございますが、この買収の目的といたしまして、道路改良に伴う代替地及び仮設自転車保管場所の用地の確保ということで、公社のほうに当時の建設部の交通対策課のほうから依頼をいただいております。

この取得に当たり、どのような審査会での議論が行われたかということでございますが、当時、どのような議論が行われたかというところは、今、手元に資料はございませんが、私どもといたしましては、そのときの審査会、公有地の取得に係ります審査会というのは昭和48年にできておまして、これは、公有地拡大に係りますものに対する審査会でございます、議会ではいろいろ議論がなされ、平成11年からこの審査会において市が購入する土地について議論をなされるようになっております。この土地の買収につきましては、平成6年ということでございまして、そのときに公有

地の取得の審査会というものの形式ではない形での議論がなされているというふうに考えております。

それから、現在、当初の目的である部分について達成されたかどうかということですが、当時と様相は相当変わっておりまして、現在、この土地につきましては、民間事業者に対して駐車場としての貸付けを行っておるところでございまして、その当初の目的ということで、今、いろいろ言われた部分についての達成という部分では、そのような形になっていないのが現状かと思えます。

土地の取得そのものが適正であったかどうか。評価額との差7億円ほどがございします。この分についてどうであったかということですが、少し長くなりますが、私どもは、平成4年度に土地開発公社の保有する土地の簿価というのが95億9,400万円ございました。その当時の標準財政規模が180億7,900万円でした。この標準財政規模に対します割合としては53.1%という数字になっておりました。この原因といたしましては、東一津屋土地区画整理事業ということでモノレールの関連事業を行ったことが大きな原因でございました。その後、私どもとしましては、平成10年までの間に標準財政規模の30.6%までこれを抑えてきたというか、買い戻しをかけてきたところでございます。土地開発公社につきましては、当時、隠れ借金であるとか、マスコミ上のところでいわゆる塩漬け土地について、かなり全国的なキャンペーンが行われたところからございまして、11年度の土地開発公社が保有するものにつきまして、一定の額を超えるものについては健全化を求められるという状態でした。当時の自治省

がそういう取り組みをしておりました。本市の場合、平成11年度の時点では、標準財政規模50%以上の団体、これには該当しませんでした。当時27.1%でした。長期保有土地、5年以上の保有物が20%を超えるということで、公社の健全化の指定を受けたところからでございます。漸次、こういうところで買い戻しをかけてきたということがございます。

この土地について、どのような評価をするかでございますが、今まで議会の議論の中で何度となくなぜこの土地の購入をしたのか、あるいは、なぜ今まで放置してきたのかというような質問をいただいております。その当時の経過、その事情、詳細については承知しておりますが、ただ、その時々時代の背景というか、経済環境というのが関係するというふうに考えております。私どもといたしましては、現実昭和61年から平成3年まで、いわゆるバブル景気と言われることがございました。不動産については平成6年までこのバブルが続いたと言われております。日本国中で投機熱が加熱し、株、土地の投機が盛んに行われた時期でございまして、本市におきましても、土地は必ず値上がりする、右肩が上がっていくという土地神話がございました。こういうことから、社会問題として取り上げられた地上げ屋の横行などということが時代の背景にございました。そういう中での判断として、今後も用地取得について高騰するだろうということが当然議論されたというふうに考えております。

そういうような気持ちの中で、この土地について購入に際して判断は正しかったか、あるいは問題はなかったかということですが、そういう時代的な背景、あるいは経済環境、私どもが事業をするときの

用地取得の関係をさまざま議論されてそういう結論に至ったものと思っております。したがって、その判断は、当時としては正当な判断がされたのではないかというふうに私どもでは思っているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 山本議員。

○山本靖一議員 長々と答弁されたんですが、全く答弁になっていないというふうに思うんですね。

それで、市が公共用地を取得するときに、ちゃんとした計画がなければ、これは取得しないし、財源的な裏づけもなければ取得しない、これが基本的な姿勢やと思うんですね。こういう姿勢に照らしてどうだったのかということを検証したいわけですね。公有地を取得するための審査会が、当時、本当に開かれていたのかどうかというふうなことを非常に疑問に思うわけです。すべて会議録をお渡ししました。13年の代表質問、第2回定例会、それから11月の総務常任委員会の会議録、副市長の答弁も載っていますし、和島教育長の答弁もいろいろあるんですけれども、その当時を振り返ってみると、時系列にちょっと調べてみますと、この土地については、国鉄清算事業団から昭和62年、土地の売却について意向調査をされたと。その時点で摂津市は買いますという返事をしてはるんですね。買う予定がありますと。つまり、事業計画があつてどうのこうのということじゃなしに、昭和62年にもう買いますと、向こうから打診をされて、そういう返事をされた、これが会議録に載っています。平成13年11月の総務常任委員会、この副市長の答弁です。一応確認していただいた。それで、その後、平成3年7月に国鉄清算事業団か

ら処分の申し出があつた、これが平成3年ですね。このときに、つまり買いますというふうに言っていたわけですから、事業計画があつたのか、あるいは公有地取得審査委員会の中で議論されたか、そういうことではなしに、既に関心するという意思表示をしているわけですから、後から事業計画をつけたのではないかと。つまり、そのときにはそういう審査会というのは機能していなかった。

もう一つ言いますと、当時の総務部の次長が答弁されているんですけれども、まちの真ん中ですし、土地があつたらいいんじゃないでしょうかというふうな答弁をされています。会議録を一度拾っていただいたらいいと思うんですけれども、そういう経過をたどってきて、用地取得については、当時の都市整備部長がすべて原課の対応になっていますということになっているわけですね。つまり、それぞれ市の全体で議論をして結論を出すということではなしに、それぞれの所管が公社に対して買ってほしいというふうなことで対応していた、そういう答弁をされています。これは、平成13年6月第2回定例会、小西さんが都市整備部長だったときの答弁です。1回確認してください。

こういうふうに見ていきますと、このような大きな買い物をしたときに、まともな議論とかまともな事業計画なしに買い取ってきた。これは、国鉄清算事業団の土地だけではなく、梅丹の問題もいろいろありましたけれども、こういうことを繰り返さないために、道路の二重買いの問題がありましたよ。そのことによって、平成11年の4月に、公有地取得審査委員会というのを、副市長をトップにした全部長が入った全庁的な議論ができるような、そういう組

織に改変されてきた、こういうふうに理解するわけです。つまり、そういうような乱暴な用地買収のやり方はやっぱり改めようという、そういう思いがあったんだというふうに思うんですね。

こういう経過をたどってきたというふうに見ていったときに、改めて今の摂津市の財政状況からしていったときに、このことの検証なしに、この11億円の買い物、これでこのことはチャラにしようということには私はならないと思うんですね。その時々判断は正しかったとおっしゃっているんですけども、今から考えてみて、やっぱり私たちが指摘していたように、あの用地取得についてはまともな事業計画もなかったし、財政的な問題についても、平成9年でしたか、市税収入は2億円まだ上がるというふうな、平成6年に買ったんですけれども、そういうもとの判断でやられたのではないかと、まだ何とかなるやろうというような判断でやられたのではないかと、そういうふうないろんな思いがするんですけれども、そういうことを含めて、やっぱりきちっとした反省とか検証とかをして次に進むというのが筋ではないかというふうに私は思うわけです。そういう点でもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 山本議員からるるございました。それで、このことを考えてみまするに、今、ここに並んでおります中身で、その当時、今、その質問を受けながら考えておったんですが、私が公室長だったと思います。そのときの部長は、もうここにはだれもおりません。それで、あのときの議論を思い起こしますに、担当のほうはぜひとも買うべきだと、当時の総務部長は買うべきでないという議論があったことを、私も横にお

つてきのうのように覚えております。最終的にその当時の市長が買うという判断をされた。そやけど、あのときはけんけんがくがくの議論があったということは間違いなかったというふうに思います。その判断をされたのが市長と。

ただ、そのときに、今、総務部長が言いましたように、土地神話といいますか、必ず土地は有限のものだから上がっていくんだと、ところが現実にはそうではないと。それで、そういう中で、原課・原部と公社の形で所有してきたと。今日までを見てみますと、これは総務委員会でも議論されているんですが、やはり簿価と実勢価格が埋まらない、ますますリスクを生んでくる。これについては、公社問題については大阪府のほうからも、これを何とか一定の方向にやるべきだということもあって、今言われたように、市としても5年以内に買い戻すことが条件と。後追いは後追いで来たことは事実だと私も思います。当時の形は、やはり土地があれば買うというような形の中で来たこと、それから、公社で買っておくことが、今になってみれば、隠れみのという言葉で言いましたが、議会を通らない中でやってきたということも事実でございます。そういったことで、近隣市では標準財政規模より上回るような公社でまだ抱えているところもあると。摂津市は何か、森山市長になったときは二十四、五億円だったというふうに思うんですが、これが総務常任委員会でいろんな指摘を受ける中で、今日まで一定の整理をしてきたと。

今、そのときはどうやったのかという反省なしにということでございますが、あの状況にしておきますと、ますます状況が問題化するということで、一定の整理をする。今後においては、取得審査委員会の中

での議論で、一定の直買いするものと、公社でもしも抱えるならば、どういう形でもって処理をするかということはきちっと整理をしなければならぬというふうにも思っております。もちろん、これは事業計画との絡みで、今後、公社で持ったとしても5年以内の買い戻しが確実にできるものということに気にしながらやってまいるという方針で持っております。

もう一度申し上げますと、今言われたことを我々は、それはそうではないと申しません。あのとき私は横におりまして、当時の総務部長が明らかにこれは買うべきではないと、使用目的が極めて不明確であると。担当のほうとしては、大阪府との過去における約束事、そして事業は、これが起こったときにこれがなければできないというふうなことが私のもとでよく議論されて聞いておりますので、その結果が今日になったということは、今日から見れば大きい反省をすべきだという上に立って、今後慎重にも慎重にという形の中で処理をしてまいりたいというように考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 これ以上の損失を出さないということで買い取るということについては、それは一つの方向として理解するわけですが、しかし、当初の目的の一つ、これはやっぱりきちとした形で解決するということが責任のとり方だというふうに思うんですね。一番この柱にあげておられた大阪府の府道拡幅の用地として、これは大阪府は要らんと断ったんですよ、この当時はね。それを摂津市がいろいろ言って買うたという経過、それをご承知のとおりです。であれば、これは大阪府に改めて当初の目的のとおり買い取ってもらうという

ことが、まだ残された課題ではないかというふうに私は思うわけです。

特に、この同じページに大阪府への市たばこ税交付金という、これは2億円あります。去年は9億6,000万円でしたか、合わせて11億幾ら。これは、大阪府へ摂津市がわざわざお金を出すわけですよ。これは現金で支払わなければならないかもしれないけれども、一般的に物納というやり方もあるわけです。お金を納めるけれども、摂津市のこの土地を買ってよという、当初の目的どおり働きかけることだって、これはありだというふうに思うんですね。最初の目的の中に府道の拡幅用地として摂津市が先行取得しますというふうなことを随分大きな柱として立てておられました。その課題は残ったままです。これは費目の関係でそんなことはできないというふうなことかもしれませんけれども、しかし、摂津市がこの大阪府に11億円を超えるお金を交付金として渡してきたことは事実としてあると思うんですね。そういういろいろと当初の目的どおり、それが達成できるように働きかけていく。この間、要望してまいりましたというような答弁は当時ありましたけれども、その後、全くそういう仕事がないと私は思うんです。このことは別にしても、本来、この取得目的に沿って市がきちとした働きかけをするというのは、これは当然のことだと、そういう責任が負わされていると思うんです。このことについて、改めて4億160万円ということになっているんですけども、少しでも損害を少なくするというためにいろいろな知恵を出していくと、そういうことが求められていると思います。

大阪府へのこの問題については、そんなことを答弁するというにならないかも

しませんが、しかし、11億円も出して、今、用地を取得するわけですから、そのことについて損害を少しでも抑えていく、市民に負担をかけないという、そういう知恵を出すということは大事だというふうに思っています。これはまた委員会のほうで議論されると思いますので、これぐらいにしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

本4件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程3、報告第2号など2件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 報告第2号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日付で公布されました。本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同法律の中で、平成24年4月1日から施行される部分を平成24年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

それでは、議案書の本文の順に沿って改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の1ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第62条第7項の改正は、固定資産税の納税義務者等に関する引用条文の整備でございます。

附則第12条第2項の改正は、固定資産

税等の課税標準の特例に関する読替えに関する引用条文の整備でございます。

附則第12条の2の追加は、法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合をそれぞれ定めるものでございます。

附則第14条の改正は、土地に関して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義を、平成24年度から平成26年度までに改め、それに伴う文言の修正と引用条文の整備でございます。

附則第15条の改正は、平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例を、平成25年度又は平成26年度に改め、それに伴う文言の修正でございます。

附則第16条の改正は、宅地に対して課する平成21年度から平成23年度までの固定資産税の特例を、平成24年度から平成26年度に改め、それに伴う文言の修正と住宅用地に係る据置特例を廃止するものでございます。

附則第18条の改正は、固定資産税の特例を3年間延長することに伴う文言の修正と引用条文の整備でございます。

附則第19条の改正は、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度の固定資産税の特例を、平成24年度から平成26年度に改めるものでございます。

附則第21条の改正は、市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度の固定資産税の特例を3年間延長するとともに、据置特例を廃止するものでございます。

附則第23条の改正は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度の都市計画税の特例を、平成24年度から平成26年度に改め、それに伴う

文言の修正と住宅用地に係る据置特例を廃止するものでございます。

附則第25条の改正は、都市計画税の特例を3年間延長することに伴う文言の修正と引用条文の整備でございます。

附則第26条の改正は、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例を、平成24年度から平成26年度に改めるものでございます。

附則第28条の改正は、市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例を3年間延長するとともに、据置特例を廃止するものでございます。

附則第35条の改正は、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長することに伴う文言の修正と引用条文の整備でございます。

附則第51条の2の追加は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を追加するものでございます。

附則第52条の2の追加は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定を追加するものでございます。

附則第53条の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例が拡大されたことに伴う文言の修正と引用条文の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

第3項から第7項は、固定資産税に関す

る経過措置の規定でございます。

第8項から第10項は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、報告内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 報告第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出予算におきまして、歳出では、医療費の伸びや過年度精算金が生じたものの、歳入で国庫支出金や府支出金が増加したことにより、単年度で約1億1,331万円の黒字の見込みとなりましたが、累積では約3億6,050万円の不足が見込まれたことから、その補てん措置として補正をいたしたものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,550万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億3,489万3,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9、諸収

入、項1、雑入で3億2,550万3,000円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、款10、繰上充用金、項1、繰上充用金で3億2,550万3,000円を追加補正いたしましたので、補填金でございます。

以上、報告の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 少し確認の意味もありまして、報告第2号について幾つか質問させていただきます。専決ですから、既に執行していますので、そういう点も含めて確認をしていきたいと思います。

一つは、るるご説明いただいたんですけども、いつも大体3月の摂津市の議会が終わって、国会日程の関係で専決がたくさん出てきます。4月から執行するということであります。るるご説明いただいたんですけども、この専決処分の中身に伴って、摂津市に関係するもの、摂津市民に関係するものについて、どういう内容なのかと。特に、少し説明で触れられた住宅用地に対する負担水準の問題について影響があるということで事前に聞いておりますけども、摂津市や摂津市民に対する影響が、この改正からどういう影響があるのかというところをちょっと教えていただきたいと。

二つ目は、今回、特例措置を2年間で廃止していくという流れでありますけれども、そういう固定資産税、都市計画税の問題もありますので、関連質問になりますけれども、今年度、評価替えであります。過去、いろんな形で不服審査申し出もたくさんあった年度もありましたけども、今年度の評価替えを受けて、摂津市の状況について少し教えていただきたいと。併せて、市民の

側から新年度の額に対するいろんなご意見、質問があれば、ちょっとそういう内容も含めて説明をいただきたいと。

以上、2件です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 今回、専決でお願いしております部分での市民への影響ということでございます。議員が申されましたように、一番大きな部分というのは、土地に係る固定資産税、都市計画税の特別土地保有の分担の措置、また、住宅用地の特例措置の分で、負担水準が現行80%というものが、2年間かけて100%になるというものでございまして、まず、24年度については90%ということでございます。これに対する市民の影響額ということでございますが、住宅の用地に係ります部分で、私どもの試算では、平均いたしまして1,000円強の税額が増えるというふうに見積もっております。

それから、地域決定型地方税の特例措置でございますが、これにつきましては、現在、法律で定められているものを条例にかけるという形のものでございまして、大きくそのことによって変わるということはございません。私どものほうでは従前の法律と同様のことを条例で定めているところでございます。

それから、特例法人が移行したということで、それらの固定資産税について非課税とするということでございますが、これは経過措置としてそのように行っておりまして、以前からこれらの法人については非課税の措置になっておりますので、この部分については影響がないというふうに思っております。

それから、東日本の震災に伴います土地

家屋に係ります課税免税点の創設、それから、固定資産税の減額措置の原則3年分を25年度以降についても新たにということですが、この部分につきましては、実際に東日本大震災に伴います措置に、土地家屋を所有されておる市民というのがどれほどあるのかということを考えますと、ほとんどそういう部分では影響がないのかというふうに考えているところでございます。

それから、現在、不服申し立てがどのような状態になっているかということですが、現在、5月8日、金曜日に監査の事務局のほうに1件不服申し立てが本年出ておりまして、現在、監査のほうで形式審査を行っておるところでございます。この審査の結果を待ちまして、正式受理をいたすのかどうかという判断がされ、場合によっては、その部分で形式的に問題がなければお受けをするということになると。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 野口議員。

○野口博議員 とりあえず摂津市に関する分野についてご説明いただいたわけでありまして。中心点は、住宅用地の特例措置の中で、いわゆる下落幅が少ない80%以上について、今年度と来年度でなくして100%に近付けるという、これが一番の今回の改悪案であります。計算上は、それらに該当するところは1件当たり1,000円というお話であります。総額ではそんなに多くありませんけれども、500万円から700万円という資料をいただいておりますけれども、こういうことは今回の改正案によって負担が増えると。国の動きを見ていますと、歴史的には97年に負担水準が設けられましたけれども、94年からいわゆる評価額を取り引き価格に合わせようというこ

とで3.5倍に引き上げました。たくさん日本全国で不服審査申し出が起こりまして、それを少し解消するために97年度に負担水準ということで軽減措置が設けられたんですけども、これまでも今回取っ払って、国の動きを見ていますと、数年後には農地の宅地化ということも想定して、住宅用地の特例措置に合うような形で廃止をしていくとか、いろんな負担が増える方向で固定資産税、都計税を見直していくという流れもありますので、ぜひいろんな形で注視をしていただいて見てほしいんですけども、根本問題は、土地が下がっても税額は上がるという矛盾点は何ら解消されていないわけです。そういう意味では、地方自治体の財源としても貴重な財源でありますけれども、こういう矛盾を持っているんだということも一応問題意識を持っていたいて、日ごろの仕事に当たっていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんでしょうか。総務部長。

○有山総務部長 先ほどの私の答弁の中で、5月8日と申しましたのは6月8日の誤りでございます。6月8日の金曜日でございます。

それから、監査というふうに事務局の名称を申しましたが、固定資産評価審査委員会事務局でございまして、これも併せて訂正をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。弘議員。

○弘豊議員 私のほうからは、報告第3号について質問させていただきたいというふうに思っております。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分というようなことで、今回、

繰上充用が上がっているわけなんですけれども、これは、毎年この6月議会の議案に上がってきて議論もされているところなんです。今回、3億5,000万円の補正ということで、昨年と比べると1億1,000万円、累積赤字としては減少というように報告がされました。先ほど、部長の報告のほうでも、医療費である保険給付費でありますとか拠出金のほうは増える傾向にあると思うんです。ただ、国や府の支出金、歳入のほうも増加というふうなことで、今回、黒字というふうなことになります。黒字の具体的な中身、どうしてそういうふうな傾向になっているのかのご説明と、それから、今後の見込み、そうしたことについても、この際ですから聞いておきたいというふうに思います。といいますのは、この間、5年続けて、この摂津市では国民健康保険料、保険料率の引き上げというふうなことはしてきておりません。この点については、厳しい経済事情の中、また、仮に保険料を上げたとしても滞納が増えてしまうとか、また、払いたくても払えない、そういう保険料の実態になっているんじゃないかというふうなこともあろうかと思うんです。そうした中で保険料を引き上げてこなかったということは評価もしております。そうしたもとで、累積の赤字額を毎年さかのぼって見てみますと、去年は4億7,000万円、その前の年は3億9,000万円、その前の年で7億8,000万円と、年によって黒字であったり赤字であったり、その額も3億円だったり1億円、2億円と大きい額で動いているわけなんですけれども、そのあたりの動きの原因、その辺のところの見通しというのをしっかり持っておく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひ教えていただきたいと

いうふうに思います。

○嶋野浩一朗議長 答弁の前に、先ほどの総務部長の発言訂正を許可します。

それでは、弘議員の質問に対しまして、保健福祉部長、答弁をお願いします。

○福永保健福祉部長 まず、黒字となった原因ということでございますが、決算は5月31日現在での数字でございますが、まず、予算比で歳出が約3億1,650万円減の102億9,384万円、歳入が約6億7,646万円減の99億3,391万円となる見込みでございます。最終収支で3億6,050万3,000円の赤字決算となる見込みでございます。このため、この赤字分を地方自治法第179条で繰上充用ということでお願いしたのでございますが、毎年、議員がおっしゃられるように、繰上充用金として去年は4億7,381万6,000円という額を繰上充用しておりますので、その差額1億1,331万円が黒字となっているということでございます。この黒字の原因で詳しく申し上げますと、歳出の主な減少理由が、保険給付費が1億7,369万円減、69億1,758万円にとどまりました。また、共同事業の拠出金が8,068万円減で10億3,167万円にとどまったことが主なものとなっております。

歳入の主な減少理由が、国庫支出金が予算比で1億732万円増となりましたものの、保険料の収入が6,897万円減、共同事業の交付金が1億7,869万円減となったというふうなことでございます。

議員がおっしゃられるように、見込みをきちんとしていくということはとても大事なことでございますが、基本的には、その年の医療費に歯どめがかかるという状況は、事務局のほうではいかんともしがたいという状況がございましたので、私どもといたし

ましては、府のほうからいただいております特別調整交付金だとか、そのあたりのところをできるだけたくさんいただけるような努力をしているというところでございます。

その努力の一端でございますが、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上対策を3本柱として財政健全化を図っているところでございます。議員がおっしゃられるように、平成21年度から保険料率の凍結を行っておりますが、そのあたりを財政健全化等での努力で補てんできるよう努力していて、それが何とか今日の黒字につながっているというふうにご理解いただければと思っております。

あと、今後の見通しでございますが、今、申し上げましたように、医療費そのものは、その時々疾病構造だとか、それから、特に例えば人工透析の方が増えられたりというようなことで、毎年毎年の医療費につきましては実績を見ていかないといけないということでございますが、24年度につきましては、とりあえず保険料率をそのまま据え置きさせていただきましたので、何とか収支均衡できるのではないかという見込みで今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 今の答弁の中で、一つには、保険給付費のところで、予算額と比べると減少しているというようなことでおっしゃられたと思うんですけれども、毎年の実績を決算額で積み上げていくと、毎年毎年増える傾向にあるというのはそのとおりだと思うんです。そうしたもと、保険料の収入が増えない、支出のところで増えていく、その分を国や府の支出金のところでプラスでカバーしているので今回黒字になっている

というふうな、そういう見方になってくると思うんですけれども、じゃ、国や府がどうしてこういうプラスに支出しているのか、府のほうの特別調整交付金、このことについては、この間、三つの財政健全化についてというようなことで、委員会の中でも何度も聞かせていただいているんですけれども、担当課のほうで随分ご努力されているというふうには思っております。ただ、滞納処分の関係で、本当に生活に困っておられる方からも徴収強化というようなことでやられている分について、どうかというふうなことはあるわけですが、府の財政調整交付金をたくさんもらうというふうなことの中に、そのこともやらなければならないみたいな、そういうことでやられているのかというようなことでいえば、本当に腹立たしく考えております。

また、国のほうの支出で今回プラスになっている部分もあるかと思うんですが、それは、地方財政措置というようなことで1,000億円の国保に対する財政補てん、こうしたことも影響しているのかなというふうに見るんですが、その辺を聞かせていただきたいというふうに思っております。と申しますのは、この間、国の制度の関係で、やっぱりプラスになったりマイナスになったり、そのあたりは市の中の努力だけでこの間の赤字、黒字の幅が決まっているわけではないというふうに思うわけです。今回、今年4月にまたレセプトの1円からの広域化みたいなことでやられる影響も出てくるというふうに聞いていますし、今後、政府は、消費税増税を行った後には、国保に対する財政的な支援もまたやっていくみたいなことも言われたりしています。そもそも今の政府の民主党が政権をとる前、野党時代の国会質問、2008年ですけれども、

そのときには、うちが政権をとったら国保に対して9,000億円の財政措置をするよというようなことを言っていますけれども、実際これは実現していない中で今の状態になっているというふうに思うんです。今とられている国の財政措置の影響で、ある意味、摂津市のプラス分もあるのかなと思えば、やっぱりもっと国に、本来市町村国保の抱えている構造的なゆがみといいますか問題点、そこを解決していくためには、国のそうしたところに求めていくというようなことが大事だというふうにも思っております。

それともう一つだけ、一般財政からの繰り入れ、そうしたものについて、今回、特に触れられてはいないんですけれども、全国的な国保の現状を見たときには、繰上充用という形で、毎年毎年、次年度の予算を先食いするような、そういう形で処理するのではなく、やはり一般財政からの法定外の繰入金のところ収支を合わせているというふうな状況のほうが多数じゃないかなというふうに思うんです。これは、私もちょっとこの間、調べた中で、1月に厚生労働省の保険局のほうがこういう資料を出しているんですけれども、21年度の決算ベースで比較をしている表を見ました。累積赤字は、どこの市町村、どこの保険者とも、もちろんプラスになっている保険者もありますけれども、全国的に見たら多くの保険者がやはりこの問題を抱えていまして、そうした中で、全国の市町村国保の実態を見たときに、市町村による法定外繰入額でこの累積赤字に充てているんだというふうな額が約3,600億円で、全国的に繰上充用額で埋めているんだという、そのトータルが1,800億円ということで、ほぼ倍の違いがあります。これは都道府県のデー

タしか出ていないんですけれども、それぞれ都道府県別にどういう状況にあるかというのを見たときに、突出して大阪府だけ繰上充用金でそこを穴埋めしているというふうなことが示されているんです。これは、先ほど1,800億円ほどが全国的には繰上充用金で出されているということなんですけれども、そのうちの826億円が大阪府というふうなことになっていまして、これは、やはりこの間やられている広域化支援方針等々で一般財政からの繰り入れを縛っている、そういうことがあらわれているんじゃないかなというふうに思っていて、その辺のところ、今、摂津市の現状等、それから本来のあるべき形というふうなところはどうかかなということについて、少しご答弁願えたらというふうに思います。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、国からの繰り入れでございますが、国保財政安定化支援事業繰入金として、22年度決算が8,873万2,693円、23年度決算が1億712万3,000円、23年度と22年度の増減が1,839万307円というふうになっております。

国のほうの広域化施策ということが影響しているのではないかというお話でございましたが、その方向性に沿っての国のほうの施策だと私どもも思っております。

議員のご質問の中で、差し押さえ等のお話も出てまいりましたが、摂津市におきましては、すべての滞納者を一律に差し押さえするというような対応はとっておりませんで、その方の収入の状況、それから資産の状況等々確認をいたしまして、これはやはり払う能力をお持ちだというふうに判断できた方にのみ差し押さえを行っているという現状でございます。これらの対応、差

し押さえをすることで、確かに府や国の財政調整交付金の点数が上がり、それによって経営努力による収入が増えたというところにつながっているのではございますが、必要最低限のところの差し押さえは今後も続けていくべきではないかと考えている次第でございます。

赤字分を一般会計から繰り入れるというほうが全国的には一般的ではないかというお話でございましたが、一般会計の財政状況が非常に厳しいということをかんがみまして、とりあえず法定繰り入れ分だけでも出していただけているというふうに、私、保健福祉部のほうでは認識しております。府下では法定繰り入れ分も繰り入れていないという自治体もあるやと聞いております。今現在、財政状況が非常に厳しいので、これ以上、一般会計からの繰り入れを補てんするという方向はないものと考えている次第です。国保の財政のあり方そのものは、やはり恩恵をこうむっている方が、いわゆる被保険者が被保険者の保険料の中で収支一貫できれば一番理想的ではないかと考えておりますが、ただ、法定繰り入れ分だとか、それから、そのほかの一般財政からの繰り入れ等々の考え方そのものは、法定繰り入れ分については、これは法定でございますので、市町村の義務として行っていくということでございますが、そのほかの一般会計からの繰入金をするということは、被保険者以外の市民の方にも負担をお願いするということになっていきますので、できるだけ避けていくべきではないかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 いろいろと枝葉の部分は、また決算の委員会等々で詰めてやりたいなとい

うふうに思うんですけれども、さっき、最後に答弁されました、国保の本来あるべきが、被保険者の中で支え合ってやれればというふうな、そういうことが本当にやれるのかといえば、国保のこの間の現状から見ても到底無理というふうにこれまでも言ってきたと思いますし、実際そう感じているんじゃないでしょうか。この間、大阪府は特に広域化を進めようというふうなことでやっていますけれども、厳しい保険者間それぞれが国保の中で支え合うような、そういう体制づくりですけれども、それをやったとしても、やはり今の抱えている矛盾というのは解けてこないというふうに思うんです。それは、国保に加入されている被保険者の実態というのが、年金暮らしの方であったり、失業者の方であったり、また、今、非正規雇用の労働者が本当にたくさんいる中で、若者の20代の半数以上というふうに言われていますよね。そういう方たちは、実際保険に加入していても保険が払えていないとかいうふうなこともやはり耳にするわけです。摂津市の現状でも、独自の軽減や法定軽減、申請減免、それぞれ合わせて半数以上の方が受けておられるし、それであっても滞納世帯が3分の1というふうなのが今の実態ですよね。そうしたところからすると、やはりそのところをしっかりと見て、これは社会保障で支えていけないといけないんだというふうな、その見地に立つということが大事だというふうに思うんです。

国の財政支援、もっともっとやっぱり出してもらいたいような要請ということを入れたってやってもいけないと思いますし、また、やはり各自治体が支えているというふうな、国が本当にやってくれたら、そこで解決していく部分というのはあると

思うんですけれども、当面そうっていない現状ですから、そこは地方自治体が支えているというふうな、それで、この間の現状についてというようなことで厚労省がまとめているこの中身もそれやというふうに思うんです。そうした見方でぜひ今後の部分を考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 最後は要望でよろしいですか。

○弘豊議員 はい。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党を代表して、報告第2号について反対討論を述べます。

今回の改正は、先の国会で成立した地方税法の改正に伴うもので、その内容の中心点は、原発事故被害に対する課税免除や減額措置の延長など、評価できる部分が一つあります。

しかし、問題は、住宅用地の固定資産税、都市計画税の軽減策として実施してきた据置特例、負担水準制度の見直しにより増税になるということです。今回の見直しは、2年後にこの特例を廃止するものですが、地価下落の小さい部分、つまり負担

水準が80%を超えるところでは増税になります。その影響は、全国で257億円、摂津市では500万円から700万円という額との話であります。

そもそも固定資産税については、92年の通達で、評価額を取り引き価格に近付けようとして、公示価格の2ないし3割程度から7割に引き上げたために評価額が一気に引き上がったことが問われなければなりません。7割の評価替えが導入された90年度、全国平均で3.02倍、ひどいところで20倍にはね上がり、不服審査申し出は通年の3倍、2万2,000が集まるなど、国民の大きな怒りが広がったところがあります。

そこで国は、国民の批判をかわすために97年度に持ち出してきたのが負担水準制度でありました。この間、93年度と2010年度を比べますと、地価公示価格は44%下落していますが、税負担は逆に35%増加しているように、地価が下がっても負担は増えるという矛盾は何も変わっていないわけであります。今後、市街化区域の農地についても、住宅用地と同様に特例を廃止することや、住宅用地特例割合の引き下げ案など、一層の税負担増が検討されているようであります。

いずれにしても、地価が下がっても税額が上がるという矛盾のもとにある地価公示価格の7割評価を白紙に戻すべきであります。そして、銀行や証券会社の土地も居住や零細商店の土地も全く同じように課税するやり方から、収益還元方式にすべきだということを申し上げ、討論とします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにありませんか。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を

代表いたしまして、報告第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件に反対する討論を行います。

繰上充用金というのは、国保特別会計の赤字を埋めるものですが、翌年度の歳入を先食いするものでしかなく、年金生活者や失業者、不安定労働者などが多く加入する国保が抱える構造的な問題解決には到底なり得ません。今、国保会計の財政悪化を招いている主な原因は、国庫支出金が1984年の大幅削減以来、そして、事務費負担金などの全廃、次々と改悪が行われ、6割あった国庫支出金が、今、実質23.4%まで激減させられていることにあります。その負担の多くが被保険者に押しつけられて、とても払えない高い保険料という状態が続いています。

国保法では、国に国保事業の健全運営に努めることを求めています。国の責務を法の趣旨にのっとって果たすよう、不足財源について国の負担を求めるべきだと考えます。また、大阪府に対しても、調整交付金などに要件の制限を加えることなく負担するよう求めるということを求めたいと思います。

その上で、市の責任としても、不足財源を後年度負担、被保険者に求めることになる繰上充用をやめて、一般会計からの繰り上げを求めるものであります。

以上、第3号に対する反対討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

報告第2号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本件は承認されました。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本件は承認されました。

日程4、報告第4号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 報告第4号、平成23年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件について、ご報告します。

本件について、平成23年度補正予算第3号及び第4号で繰越明許費の設定をお願いしたところですが、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告するものです。

内容につきましては、款9、教育費、項2、小学校費、小学校施設改修事業で、設定金額1億325万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。財源の内訳は、未収入の特定財源として、地方債5,430万円、残り4,895万円が一般財源となっています。

次に、項3、中学校費、中学校施設改修事業で、設定金額1,300万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。財源は、すべて一般財源となっています。

同じく、中学校耐震補強等事業で、設定金額1億1,440万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金2,990万8,000円、地方債8,440万円、残り9万2,000円が一般

財源となっています。

次に、項 6、図書館費、図書館施設管理事業で、金額 2, 0 6 6 万 5, 2 6 0 円を翌年度に繰り越しするものです。財源の内訳は、すべて一般財源となっています。

以上、繰越明許費の繰越の内容につきまして、ご報告とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

6 月 1 3 日から 6 月 2 2 日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前 1 1 時 3 4 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩 一 朗

摂津市議会議員 村 上 英 明

摂津市議会議員 本 保 加 津 枝

摂津市議会継続会会議録

平成24年6月25日

(第2日)

平成24年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年6月25日（月曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水道部長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問				
上	村	高	義	議員
三	宅	秀	明	議員
藤	浦	雅	彦	議員
木	村	勝	彦	議員
大	澤	千恵子		議員
柴	田	繁	勝	議員
安	藤		薫	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前 10 時 開議)

○嶋野浩一郎議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、大澤議員及び野原議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1 点目の準工業地域における企業と市民の共存についてということで質問させていただきます。

摂津市は、環境の保全及び創造に関する条例を平成 11 年に策定し、施行しております。良好な環境を確保するための市、事業者、市民それぞれの責務を取り決めて取り組んできております。そこで、準工業地域、特に鳥飼地域において、悪臭、騒音等の苦情に対し、どのように対応されているのかをまず最初にお聞かせください。

次に、2 点目の「行きたくてたまらない学校」づくりについて、お尋ねいたします。

その中で、今回は、摂津市のいじめ、不登校の状況と対策についてということでお尋ねいたします。

私は、過去の一般質問において、就学前教育の充実を取り上げ、ゼロ歳から 15 歳までの一貫した教育体制を構築すべきだと提案させてきていただいております。この 4 月より幼稚園と保育所が一体となりましたべふこども園が開校され、また、就学前教育実践の手引きも作成され、着々と実践されてきております。大いに評価したいと思っております。

また、先般の 12 月議会においても、一般質問において学力向上施策について質問

を行ってきております。今回は、「行きたくてたまらない学校」づくりについてを質問させていただきます。

その前に一言だけ言わせていただきますが、先般、校内での交通事故を契機に、全小学校、中学校において教職員の車両乗り入れが禁止され、即実行されました。このことは大いに評価されることでありますが、鳥飼西小学校において、隣接の鳥飼保育所に送迎される保護者の乗り入れを、暫定的であります、乗り入れ許可をされております。摂津市では、平成 18 年に、全国に先駆け、子どもの安全安心都市宣言をされています。今回の決定は、子どもの安全を第一とした、この子どもの安全安心都市宣言の理念に反する判断であったと理解しております。大いに危惧しておることを一言申し上げます。

さて、本題に入りますが、摂津市では、今までにもいじめ、不登校対策に精力的に取り組んできていると思いますが、まず、現状の発生件数及び取り組み状況等についてお聞かせをいただきたいと思います。

次、3 番目、公有財産管理台帳の運用について、お尋ねいたします。

(1) 公有財産デジタル化の進捗と管理台帳の運用(基準)についてと、(2) 市営住宅の撤去計画と跡地利用について、お尋ねします。

(1) ですが、本質問は、我々新生クラブの代表質問にもありましたアセットマネジメントを視野に入れた、関連した質問であります。

まず、本年度、取り組んでおられる公有財産管理台帳整備について、その目的、内容についてお聞かせをいただきます。

そして、次に、(2) の市営住宅の件ですが、鳥飼野々及び鯉生野両市営住宅撤去

計画のスケジュールと跡地の利用について、どう考えておられるのかをお聞かせください。

次、4番目、指定管理者制度の見直し検討状況についてお尋ねいたします。

昨年5月27日にスタートしました指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会のこれまでの経緯と今後のスケジュールについて、まずお聞かせいただきます。

次、5番目、災害発生時における職員の初動体制について、お尋ねいたします。

東日本大震災発生後、被災地釜石市との連携が進む中で、さまざまな取り組みがなされてきておりますが、去る3月には、摂津市情報収集・情報伝達訓練が行われました。その内容と結果、問題点はなかったのかについてお聞かせください。また、職員の初動については、日ごろどのような活動がされているのかをお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 準工業地域における企業と市民の共存についてのご質問にお答えをいたします。

悪臭や騒音等の苦情につきましては、人によって感じ方も違いますことから、事業者と住民の双方から意見を聞き、できる範囲で双方が納得できるよう、苦情の解決に取り組んでいるところであります。

ご質問の準工業地域につきましては、住宅と工場などの事業所の双方の立地が認められている地域であり、職住近接のメリットはあるものの、近接する住宅と事業所の間で騒音や振動等に関する苦情が多く発生する地域でもあり、最近は特にその傾向が強くなってきております。

準工業地域では、住居系地域に比べ規制基準も緩く、事業者にも事業活動が認められている地域との認識もあるため、作業所の配慮で解決できるものであれば協力も得やすいのですが、施設整備などの対策が必要な場合は、事業者の負担も発生しますことから、解決に時間がかかることもございます。

今後とも、苦情等の対応につきましては、双方の意見を十分お聞きしながら、住民の理解と事業者の協力が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号2の(1)「行きたくてたまらない学校」づくりについて。本市の小中学校でのいじめ、不登校について、発生件数と対策、その効果についてのご質問にお答えいたします。

昨年1年間に小中学校で発生したいじめ事案は、小学校が5件、中学校が6件でございました。早期に発見され、組織的に対応できたため、指導後の再発や被害者が不登校に陥るなどのケースはございませんでした。一方、昨年の不登校児童・生徒数は、小学校24人、中学校100人でございました。最近5年間は、大きな増減はなく、ほぼ横ばいの状態が続いております。

いじめや不登校の対策として、大阪府から配置されている児童・生徒支援や不登校対応に係る加配教員や、本市が配置している家庭教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、早期の対応、組織での対応を心がけております。また、未然防止の観点から、人間関係づくりなど、安心できる居場所づくりの取り組みも進めております。さらに、児童相談課での適応指導教室の活動や臨床心理士による教育相談

の実施、学校へのスクールカウンセラーの派遣など、専門的な支援を行っております。

こうしたことから、いじめの発生件数は、昨年度は前年と比べ５件減少いたしました。また、不登校件数は、平成１３年度の数字と比較いたしますと、小学校では半減し、中学校では２９件減少いたしました。

教育委員会では、本市の小中学校が子どもたちにとって「行きたくてたまらない学校」として、友達と安心して学べる場所となるよう、いじめ、不登校の未然防止、早期対応、再発防止の取り組みを引き続き進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 公有財産デジタル化の進捗と管理台帳の運用（基準）について、ご答弁いたします。

本市が実施する公有財産台帳整備事業は、公有財産整備フローを作成し、ＧＩＳで各種情報を多角的に把握、固定資産情報を活用し、短期間で高度な情報を整備していき、管理評価システムを導入していく予定です。システムを導入することにより、土地データ、建物データなどの工作物データを整理することで資産管理を一元的に行うものです。また、評価データを整備することで、土地、建物の取得価格や現在価格がわかる台帳整備を行います。

この台帳の整備に際して、各施設においては、どの時点でどのような営繕がなされてきたかという営繕履歴を可能な限りデータエントリーすることで、施設のマネジメントが可能になります。また、データを庁内のどのセクションからも見る事が可能となることから、一定の管理基準についても論議しやすい状況をつくり出せるものと考えております。これらのデータ整備をも

とに、一定の資産圧縮や管理コストの低減に役立てていきたいと考えております。

次に、市営住宅の撤去計画と跡地利用につきましては、鳥飼野々団地は、平成２４年８月に撤去・解体業者の決定、決定後、撤去作業について地元説明会を開き、９月に解体工事を着工し、１１月には整備完了の運びとなっています。鯉生野団地は、平成２４年９月に撤去・解体業者を決定、その後、撤去作業について地元説明会を開き、１０月に解体工事を着工し、１２月には整備完了の運びとなっています。鳥飼野々団地、鯉生野団地とも、一部売却、残地については有効活用を今後検討してまいります。

次に、災害発生時における職員初動体制についてのご質問にお答えいたします。

本市では、防災とボランティア週間に、徒歩参集訓練及び被災地派遣研修報告会、摂津市災害対策本部訓練を行っております。徒歩参集訓練は、直下型地震が発生し、鉄道等の交通手段が途絶し、道路が陥没等で破損している事態となったことを想定し、車やバイク、自転車等を使用せず、徒歩での市役所への参集を行い、出勤する途上に市内の危険箇所を確認し、報告するというものでございます。また、３月には、情報収集・情報伝達訓練を実施いたしました。この訓練は、大震災に備えるため、情報収集・情報伝達等を行い、迅速な初動体制を確立し、防災力の向上を図ることと、職員の防災に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

本訓練における災害対策本部の役割と、各班からの情報の受信、各班への指示、緊急防災推進員は、各小学校に自宅から直接参集し、校門の鍵の開閉やグラウンドなどに設置しているコミュニティ防災倉庫と校舎内に保管している非常食の保管場所を確

認・点検をしています。そのほかにも、産業班は、市内商工業者のリストアップ、避難班、保健福祉班、土木班、下水班、消防本部班それぞれの、地震災害発生後、情報の不足する状況から、徐々に情報を確認し、対策を講じる訓練を行いました。この訓練から見えてきた課題もあります。具体的に申しますと、災害対策本部を設置し、各班の本部員として部長が参加し、対策を協議するといった訓練を行いましたが、この部長が現場の状況を把握するための体制を確立することが急務であること、避難所が被災した場合、避難民の受け入れを点検するという仮想訓練では、他の公共施設で避難所を開設するという結論になりました。しかし、避難民へこの変更をどのように広報するのか、周知方法や、その施設の利用者への対応などが課題として見えてまいりました。これらの課題に対応する防災対策計画やマニュアルの作成を進める必要があると考えております。いずれにいたしましても、より実践的な机上訓練を行うことで、さまざまな課題が浮かび上がるものと考えております。今後におきましても、この訓練を通じて、防災への備えをより万全なものとしてまいります。

次に、災害発生時における職員初動体制ですが、初期防災班を編成、防災管財課が災害対策本部を設置し、緊急防災推進体制をとり、緊急防災推進員に連絡を入れることとなっております。推進員は、おおむね30分以内に参集できる職員であり、災害発生に当たって各自の役割を把握し、災害時には全職員で対応してまいります。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会についての

ご質問にお答えいたします。

既に議員もご承知のように、一昨年の6月に指定管理者制度導入に関する指針(第1次改定版)を策定いたしました。この指針は、平成25年度までの暫定的指針であり、その中で、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会を設置し、提言書をいただく旨を記載いたしております。この委員会は、昨年5月に設置し、税理士や大学教授をはじめとする識見委員3名と、副市長をはじめとする庁内委員3名の合計6名で構成いたしており、本市の状況に即した指定管理者制度のあり方と外郭団体の将来を見据えた人員・組織体制や経営のあり方等につきまして、専門的かつ客観的な視点から総合的な内容を審議していただいております。これまでに6回の会議を開催し、会議と並行して、外郭団体職員や庁内関係課長へのヒアリング、現場視察等も実施しております。委員会といたしましては、提言書をまとめる段階を迎えており、今月下旬にも委員会を開催し、一定の方向性を示していただく予定でございます。

なお、市といたしましては、委員会の提言書を参考に、今年度中に指定管理者制度導入に関する指針(第2次改訂版)を策定する予定でございます。

○嶋野浩一郎議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、準工業地域における企業と市民の共存についてということで、今、答弁をいただきました。この騒音、悪臭が実際発生していますのは、鳥飼本町1丁目というところであります。以前は、事業者と民家にはすき間が、大分距離があったんですけども、この事業者がたくさんの仕事を受けて、以前、倉庫だったところを買い取って、そ

こに工場を建設したということでありまして、より民家との距離が近くなって、においが部屋の中に入ってきて非常に苦痛を感じているということで、そのことは市にも連絡があつて、市もすぐに現場に行つて対応していただいたということなんですけれども、一向に改善されないと。私も実際現場に行つてみますと、非常に鼻につんとくるような異臭がありまして、一向に改善されていないと。何か近々、防音等の工事はするということで聞いておりますけれども、本当にそれが根本的に解決になるのかということで、この条例に書かれております市の責務というものを本当に果たしたことになるのかということが問われておるわけでございますので、過去にもこういう事業者と住民のトラブルというのがあるわけですが、一応、市は行くのは行くんです。行くけども解決されない。泣き寝入りするのは住民側ということになっています。そういった意味で、本当にこの条例に掲げられている市の責務というのを果たしておられるのかということについて、再度お答えいただきたいと思います。

一方、この観点を変えまして、摂津市は事業所の多いまちでありまして、非常に一人当たりの法人税が高いということでありまして、事業者と市民が共存していくということが必要であります。そういった観点から、産業振興の観点からいきますと、やっぱり企業を支援するということでは、産業振興の人がこのことについてどういった動きをしているのかと、環境政策と産業振興との連携というのはどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

次、2番目の「行きたくてたまらない学校」ということで、今、答弁がありまして、不登校の状況、いじめ等々については、横

ばいであつたものが昨年から減少傾向にあるということで、そのためにいろんな取り組みをしておりますという報告がありました。ただ、客観的に見て、この減っておる数字が正常なのかというのは、なかなか判断しにくいんですけれども、他市と比べてどうかとか、客観的なデータも欲しいなと思ったんですけれども、そういうことも他市との状況も比べながら見ていく必要があるのではないかなと思っていますので、このことは要望しておきます。

今回、具体的な取り組みとして提案いたしますけれども、今、全国の保育所、幼稚園、小学校等々で「OMO I Y A R I のうた」というのが盛んに歌われております。これは、子どもたちに思いやりの気持ちを持ってもらうための歌が爆発的にヒットして歌われておりますけれども、摂津市について、このことについてどう考えておられるのか、お聞かせください。

次に、3番目の公有財産管理台帳の件ですけれども、今、公有財産の資産管理の一元化や営繕履歴の管理ができる施設マネジメントが可能になりますということでありました。この施設マネジメントとは、我々新生クラブが提案しているアセットマネジメントに通じるものというふうに私は理解しました。今年の市政方針の中で、公共施設の維持管理について、予防保全に取り組みますと述べられておりますけれども、また一方では、安威川以南地区のコミュニティ施設についても、目的、機能、配置について検討しますというふうに述べられております。今年、台帳がデジタル化され、今後は予防保全や次世代を見据えた安威川以南コミュニティ施設を含んださまざまな公共施設の再配置構想をつくるべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。お答え

願います。

それと、市営住宅の撤去計画については、スケジュールはわかりました。跡地利用については一部売却等々を検討するということですが、土地については大事な資産であって、とりわけ老朽化した公共施設が増えてきております。別府公民館なんかは狭いし、老朽化も来ているということで、いずれ建て替えの時期が来るといふふうに言われていますので、やっぱりそういった土地と建物、こういった一体となった建て替えや、あるいは複合を検討すべきだというふうに思われますが、どうでしょうか。

次、4番目の指定管理者制度でございますけれども、私も議事録を第1回から第6回目まで読ませていただきました。やはりいろんな意見が出て熱心に議論されておりますし、非常にいろんな苦渋な決断を迫られているんじゃないかなというふうに思っています。そこで、今まで検討委員会の中でどういったことが議論されているのかということを、この議会の場でもきっちり示していただきたいと思いますので、具体的事例も含め、答弁をお願いします。

次に、5番目、災害発生時における職員の初動体制ですけれども、先ほど報告がありました。実は、私もこの災害対策本部訓練を見させていただきました。特に緊急課題設定訓練というのがあったんですね。これは、参集してから急な事態が発生したということで、どうしようということでも市長にするんですけど、市長も的確な判断をされて、非常によい訓練であったというふうに私は理解しておりますし、ぜひ今後も継続してこういう訓練をしていただきたいと思います。と同時に、我々議会というか市民に対しても、こういう取り

組みをしているんだということをきっちり示していくことが必要ですし、そして、訓練した記録、特に課題は何であったのかを明確にして、次の訓練に生かすという取り組みが必要だというふうに思っています。この訓練の記録について、どのようにされているのかお聞かせください。

それと、全職員の初動体制の徹底ということで、こういう地域防災計画には、職員の初動体制、事務分掌というのが各部、課、係ごとにばって書いておるんですけど、これが全職員にどういう形でちゃんと伝わっているのかということが非常に疑問視されますので、そういうようなことについてお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 ご指摘の鳥飼本町1丁目の現場につきましては、私自身も現場に行きまして確認をいたしておりますが、確かに工場のあるところに住宅があるということで、その臭気というか、においというのか、一時的なものかどうかわかりませんが、なかなか悪臭と言えるものではないかなと思います。これにつきましては、本市の職員も、また大阪府の職員も行きまして確認をいたし、また事業者ともお話をさせていただいておりますが、先ほども議員のお話がありましたように、今まで倉庫であったところが工場に拡張されたと、一方で住宅と接近してしまったという事情でございます。ご指摘のように、環境の保全及び創造に関する条例の中にも、基本理念として、良好な環境は、市、事業者及び市民のそれぞれの理解と協力により、初めてその確保がなされるというふうに書いてございますが、その協力を得られるように今後とも努力をしてまいりたいと考えてお

ります。

また、企業につきましては、対策をとるということになりましたら費用が発生する場合もございます。これについての支援ということもご質問かと思しますので、それについてもお答えさせていただきますが、準工業地域におきます事業所については、周辺住民の生活環境に配慮する必要がありますことから、平成23年度に施行いたしました企業立地等促進制度において、地球環境の充実を図る設備投資を対象とするとともに、環境充実支援策としての太陽光発電装置などの特例項目等についても、固定資産税の全額を奨励金として交付するようにして、事業所の負担の軽減を図っておりますし、こういった近隣対策についても、当然、当市として認めていく方向で考えております。

また、今年度に締結しました池田泉州銀行や摂津水都信用金庫との連携協定による低利な融資制度についても、企業立地等促進制度を利用する事業者にとって有利な制度としており、ご利用を期待しておるところでございます。

こういった投資が苦情対策につながるものと期待しておりますし、また、この7月に、産業振興課のほうで事業所の訪問を就労支援の関係の事業として行いますので、こういったところで制度の周知にも取り組み、また、市の施策についても事業者に対して取り組むということで、企業、事業所等の市施策への理解を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 「OMO I Y A R I のうた」の本市の小学校等への導入に対する考えについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、「OMO I Y A R I のうた」は、愛知県内の小学生から思いやりについての声を集め、歌詞が生まれ、わかりやすい歌詞と親しみやすいメロディーから、全国多くの幼稚園、小中学校などで合唱に取り組まれている曲でございます。思いやりの心が多くの人々に広がることを願ったこの歌は、本市の人間基礎教育ともその趣旨が重なるものでございます。教育委員会では、この歌の活用も含め、子どもたちに思いやりをはぐくむ教育の充実について、さらに研究したいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、財産台帳のデジタル化に関連しまして、公共施設の再配置について、再配置計画ということでございますので、お答えいたしたいと思います。

初めに、都市基盤施設を含む公共施設を取り巻く状況でございますが、多くの施設は人口増加時代に建設されてきたものでございまして、今後10年から20年後には施設の大規模修繕や更新時期が一斉に到来することが容易に予想されと考えております。現在、摂津市では、地域的な都市開発により一時的に人口が増加しておりますものの、中長期的には人口は減少傾向が続くものと予想され、このことは、昨今の少子・高齢化の急激な進行、生産年齢の人口の減少に伴う市税収入の減少などによって、市の財政規模が縮小していく一方、高齢者人口の増加等に伴う福祉医療関連経費の飛躍的な増大に対処するとともに、新たな市民ニーズへの対応も迫られるということを意味していると考えております。

このような状況の中、真に市民にとって必要なサービスを選択して、そこに資源をシフトしていく必要があります、そのためには、現在の公共施設をそのまま量的に維持する

という視点から公共施設の機能や質を確保するという視点に、視点を少し転換していくことが必要であるというふうに考えております。つきましては、議員ご提案の公共施設の再配置につきましては、今後、施設の集約や複合化等も視野に入れて検討する必要性については重々認識しておりますので、財産管理台帳のデジタル化の進展等を踏まえて、今後十分検討してまいりたいと考えております。

それから、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会についての２回目の質問でございますが、市といたしましては、この委員会に指定管理者制度のあり方に関する市の方針に関することと外郭団体の経営改革策に関することを検討していただいております。

まず、指定管理者制度のあり方に関する市の方針に関することにつきましては、市民のニーズに応えられる質の高いサービスの提供の上での効率的・効果的な施設運営の必要性、指定管理者を募集する際の公募・非公募の考え方、モニタリング、第三者評価の必要性、利用料金制度の活用などについて検討していただいております。現在、外郭団体が指定管理者となっている施設において、今後、仮に外郭団体が指定管理者に指定されなかった場合の課題についても指摘していただいております。

次に、外郭団体の経営改革策に関することにつきましては、外郭団体の統合、民間経営のノウハウのある人材の活用、民間企業等への積極的な営業活動、人員体制、給与体系の見直し、新しいサービスメニュー開発のためのベンチマーキングの必要性、内部意識の高揚などについて検討をしていただいております。

なお、各委員からのご意見といたしまして

て、市ホームページにも掲載しておりますが、外郭団体は民間事業者としての意識が乏しく、市役所を親会社だと思っているというご意見や、仮に公募で負けて倒産したら、職員は職を求めてハローワークへ行くのが民間では当たり前のことであるといった厳しいご意見もあれば、一方で、外郭団体の中にもプライドや熱い思いを持った職員がいるといったご意見、外郭団体が公募で負けた場合には、新たに指定を受けた団体で身分保障をしてもらうための努力が必要である、市としても解雇の回避努力をする必要があるといったご意見もいただいております。

さらに、当委員会といたしましては、公の施設を所管する部署において、施設を保有するかどうかを再検討するとともに、指定管理者制度がどのような条件で適用・活用できるのか、その際、ニーズに応えられる質の高いサービスの提供及び効率的な施設運営が保証・担保されることが重要であるという観点から検討いただいております。

最後になりますが、事務局といたしましては、次回の委員会において提言書の最終まとめをしていただく予定でございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 防災とボランティア週間や３月に行った訓練の記録についてのご質問にお答えいたします。

１月の徒歩参集訓練実施者６３名、徒歩訓練参加者には徒歩参集訓練報告書を提出させ、報告をまとめ、記録として保存しております。

次に、３月に実施をいたしました情報収集・情報伝達訓練参加者は８９名、情報収集・情報伝達訓練書を提出させ、報告をまとめ、記録として保存しています。

また、釜石の研修の報告記録は、釜石市

における防災計画及び防災教育についての研修をまとめ、報告記録として保存しております。明らかな課題等、この訓練の中でなったものについて、改善に結びつけていくこと、また、訓練が実践で生かされるよう、記録を活用し、取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、全職員の防災意識の高揚を図るにはどのような取り組みをしているかということでございますが、全職員の防災意識は、摂津市災害対策本部事務分掌で、ご指摘をいただきましたように、各担当課のそれぞれの役割を明記いたしております。災害応急対応マニュアル、配置を含めたシフトを作成し、職員にこの内容を浸透させておるところでございます。これからも災害対策訓練を通じて防災の意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、順番は変わりますけれども、2番目の「行きたくてたまらない学校」づくりについてでございますけれども、今、「OMOIYARIのうた」ということで説明があって、検討してまいりますということでありました。私もこういうのは押しつけるものではないというふうに思っていますので、いい歌であれば自発的というか、みんな保護者みずから、子どもみずからがこういう歌を歌っていくのではないかなと思っていますので、期待を持って見守りたいと思っていますので、私は絶対合唱コンクールで歌うのではないかなと確信的期待を持って見守っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、これも順番は変わりますけれども、5番の災害発生時の職員初動体制というこ

とでありました。今、訓練内容等々、そして記録についての答弁がありました。やはり訓練して記録に残して、そして、その中で課題を明確にして次の対策を打っていくという、このPDCAをきっちり回すということが大事だというふうに思っていますので、それは今後していくということでありました。やはりもう一つは、市全体でこういう防災対策に取り組んだということをして市民にきっちり知らせて安心感を与えるということも大事ではないかなと思っています。そういった意味で、今、毎年こうやっておる訓練というものは、やっぱり公開して、市民に摂津市はこんな取り組みをやっていますというのをすることも大事じゃないかなと思っていますし、それと、この地域防災計画に書かれた各部、課、係の事務分掌に書かれておる役割期待、これが完璧に実施されているかどうかという丸も、ここに役割期待のたくさんの項目があるんですよ。これがこの訓練では今回は実施できました、2回目ではここをやりましたとか、きっちり丸をつけていかないと、これがすべて実施されたかどうか、訓練がされたかというのは不明確なので、そこら辺も今後はきっちりチェックしていただきたいし、そして、毎年決算のときに事務報告があるんですけれども、こういったことがなかなか事務報告に載ってこないんですけれども、やっぱりこういったことは事務報告に載せて議会もしくは市民に知らせていくということが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、企業と市民の共存ですけれども、やっぱりこの環境の保全及び創造に関する条例の第17条に、市は測定するための体制整備に努めるというふうに書いておるんですよ。だから、やっぱりこのガスが有

害なのか無害なのか、きっちり測定して近隣住民に知らせるということが必要なので、これで非常に市民は不安がっておるわけです。それはやっぱり市の責務としてすべきだというふうに思っていますが、どうでしょうか。

それと、産業振興の観点からいいますと、今、3,800社をこれから訪問するというふうに聞いていますけれども、真っ先にこの事業所に行って、こういう融資制度がありますみたいなことを市としてすべきだというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。お答えいただきます。それと、環境政策課と産業振興課の連携、そして市と事業者と市民との連携、こういった取り組みが必要であると思っていますけれども、どうでしょうか。

次に、公有財産デジタル化と指定管理者、これは同じような、私は結果的におさまるところが一緒ではないかなと思っていますので、併せてお尋ねしますけれども、先ほど答弁がありましたように、現状の施設の老朽化、そして、次世代を見据えた場合に、やはり再構築をしていくことが必要だということについては私も同じ考えなので、ぜひそういった観点から取り組みをしていただきたいと思っています。

それと、今、低未利用地有効利用等検討委員会というのがありますが、土地の有効利用について検討する会議なんですけれども、土地じゃなくて建物、施設も含めた有効利用についての検討委員会にすべきだというふうに思っていますけれども、このことについてお答えいただきたいと思っています。

それと、指定管理者制度の見直し検討状況ということでもありますけど、今、報告がありましたように、さまざまな議論、いろ

んなシビアな意見が出ております。まさに判断に迷うことになっておると思いますけれども、いずれにしても、6月二十七、八日、今週末には最終が出るというふうに、取りまとめということでありますけれども、実は、先般、テレビ等で公共施設の管理運営にホテル業が進出しているという報道がありました。私も気になって、公共施設の管理運営ということをネットで検索すると、いろんな民間事業がやっておると書いておるんですよ。ホテル業、旅行業、バス事業、公共施設を専門に行っている事業者等々が、ものすごいサービスがいいということを売りに公共施設の管理運営に乗り出してきているわけなんですよ。そういった観点もあるし、ただ、現在プロパーでいる職員、この身分保障もありますし、当初つくったとき、市がつくった設備、いろんな施設なので、このことをそっくり民間にゆだねるということも非常に危険、リスクが高い等々の議論がされておりますけれども、そういったことも含めて、この検討委員会の委員長であります副市長が、どういう方向に今、来ているのかということをお答えいただきたいと思っていますし、先ほどの公有財産のデジタル化についても併せてお願いいたします。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 それでは、生活環境部長。

○杉本生活環境部長 具体的に施設の個別の事案につきまして測定しないのかということですが、騒音等の測定についても市のほうでやっておりますが、臭気等については、測定の方法等、技術的なものもございますので、また大阪府等ともご相談をしながらやっていきたいと思っておりますが、有害、無害というお話がございましたけど、これは有害であればとんでもないことでございますので、また大阪府と十分

協議をしながら、また、その技術的な方法についても検討してまいりたいと思います。ただ、先ほどもちょっと申しましたけども、無害であるからそれでオーケーということでもないかと思います。無害であっても臭気がすれば生活環境に及ぼす影響というのはあるかと思うので、この辺についても事業者も含め協議をしてまいりたいと思います。

それから、融資制度の関係で、3,800社を回るということで、一番にということでございますけども、これについては全部行きますので、できるだけ早期のタイミングで行かせていただくということ、それから、全般的な話といたしまして、本市が事業所がたくさんあることによる持つておる恩恵と、また、住居があることのバランスということが考えられますので、今後とも事業継続ができなくなるような環境も困ります。また、住民が困るようなことも困りますので、その辺のバランスについては条例の趣旨を十分具現化できますように努力をしてまいりたいと思いますし、また、当然、私は同じ部の産業振興課と環境政策課両課を所管しておりますので、この辺の連携についても今後とも図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 公有財産台帳の整備に当たっての関連と指定管理者についてお答え申し上げます。

市長公室長から答弁がございましたように、我々も今の施設は、10年、20年の間には大きく大規模改善なり、まして、それを残すのか残さないのかとかいうことも入ってくると思います。この点は、第1次行革のときにも、本来は集会所の整理統合というのを我々は考えた経緯があります。

しかし、ご存じのように、集会所の整理統合というのは、これはなかなか言って簡単なことではない。先ほど、市長公室長のほうから、今後、量的に維持する視点から質の確保という視点に転換という、きれいな言葉で言っていましたけれども、まさしくこの議論は避けられないだろうというふうには思っております。

そして、過日、NHKのほうで、ある市でこういう専門の課を設けて、全体のボリューム像を出してきて、それで議会と市民の皆さんに対してこれだけの維持管理コストが要ると。ならば、今後の人口減少時代の中においても、どれだけの施設を残すのかということも、その課をつくったということもこれは注目するということで、NHKでやったことも見ております。ただ、これからの公共施設のあり方について、この再配置計画については検討委員会のことも一度考えてみたいというふうに考えています。それで、これはもう一にも二にも今後の中期財政見通しの平成23年から、前回であれば29年まで、30年までの中に中期財政計画の中に必ずこういう問題がどう位置付けをするかということもありますので、この点も財源との絡みが絡んできますので、このあり方検討委員会については、ご指摘の面で一度検討してみたいなというふうに考えているところでございます。

それから、もう1点の指定管理者問題ですが、これは、市長公室長からもありましたように、本来の趣旨からしましたら、公募を原則として一定の競争の原理が働く選任方法を導入すべきという基本的な考え方は持っております。しかしながら、一方で他市の動向、また非公募での選任、そういうケースもありますし、今回の今この場で最終提言、具体的な提言の中身まで

お伝えすることはできませんが、その内容なり、やはり他市の指針もいま一度検証いたしまして策定していきたいというふうに思っております。

私が非常に注目しておりますのは、相当議論をいただきました。厳しい意見も出しました。先ほど市長公室長のとおりでございます。それで、私は、何よりも経営改革を実施していかなければならないという１点に尽きるのではないかなという気がいたしております。先ほど言いましたような、各委員からものすごい具体的にイメージしておりますのは、思っておるのは、やはり市役所に頼り切っているという言葉が胸にずしんと来ております。そして、内部意識が足りないのではないかと、これは一致しますが、ただ、反面、よかったなと思っているのは、やはりプライドを持って熱い思いで仕事をしている職員もおられるということも十分考えていかなきゃならないという言葉も思い出します。本質的には、同種のサービスを行っております民間事業者に準じるような人員体制、給与体系の見直しは、私はぜひともしなければなければならないというふうに思っております。今後、ここで議会とも議論になるかもしれませんが、こういったことは避けては通れないのではないかなというふうに思います。

それから、いわゆる優良企業事例を分析して、それを指標にみずからの活動を評価し、変革・改善を進める意識、いわゆるベンチマーキングと言われますこの中身であります。こういったことが非常に多く語られました。ここは、私どももいま一度、そういう実践をされるような提起もしなければなりませんし、問題指摘もしたいというようなことを思っております。そのような行動がないと、やはり非公募による指定

管理者の選定が難しいということは、今回の検討委員会で非常に感じたことでございますから、何よりも何よりもその経営改革１点に尽きるということで、この提言が出ましたら、できるだけ早く市としての考え方をお示しするようにしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一郎議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、三宅議員。

(三宅秀明議員 登壇)

○三宅秀明議員 まず、６月６日に薨去された三笠宮寛仁親王殿下に謹んで奉悼の誠をささげます。

東日本大震災から１年と３か月以上が経過しました。昨年の６月、私は宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市、同じく大船渡市を訪問させていただき、その被害状況を目の当たりにいたしました。とても現実のものとは思えず、あの光景は今でもはっきりと覚えています。その３か月後には、紀伊半島を中心に台風１２号による被害が発生しました。従前より申し上げておりますとおり、私は相前後しながら奈良県野迫川村をたびたび訪問しておりますが、被害の発生前、発生直後、そして復旧・復興という一連の流れを見ることができ、この経験をしっかりと自分の糧にしなければならぬと強く感じています。

本年も、２月にかけては大雪、３月１２日と５月２０日には桜島の噴火がありました。また、５月は６日に竜巻が茨城県と栃木県を襲っています。４月４日には首都圏を中心に爆弾低気圧の被害もありました。さらに、つい先日の６月１９日には台風４号が６月としては８年ぶりに上陸して、多くの被害が発生し、続く５号から変わった熱帯低気圧の影響などで２１日も豪雨に見

舞われました。和歌山市南東部で大規模な冠水が起こり、多くの被害が発生したことは、まさにきのうのことと言えます。1週間で3回の非常招集体制があり、本市の関係部局の方々がお出になられたことは承知をしており、それにつきましては、その労をねぎらいたいと思います。

自然災害以外でも、2月にはA I J投資顧問による巨額詐欺事件が発覚し、5月末には中国大使館員によるスパイ疑惑が報じられました。6月に発覚した野村証券のインサイダー事件とともに、組織のガバナンス、あるいはマネジメントの面から深刻な問題であると言わざるを得ません。また、4月には12日に祇園で運転手を含む8名が死亡する事故があり、23日には亀岡で無免許運転の車に3名がひき殺される事件がありました。この事件では、犯人の破滅的な行動への批判が噴出しましたが、警察官と小学校の教頭が被害者の情報を無断で加害者に書面で提供するという信じられない行動をとったことが明らかになりました。去る6月16日、京都府警が地方公務員法の守秘義務違反で2人を書類送検する方針を固めたとの報道がありましたが、二重の被害に遭われた被害者やそのご遺族、ご親族皆様の心中、いかばかりかと思います。この事件では、無免許運転であっても運転技能があると認められれば危険運転致死傷罪には問われないという、さまざまな制度の不備が明らかになりました。さらに、29日には関越道で7名が死亡するバス事故がありました。

これら一連の重大事故・事件では、それぞれ違う要因が存在します。危機管理やマネジメント、さまざまな観点からそれらの要因を分析し、我がこととしてそれらを教訓とし、本市でそのようなことが起こらな

いよう今後とも前向きに取り組んでいかねばなりません。

こうした思い、観点を基礎とし、順位に従って一般質問を行ってまいります。

第1点目は、危機管理についてであります。

第1項目めは、交通安全についてです。

最近の報道を見ておりますと、脱法ハーブを使用したことによる悪質な交通事故が発生しているように感じますが、本市でのそうした状況と近年の交通事故発生件数の傾向について、まずお伺いいたします。

第2項目めの防犯対策についてにつきましては、ここ数か月、安まちメールで痴漢発生の連絡が非常に多く届いているように思いますが、市内における最近の犯罪発生件数がどのような状況になっていて、それをどのようにとらえ、対処しておられるか、まずお伺いいたします。

第3項目めは、電力問題についてです。

6月11日からスーパーセツ電隊が活動を開始され、市をあげて一層の節電に努められていることと存じます。しかしながら、報道によりますと、電力供給は綱渡りの状況が続いておるようです。先日は、クラゲの影響で関西電力の火力発電所の出力が低下しているという報道もありました。こうした状況から、計画停電の可能性も少なからず存在しております。昨年、関東で実施された計画停電では、相当な混乱があったと聞いておりますが、この計画停電につき、現在、本市が把握している状況と対策についてお伺いいたします。

次に、第2点目、まちの活性化についてであります。

第1項目めは、都市魅力の創造についてです。

去る6月2日、「第1回淀川わいわいガ

ヤガヤ祭」が開催されました。これの開催に向けて、自治会の方などがさまざまに動いておられたことを記憶しておりますし、当日は、私の家のまさに目の前が会場でありましたので、イベント期間中、とてもにぎわっている様子を実感できました。今、改めてこれの開催に至った経緯についてお伺いをいたします。

第2項目めの現有資産の活用と協働についてですが、この現有資産というくだりにつきましては、ここでは公民館を中心とさせていただきますので、よろしくお願いします。公民館まつりなどの場におきましては、市長は、折に触れ、本市は他市と比べて公民館活動が活発であるとかあいさつをされます。この点につき、何か数字的なものがあればよりわかりやすいと思うのですが、具体的な活動状況などをどのように把握されているかお伺いいたします。

最後に、第3点目、組織運営についてであります。

第1項目めのマネジメントについてにつきましては、団塊世代の大量退職、そして機構改革などを経て、管理職の方々の顔ぶれをはじめ、本市の体制も随分変化してきたと思います。私も民間企業にいましたとき、ある店舗の店長をさせていただいたことがあります。その就任に当たり、当時の上司から、一般職と管理職との違いや役割など、いわゆるマネジメントについて訓示をいただきました。民間と行政という違いはありますが、この役割について、市としての考え方をまずお伺いいたします。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号1の(1)

交通問題についての、脱法ハーブなどの使用による悪質な事故が多発しているが、摂津市における事故の状況と近年の交通事故発生件数の傾向はどうかとのお質問にお答えいたします。

本年5月に大阪市中央区で、また6月には京都市伏見区におきまして、脱法ハーブの吸引を原因とした事故が発生しておりますが、摂津警察署管内におけます本年1月から4月末現在での状況を確認しましたところ、同様の事例は確認されていないとことでありましたが、飲酒を原因といたします事故が1件発生しております。近年の交通事故発生件数の傾向でございますが、平成23年度に発生いたしました摂津署管内での事故件数は460件で、対前年比98件の減、負傷者数につきましては526名、対前年比103名の減となっております。また、平成15年度以降での事故件数及び負傷者数では、平成23年度が最少の発生状況となっております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市内犯罪件数と、現状をどのようにとらえ、対処しているかについて、お答えをいたします。

平成24年1月から4月末現在の市内犯罪発生状況は、街頭犯罪のうち、部品ねらい32件、自動車盗10件、オートバイ盗27件、自転車盗75件、ひったくり6件、車上ねらい34件、自販機ねらい10件、合計194件で、強制わいせつは7件。街頭犯罪は昨年同時期と比較すると30件の増となっております。市内での街頭犯罪は、今年に入り増える傾向にあり、警察と連携し、啓発看板を設置し、また、庁外で業務を行う職員等には、常に防犯意識を持って行動するように呼びかけておるところでござ

ございます。

市内における防犯活動の推進につきましては、警察や摂津防犯協会との連携強化を図っておりますが、やはり防犯で最大の力を発揮するのは地域の方々の取り組みであろうかと考えております。これについては、本市では自治会や商工会青年部等における青色防犯パトロール車の巡回啓発活動や、市内に12隊あるセーフティパトロール隊による防犯活動のように、地域の方々による自主的な防犯活動が積極的に実施され、大きな力となっておると考えており、今後ともこれについてはご協力をお願いしていきたいと考えております。

また、先ほど議員の質問にもございました大阪府警本部の実施しております安まちメールへの登録を市民や職員に対しても呼びかけ、犯罪防止に向けた情報の共有について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の計画停電に対する現在の状況及び対策について、お答えします。

計画停電に関しては、現在、国と関西電力が6月中ごろをめどに計画策定を進めています。関西電力からは、計画が確定すれば説明を行う旨、報告を受けておりますが、現時点ではこの報告はありません。しかし、一部マスコミで報道されている内容では、停電を実施する時間帯は午前8時半から午後9時まで、管内を48のグループに分け実施するという内容でございます。2時間程度の停電計画として、各グループの停電は1日1回とする検討がされています。具体的にグループ分けの区域や除かれる施設については、関西電力からの説明を待つ

ている状況でございます。

いずれにいたしましても、市民生活や業者に与える影響が重大であることから、事前に対策を講じるため、庁内の影響調査を行い、その結果をまとめており、今後、対策を検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号2の(1)都市の魅力の創造についてのご質問にお答えいたします。

「淀川わいわいガヤガヤ祭」の開催に至った経緯でございますが、毎年9月に生涯学習フェスティバルを開催いたしております。同フェスティバルでは、ろうそくファンタジーなどのイベントのほかに、市民の方にご参加いただき、本市のまちづくりについてグループワークをしていただく生涯学習サミットを同時開催いたしております。本市が平成20年に策定いたしました摂津市文化振興計画では、「水の文化をつなぐまち」を摂津市の都市像としておりますが、平成22年9月に淀川の自然と河川敷を活用したまちづくりをテーマとして開催されました同サミットにおいて、自然、歴史、文化、地域のつながりを融合した「淀川わいわいガヤガヤ祭」の開催が提案されました。

せつつ生涯学習大学卒業生にて構成されております摂津市まちづくり研究室では、この提案を受け、その実現性やまちづくりに対する有効性などを検討され、平成24年度開催に向け、準備を開始されました。平成23年10月には、同研究室を中心メンバーとして、淀川流域地区の鳥飼各自治会をはじめ、地域の各団体、淀川河川レンジャー、大阪人間科学大学など、多方面からの参加による準備委員会を立ち上げられ、

幾多の準備会議を経て、実行委員会による「第1回淀川わいわいガヤガヤ祭」の開催に至ったものでございます。

当初は、市民がみずから学び、考え、行動し、自主的に開催されたものであり、当まつりの実現は、第4次摂津市総合計画に掲げておりますように、自然や環境との調和を図りながら、まちとともに育ち合う「まち育て」という新しい発想による取り組みとしてとらえており、今後も市民の自発的な手づくりによる生涯学習まちづくりを支援してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号2の(2)現有資産の活用と協働についてのご質問にお答えいたします。

公民館は、地域の学習拠点として講座の開設や講習会の開催等、多様な学習機会の提供に努めるとともに、災害時の避難所や熱中症対策の避難地「せつつオアシス」の開設、東日本大震災時の募金活動など、地域社会活動の拠点として貢献しております。

本市の公民館の活動状況でございますが、人口規模、公民館の数、また運営方法等が異なりますことから、他市との比較は難しいところでございますが、平成22年度における本市の講座開催数で申し上げますと、市内公民館6館で226講座、延べ501回の講座を開催し、延べ7,932人の方に受講いただいております、府内トップレベルの開催数となっております。

公民館では、このほかに各種クラブ登録者やサークル活動、また、その発表の場である各公民館まつりが活発に展開されております。大阪府内や三島地域で公民館活動が衰退傾向にある中で、本市の公民館は地域の活動拠点として出色の活用がなされているものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 組織における一般職員と管理職の役割についてでございますが、組織には必ず目標がございます。その目標達成のための組織の構成員が協働して取り組むことに組織の意義があると考えております。単に協働と申しましても、人、物、金の支援が統制なく動けば、組織といたしましては機能いたしません。さらに、協働の前提として、その目標達成のための業務を正しく理解し、共有していることが重要であると考えております。その上で構成員はさまざまなレベルの意思決定を行っていくこととなります。

管理職の大きな役割は、組織目標達成のために資源を最適に配分して、配分した資源をもとに一般職員が業務を適切に行うための環境を整えることにあると考えます。また、一般職員は、与えられた資源、環境のもと、管理職からの情報を正しく理解し、組織目標達成のために効率的に業務を行うことにその役割があります。この縦の連携は、市における課という組織レベルで有効に機能するとともに、組織マネジメントの観点で非常に重要なものでございます。

少し抽象的な言い方となりましたが、これらのことがしっかりできていれば、課の管理職が仮に不在であっても適切な対応ができるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 では、2回目の質問に入っております。

第1点目の第1項目めの交通問題につきまして、さまざまに数字などを示していただきまして、よくわかりました。脱法ハーブに起因する事故はないものの、飲酒を原因とする事故が1件あったとのことでありました。脱法ハーブについての事故がなか

ったことは何よりですけれども、飲酒に係る事故があったことは残念であります。また、平成23年度に摂津警察署管内で発生した交通事故件数全体で見ますと、件数、負傷者ともに平成15年以降最少であるとのことでありました。これは、市民の皆様の意識の高まり、また、行政各位の取り組みの成果かと思えます。皆様のご尽力に敬意を表するものであります。

しかしながら、ここで忘れてはならないことがございます。それは、事故や死傷者というものは件数や人数でカウントされます。しかし、その一つ一つにはすべて違う事実が存在します。先ほど亀岡の事件に触れましたが、これもトータルで申し上げますと何百件という事故のうちの1件としてカウントされてしまいます。しかし、ここで起こった事実、通学路で保護者の引率のもと、安全と思われるところで発生した、そういった事実を永久に忘れてはならないと思います。自治日報という新聞では、元鳥取県知事、元総務大臣の片山善博氏が通学路について意見を述べておられますが、本市の通学路の安全確保がどのようになっているか、お伺いいたします。

次に、第2項目めの防犯対策についてですが、最近の犯罪発生状況や、それについてのご説明をいただきました。12隊のセーフティパトロール隊や青パトなどのさまざまな対策につきましては、私もよく承知をしているところでございます。多くの方々がご尽力され、それにつきまして感謝を申し上げます。しかし、そんな努力にもかかわらず、街頭犯罪は増える傾向にあるとのことでありました。

ご答弁の中で、安まちメールについて周知をしていただいているというお話でしたが、参考までに、4月1日から本日

まで、私の携帯電話が受信いたしました安まちメールの項目を絞って申し上げますと、ひったくりが5件、不審者情報が6件、変質者情報が3件、痴漢情報が23件、公然わいせつが5件、強制わいせつが2件となっております。この事件の詳細を分析しますと、全体の被害のうち、高校生以下が被害に遭っているケースが60%を超えており、その約半数は中学生以下の児童・生徒でございます。中にはシビアアクシデントというべき事案もありました。こうした事案は、各学校や教育委員会もご存じかと思いますが、現在の状況をかんがみ、学校が取り組んでいる対策についてお伺いいたします。

次に、第3項目めの電力問題です。

先ほどご答弁いただきました内容は、現在、マスコミ等で出ている内容とほぼ同じであるとのことでありました。私も新聞やインターネット等で状況変化はしっかりと注視をしておりますけれども、広く世間に報道されているものと行政が把握しているものが同じであるというのは、いささか残念な感じがいたします。

そもそも論になってしまいますけれども、今般、政府の方針として、節電目標自体は10%に引き下げる可能性が指摘されました。しかし、それにもかかわらず計画停電の準備もしなければならないという矛盾した点があります。それならば、橋下市長なども指摘しておられますが、電力使用制限令の発動のほうはまだ妥当であると思われるべきではありません。地方自治体は、地域住民の福祉に資するということが大きな役割でございますので、関西電力にあっては、まだ暫定的な計画であっても、しっかりとその内容を説明していただくことこそが、さまざまな対応に結びつくというものであると

考えております。しかしながら、現状を嘆いている場合ではありませんので、さまざまなケーススタディを行い、いざというときに備えなければなりません。私も、飲食業を営む方から、商品や在庫がだめになった場合、だれか補償してくれるんでしょうかという相談を既にいただいております。そのほか、医療機関や福祉施設などはどのように対応するのか、市役所の機能はどうなるのかなど、さまざまな問題が考えられます。時間としては2時間という話でございましたけれども、この2時間というものを甘く見てはなりません。以前、災害対応でトリアージの必要性について申し上げましたが、今回も同様の覚悟が必要になるやもしれません。市の考えをお伺いいたします。

次に、第2点目の第1項目め、都市魅力の創造についてです。

「淀川わいわいガヤガヤ祭」の開催経緯につきまして、細かくご答弁をいただきました。自発的な提案がきっかけであり、そんな中、しっかりと時間をかけて構想を練って、各自治会やPTA、河川レンジャーさんなどなど、さまざまな皆さんが協力をされ、実行に至ったとのことでした。皆様の熱意には深い感銘を受けるところであります。

今回、来賓として大阪府の都市魅力創造局というところから職員の方がお二人来られておりまして、お話をさせていただいた中で、ここはすごい公園ですねというご指摘をいただきまして、以前、後輩が私の家にやってきたとき、同じようにこの公園をご案内したときも、「すごいところに住んでいますね」というふうな発言がありまして、さらにさかのぼりますと、大学時代、同じように私の家に遊びに来た友人が、こ

の公園と環境を見て、「ええとこに住んでるな」と言ってくれたことを思い出しました。

この一連の記憶を振り返りますと、私は自身の油断を反省したところであります。といいますのは、間近に住んでいますと、こういった光景は当たり前のように感じてしまいます。しかし、見る人がかわれば全く違う価値が与えられるんだということでもあります。そう考えますと、摂津市は小さなまちではありますがけれども、古来より交通の要衝でありますので、多くの方が摂津市をご覧になられていることと思います。そうした観点から、例えば職員の方で摂津市の外からおいでの方々、あるいは事業所にお勤めの方で摂津市外からお越しの方々に、この摂津市の中で見ごたえのある風景、あるいは好きな景色などを聞いてみるなど、今ある自然環境を生かした都市魅力の創造という取り組みが大事なことになってこようかと思えます。いかがお考えでしょうか。

次に、第2項目めの現有資産の活用と協働についてであります。

公民館の活動状況や使用環境などにつき、数字を交えてご説明をいただきました。こうして具体的なお話を伺うと、一層自信を持って本市の公民館を他市あるいは全国にも発信できようかと思えます。公民館まつりは私もよく参加をさせていただいておりますが、どちらの公民館でも総力をあげて取り組んでおられるという様子を強く感じます。ただ、私も公民館のふだんの様子を細かく拝見しているわけではございませんので、現在、本市が取り組んでいる協働の理念につき、どのような点で反映されているのか把握をし切れてはおりません。この点につき、お伺いをいたします。

最後に、第3点目の第1項目め、マネジ

メントについてであります。

ドラッカーの著書にありますエッセンスが織りまぜられた深いご答弁をいただいたと感じました。最近、このマネジメントにつきまして、さまざまな方が意見や見解を述べておられます。橋下市長も共著の中で、「仕事は全部任せるでは、結局、各担当者が組織全体の進むべき方向を意識せず、みずからが担当する狭い領域内で判断することになる。今や機動的に右や左にかじを切る時代。組織の方針を全メンバーが意識することは必要不可欠だ。組織の一定の方針のもとで各現場に自律的に動いてもらう。その結果の責任をトップがとるのは当然である」と指摘しておられます。そして、「規律を徹底しなければ、組織を適切に動かすことはできない」とされ、さらに、「マネジメントのベースには信頼関係が不可欠である」とも述べておられます。この信頼関係とは、横の連携を言っていると私は解釈しました。「ガバナンス」という雑誌でも時々記事になっておりますが、少数精鋭がこれからの行政経営の方向性とするならば、先ほどご答弁いただいた縦の関係とともに、横の連携も非常に重要になってこようと思います。これまで、いわゆる縦割り行政は、市民にとって厄介なものにとらえられてまいりましたが、もはやそれにとどまらず、行政自身にとっても憂慮すべきものとなってきているのではないのでしょうか。市の考え、方向性をお伺いいたします。

2 回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 質問番号 1 の (1) 交通問題についての 2 回目、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、本年 4 月か

ら全国で通学路における児童・生徒の交通事故が続発し、尊い命が失われるという痛ましい事件・事故が発生しております。本市におきましては、これまでも保護者や自治会など、地域住民等の関係者の皆様のご協力をいただきながら、通学路の安全確保に努めてまいりました。教育委員会では、本年 3 月、これまでの取り組みを踏まえて、改めて取り組みの強化を図るという観点から、摂津市立学校の通学路に関する要綱を制定してまいったところでございます。

さらに、この間の一連の事故を受け、本市におきましても、5 月 1 日付で小中学校長あてに通学路における安全点検の徹底についての文書を送付し、事故の防止に向けて見直しの必要があると思われる箇所の報告を求めています。現在、その報告を集約するとともに、その一部につきまして、庁内の関係部署と改めて現場の確認などの作業を始めているところでございます。

今後、現場確認、庁内関係部署等との検討を踏まえ、市で実施できる改善方策がある場合は早急に取り組んでいくとともに、必要に応じて摂津警察等の関係機関に要望するなど、通学路の安全確保に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 わいせつ事案を含む防犯対策として、学校が取り組んでいる内容についてのご質問にお答えいたします。

昨年度から今年にかけて、公然・強制などのわいせつ事案が本市においても頻繁に起こっておりますことは、教育委員会としても認識いたしております。とりわけ小中学生に対する事案については、子どもたちが受けるショックも大きく、一日も早くこのような事案が一掃されることを強く願っているところでございます。

小中学校では、年間の定期的な指導に加え、市内や近隣市でのわいせつ事案や不審者事案が発生した場合、その内容や状況に応じて児童・生徒及び保護者への注意喚起を行っております。特に小学校では、教育委員会が小学校1年次より6年間貸与している防犯ブザーの携帯について指導するとともに、事案の状況によっては集団下校や教職員のパトロールも実施いたしております。また、小学校3校では、大阪府警察本部の生活安全指導班による低学年対象の防犯教室や誘拐防止教室を開催しております。警察官が着ぐるみを着用するなど、親しみやすく具体的でわかりやすい内容であるため、低学年にとっては効果的であると聞いております。今後、他校へも開催が広がるよう、内容の紹介を行いたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も学校と関係機関や地域との連携を推進し、子どもが危険を回避し、また、危険に出会った際に最善の行動ができるよう、防犯対策に取り組んでまいりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 計画停電についての質問にお答えいたします。

需要が大変厳しいと予想されております関西電力、北海道電力、四国電力、九州電力の4電力管内では、供給余力が1%を切る見通しとなった場合に計画停電を実施するということになっております。また、この停電による影響として、本市では生命にかかわるもの、特に在宅酸素利用者や人工呼吸器を使用している方への対策を講じる必要があると考えております。また、市内の信号機が停止することから、交通渋滞を引き起し、救急車や消防車両の通行への影響、あるいは高齢者の熱中症も危惧される

ところがございます。市内の規模が大きい医療機関や福祉施設については、自家発電設備があることを確認しておりますが、公共施設すべてに自家発電の設備が設置されておる状況ではございません。行政事務へもこのことから影響もございます。市役所本庁舎においては、7階に自家発電設備を配置しておりますが、非常用電力は発電能力が限られており、すべての業務を通常どおり執行することは困難な状況でございます。

これらのことから、計画停電時には、行政活動として行うべき業務を選定し、それ以外は停止し、生命、緊急にかかわる業務へと人員をシフトする必要があると考えております。今後は、国や関西電力からの計画停電のスキームが明らかになりますが、業務の優先順位をつけた形で、市民への影響が最小限になるよう対策を講じてまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 摂津市に今ある自然環境などを生かした都市魅力の創造についてでございますが、第4次総合計画では、摂津市らしさや摂津市の強みを意識し、それらを生かした施策や事業を展開していくことを基本姿勢といたしております。また、これからのまちづくりにおいて、魅力づくりは欠かせないものだと考えております。魅力づくりにつきましては、今回、民間事業者の情報発信力を生かして、まちの地域資源を紹介する観光歩きを企画いたしております。具体的には、市内を走る鉄道会社と、その沿線の9市町と連携して、沿線自治体の歴史や自然を紹介するまち歩きパンフレットを作成し、共同PRを行ってまいりたいと考えております。今回の取り組みは、

今ある地域資源を、視点や見方を少し変えることで、今まで気づいていなかった魅力を引き出し、より多くの人に摂津の魅力を感じ、触れていただこうと考えておるものでございます。今後につきましても、摂津市の地域資源を発掘して、まちの活性化につながるよう魅力を市内外に発信してまいりたいと考えております。

それから、組織としてのマネジメント、横の連携のあり方についてのご質問でございますが、先ほどは課という組織レベルでの縦の連携の必要性和重要性等についてご答弁申し上げました。ただし、この縦の連携といいますのは、ある意味、縦割り行政という弊害を生む要因ともなるものでございます。課で完結できる目標達成に向けては機能いたしますが、市には一つの部署では完結できない行政課題やサービス向上といったものがございます。第4次の総合計画にも記載されておりますように、摂津市としての特色、魅力の創造には、特にこの組織内の横の連携が不可欠となってまいります。

ただし、この横の連携の観点は、その必要性、重要性を深く認識しているものの、その組織形態については、従前から課題であることも事実でございます。例えば、さまざまな自治体で、縦割り組織からの脱却のため、組織のフラット化、チーム制などが試されてきた経緯がございます。本市においては、古くは課題別プロジェクトチームの編成や政策推進会議の設置、最近では虐待防止ネットワーク会議などの設置により、この横の連携の取り組みを実施してまいりました。さらに総合計画では、施策という横の連携の不可欠なレベルで、基本方向、現状と課題、目標を設定しているところでございます。

いずれにいたしましても、この課題をクリアするための根幹をなす資源は人であることから、今後も人材育成の観点を忘れることなく取り組んでまいります。また、この横の連携のキーマンは部長であると考えておりますので、特に部長には強く自覚を促してまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 公民館が協働の理念のもと取り組んでいる活動でございますが、公民館に限らず、各個人がみずからのニーズに基づき学習し、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ろうとする生涯学習の理念そのものが協働の理念であり、地域の生涯学習の拠点である公民館活動も、同様にこの理念のもとに活動しているものと考えております。

安威川公民館以外の公民館の運営につきましても、民間人採用の館長のもと、社会教育指導嘱託員が、それぞれ地域住民の意向を踏まえ、地域の実情に応じた講座等を企画運営し、学習機会の提供に努めており、地域のたくさんの方にご利用いただいております。公民館は地域住民の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設であることから、地域、家庭、学校、そして行政の協働の場として、今後も地域における教育力の向上に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 それでは、3回目の質問を行ってまいります。

まず、交通問題、通学路についてでありますけれども、けさも私の家の前の交通規制の場に警察官が立ってくださっていました、日々いろいろと努力をいただいているということを実感している次第であります。先ほどご指摘された安全点検の徹底

という文書につきましても、少し拝見をさせていただきまして、細かな内容がしっかりと記載されているというふうに思います。それがしっかりと実現されることは一つですけれども、そこにもう一つ、子ども視線による安全確認も入れていただければなというふうに思っております。やはり大人と子どもでは見る視線の高さも違いますし、発想も違います。また、通学路においても、学校へ行くときの通学路と帰る際の通学路では、恐らくまた子どもたちのとらえ方も違ってくると思います。この点について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

次に、防犯対策についてでありますけれども、さまざまに対策をしておられること、これについては評価をさせていただくものであります。全国市議会議長会の資料によりますと、足立区ではビューティフル・ウィンドウズという運動が推進されているようでございまして、そのほか、防犯まちづくりに関する、少し以前、7年前の書籍では、子どもたちを対象としたCAPというプログラムも紹介されております。さまざまな国や地域でさまざまな安全対策が講じられていることとしますので、そういったさまざまな資料を参考にしながら、先ほど次長がご答弁いただきましたように、強い意志を持って取り組んでいただきたいと思いますのと、安まちメールにつきましても、やはり届いて、その文字を見ることによって、こんなことが起こっていると実感できると思いますので、先ほど既に推進しているというご答弁でございましたけれども、教育委員会、各学校の皆さんにおかれましても、その点を周知していただくように要望させていただきます。

電力問題についてであります。計画停電につきまして、状況と見通し、また対策

についてご答弁をいただきました。現在、このように動いている状況ですので、それに向けた対策をしなければなりません、それに一步踏み越えて、昨年も同じことに触れておりますが、昨日もエジプト大統領選挙の結果が発表されましたし、最近、ヨーロッパではさまざまな動きがあります。東日本大震災以降、さまざまな価値観の転換や意識の変化がありました点を考えますと、今は恐らく文明の転換点にあると言っても過言ではないと思います。同じく昨年、市長にお伺いをしておりますが、今、改めて生活のダウンサイジング、あるいはマイクロ水力などの新エネルギーといったものに対して、ふだん、市長はまちのかじ取り役を担っているというふうにおっしゃいますので、方向性等、お考えをお伺いしたいと思います。

都市魅力の創造についてにつきましては、摂津市はどうしても通り過ぎるまちというイメージがあります。しかし、ご答弁にもありましたように、新しい視点を持って、摂津市の新しい魅力、埋もれている魅力を発掘していただければと思います。先日の「わいわいガヤガヤ祭」では、旧教育研究所で農具や民具の展示が行われていました。たまたま柴田議員と同席させていただいたんですけれども、そのとき柴田議員から、この農具はこういうときに使っていたんだとか、さまざまなご説明をいただきまして、非常に興味深い思いをしたことを覚えています。そうしたさまざまなご意見を集約しながら都市魅力の創造について進めていただきたいと思います。よろしく願います。

現有資産の活用と協働についてにつきましては、協働の理念と活動について、公民館の役割等と併せてご答弁をいただきまし

た。公共施設は、法律などさまざまな縛りがある、その中で活動しなければならないという若干難しい点もあることは承知しております。しかし、これほどしっかりと活動をしているのであれば、我々がその法律を変えるような原動力となる、それぐらいの気概を持って今後の活動の後押しをしていただければと思います。皆様にはよろしくお願いを申し上げます。

そして、マネジメントについてであります。第4次総合計画と絡めた横の連携についてご指摘をいただいたものと思います。その点につきまして、また、ご答弁いただいた内容につきましても重たいものであるというふうに認識をいたしております。先ほど来、私は奈良県野迫川村について触れておりますけれども、この野迫川村につきまして、私とこの村をつないでくださったある中堅職員さんが4月に亡くなられるという悲しい出来事がありました。その職員さんは、フェイスブックやさまざまなSNSを使って、自分の業務以外でも村の発信に努められ、さまざまな交流に励んでおられたと、野迫川の村長さんから、また職員さんから、あるいはフェイスブックのメンバーの方々からお伺いをいたしました。その大事な方が抜けた後、その連携をどのように保っていくのか、非常に重たい課題であると私はそのとき思いました。非常に重たい話になりますけれども、これは、しかし、いつそのようなことが起こるか、災害が起こるかはわかりません。さまざまな組織において、そういったあらゆる可能性を想定しながら、さまざまな方々との関係性を踏まえながら、組織のマネジメントについては取り組んでいただきたいと思います。第4次総合計画の実現に向けた関連性もあります。その点を踏まえてよろしくお願い

を申し上げます。

今回、マネジメントについてで申し上げましたように、縦軸と横軸について、その後者に主眼を置いて質問をさせていただきました。何事もこの縦と横の関係が整ってこそ、持続可能性が保たれるものであると考えております。以前の委員会において、情報の共有、状況の共有という視点のご答弁をいただいたこともございます。そうした認識の共有がしっかりと行われますように改めてお願いを申し上げ、質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 子ども目線による通学路の安全対策について、お答えします。

子どもの登下校時の安全確保を考えるに当たりましては、子どもたちが実際に通学路をどのようにして歩いているのかを把握し、そこから子どもたちの行動パターンを想定し、危険と思われる状況に対応していくことが重要と思われます。そのような観点からも、通学路の安全点検に当たりましては、可能な限り子どもの視点に立って、子ども目線により実施することが必要と考えますので、今後、そのような視点に立って、どのように状況を把握して安全対策に反映していくのか検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 三宅議員の3度目の質問にお答えをいたします。

今年、自転車の倫理条例というのをつくりましたけれども、あれもそうですが、この節電も摂津市が取り組みます人間基礎教育をよりわかりやすく具体化した取り組みの一つだと思っています。行政は、予算を組んでいろんなことを考えますね。ハードなまちづくりについては、ある程度行政に任せておけば、まあまあ何とかなっていく

んですが、ソフトなまちづくり、特に環境問題等々は、やっぱり一人ひとりの市民がしっかりと問題意識を持たないと目的にはつながっていかないと思いますね。そういう意味では、今回の昨年に続いてのスーパーセッツ電隊、私は一つのヒントといえますか、きっかけになってくれると思っています。

そこで、原発の話も出ていましたけれども、これは何度も言っていますが、1年たつとみんなの考えも変わってきているように思うんですが、その話はもうやめておきますけれども、原子力発電は嫌、節電も嫌では方程式は成り立ちません。しかしながら、戦後、好き放題と言ったらいけませんけど、どちらかといえば自由奔放に過ごしてきたこの社会、すぐに極端なことを求めたって、なかなかこれはうまくいくはずがない。だから、将来的に原子力発電をなくさなくてはならない、それにはしっかりとその覚悟といいますか、心構えを政治がしっかりと国民に説いていかなあかんと思うんです。そういうことで、私は、小さなまちですが、せめて摂津市の市民からでもその思いを全国に広げられたらとは思っておりますんですが、その心は、今は節電は発電ですよということをまたわかりやすく説いていけたら、電気のみにかかわらず、すべての問題において、こういった精神がまたいいまちづくりにつながってくると思いますので、またいろいろとご協力ください。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、これまでに市民の方からいただいたさまざまな意見を市政につなげていくために質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番目の指定管理者制度に移行した市民図書館のサービス向上等についてですが、本市は、平成23年4月より5か年の予定で、株式会社図書館流通センターが市民図書館及び鳥飼図書センターの指定管理者となり、管理運営が行われています。既に1年が経過する中で、これまでにモニタリングを実施し、確認用チェックシートにおける摂津市民図書館等協議会委員の評価や、それに教育委員会を含めた総合評価なども実施されていますが、結果はどちらの評価も5段階評価の真ん中のC評価で、適切であるとのこと。指定管理者制度の移行では、経費削減はもとよりサービスの向上がなければなりません。具体的なサービスはどのようになっているのか、市民の意見をもとに尋ねていきたいと思っています。

1番目、千里丘公民館、コミュニティプラザで紙伝票の図書予約申込書による本の予約受付ができないのか。このことは、平成23年8月10日の第1回摂津市民図書館等協議会でも委員からの意見として議論されていますが、改めてお答えいただきたいと思っています。

2番目に、電話での本の予約冊数は、現在は3冊ですが、以前と同じように10冊にできないのか。

3番目に、千里丘公民館での予約本の取

り置き期間を、現在の6日から市民図書館と同じ7日間にするのができないか。これは、最終日が休館日の場合は6日間になることの改善でございます。

4番目、上下巻本を同時に予約した場合に、下巻が先に返却された場合、現在は下巻からでも貸し出しされていますが、小説などは下巻から先に読む人はいないと思いますし、上巻を先に貸し出ししてもらえないのか。

5番目、棚卸休館日の第2木曜日がわかりにくいとの意見があり、通常の休館日第1、第3月曜日に曜日を合わせて第2月曜日に変更すれば市民にわかりやすいと思うが、変更はできないのか。

6番目、千里丘地域には図書施設を建設する議論がかつてより存在するが、財政的に実現がなかなか難しい。そこで、当面の間、吹田市千里丘上に建設中で今年10月完成予定の（仮称）千里丘図書館と摂津市民図書館を相互利用できるように両市で連携できないのか。

以上、6点についてご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、南千里丘に現在建設中のタワーマンションの入居による待機児童問題の解消策についてですが、平成22年ごろから保育所待機の相談が多く寄せられるようになり、23年度はさらに多くの相談がありました。先日、安威川以北の待機児童の数字をいただきましたが、平成21年ごろから増加しており、南千里丘の第1期分譲マンションの入居が始まった平成23年にピークとなっています。待機になった人たちが子育て支援センターの一時預かりに流れ込み、本来の子育てのリフレッシュや急な預かりといった機能が低下し、利用されている方から、昨年度後半は仕事につ

かれている方が優先で利用できなかったとの苦情も伺っております。こうしたことについて、市としてどのように検証されておられるのか、また、そのことを踏まえて、現在建設中の第2期タワーマンションの入居による保育所需要予測とその対策はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、災害に強いまちづくりについて。

3の（1）防災・減災ニューディールについてです。公明党は、現在、国において防災・減災ニューディールを提案させていただいております。今議会においても、防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書を提案させていただいております。1960年代の高度成長期、本市におきましては、1970年に行われました万博に関連をした開発で、道路や橋梁、上・下水道など、社会資本の整備が急速に進みました。そのころに建設されたものは、現在、建築後40年以上を迎え、老朽化が進んでいます。今後、東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点から、社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言えます。災害が起きる前に老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

さて、本市においては、先立つことに橋梁長寿命化計画の策定に取り組んでいると認識をしていますけれども、その中身についてご答弁をお願いいたします。また、下水道施設の耐用年数が今後50年を超えて

くるものに対する取り組みも併せてご答弁をお願いいたします。

次に、３の（２）洪水の際に安全に速やかな避難を促すために住宅街の電柱に「洪水防災情報標識」を設置することについてですが、このことは、３月の総務常任委員会でも我が党の川端議員から質問させていただいておりますが、その時点では、公共建物に設置を検討していくとご答弁いただいております。さらに議論をさせていただく意味で質問させていただきたいと思います。

国土交通省が平成１８年より進めている「まるごとまちごとハザードマップ」という事業がありますが、浸水高さなど統一された標識を人通りの目につく場所に設置することで、洪水情報の浸透化を図る目的で、公共建物や電柱などに表示する事業です。また、本市は一級河川淀川に面していますが、国土交通省の管轄であり、淀川河川事務所は、この「まるごとまちごとハザードマップ事業」に対する予算も持っているとのこと。また一方で、関電サービスという関西電力の子会社ですけれども、電柱広告と災害や洪水情報をセットにした看板の設置を推進しています。これは、民間事業者に見板広告を出してもらい協力が必要になりますが、こうしたものを組み合わせることにより、民間事業者と協働で少ない予算で画期的な取り組みができるのではないのでしょうか。可能性について、本市の考えをご答弁ください。

次に、３の（３）民間事業所との防災協定についてですが、このことは代表質問でもお尋ねをいたしました。が、実際どのように拡大をされていくのか、イメージができていません。市民の皆さんに安心が伝わるように方向を示す必要があると思います。

私のイメージは、洪水などの際に避難所まで行けない高齢者などが、身近に高い場所に避難できるように、まるでこども１１０番の家のようにあちらこちらにあればいいと思うのでございます。今は企業から当たっておられるということですが、今後どのように拡大をしていかれるのか、また、市民にわかる表示をして、ふだんから認識をしておかなければ、いざというときに役に立たないと思います。これまで、こども１１０番ならぬ防災１１０番の看板を提案してきましたが、市としてどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

次に、３の（４）自主防災組織の自治会単位のさらなる細分化と、災害時の身近な避難拠点として財産区公民館や多くの集会所も避難や炊き出しなど重要な拠点の位置付けになると思われるため、耐震補強や備蓄品・連絡網の確立など事前に整備しておくべきではないのでしょうか。現在、小学校区ごとに実施されている自主防災訓練は、回を重ねるたびに充実されてきていると思いますが、小学校では、地域の人全員は避難できないとか、高齢者や障害者は遠くて避難できない、また地形的に分断されている等の問題が指摘をされています。そうした中で、三宅小学校区では自治会単位で防災訓練を実施している地区があります。小学校単位での自主防災組織は尊重しながらも、要援護者対策など、きめ細やかな対応を考えると、自治会単位の活動がどうしても必要になってくると思われます。そのためにも、身近な拠点として集会所や財産区公民館なども耐震補強や備蓄品・連絡網の確立など、事前に整備しておくべきではないのでしょうか。市として考えをご答弁をお願いいたします。

次に、４番目、吹田操車場跡地のまちづ

くり問題の整理についてでございますが、これは、先日行われました吹田操車場跡地の区画整理工事の地元説明会での市民の意見をもとに質問させていただきます。

まず、4の(1)千里丘1丁目の交通問題の対策についてですが、吹田市の天道から千里丘ガードまでの区画整理道路が整備をされますが、最後の接続部分の処理についてはまだ決まっていません。西口の再開発の見通しがつかない中、現時点で千里丘駅西口は狭い上に人と車で大変な状況の中、接続をするとさらに危険な状態が予測されますし、また、駅前に進入させずに千里丘ガード側のほうへ逃がすということになりますと、千里丘交差点がさらに渋滞することになります。解決策をどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4の(2)南北分断問題の継続性についてですが、今回の防災公園の説明に対しまして、千里丘東5丁目の方からは安全に避難ができないという意見がありました。この地域には庄屋公園や鳥山公園が近くにあるといたしましても、利用できるにこしたことはありません。また、この吹田操車場跡地のまちづくりとしての南北問題は、一定決着がついたことになっておりますけれども、千里丘3丁目から7丁目などは摂津市の中心部分からJRに分断をされ、孤立化している問題は、今も地域から声が上がりますし、これから長く横たわっていく問題であり、本市として認識をしてもらわないといけない問題でございます。現在、まずどのように市として認識をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4の(3)竹之鼻ガードと坪井ガードの既存部分の改修についてですが、坪井ガードが階段設置工事のため7月20日

から8月27日まで長期間通行どめになりますが、ガード内の車道部分の舗装改修、また、歩道の段差の解消、壁面のペンキ塗りや照明灯のLED化、防水工事など、改修工事を併せて実施してほしいとの声が上がっています。竹之鼻ガードと併せて、この二つのガードの整備は今までも何度も議会でも議論をされております。どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、自転車のさらなる安全対策について。

5の(1)千里丘駅東口エスカレーター前の歩道やフォルテ周辺の歩道は、人や自転車の通りが多く混雑する上、スピードを出す自転車に冷やっとする場面があります。自転車同士や自転車と人との接触を目にいたします。特に朝夕は人と自転車でごった返しをしており、高齢者などが大変怖い思いをされております。また、通学路の特定の場所については、以前から自転車がスピードを出して小学生の列に突っ込みそうになり、危険であることが指摘をされてきましたが、そうした解消法として、条例等で「自転車を降りる区域」を指定できないのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、5の(2)交通安全子供自転車大会と連動した交通安全教育の取り組みについてですが、毎年、財団法人全日本交通安全協会と警視庁が主催となり、交通安全子供自転車大会が開催されており、6月には大阪府大会、8月には全国大会が行われます。これは、小学校児童を対象として行われている自転車安全教室の教育効果をより一層高めるため、競技を通じて児童に交通についての興味と関心を持たせるとともに、交通安全の知識と技術を身につけさせ、さらにその習慣化を図ることにより、交通事

故を防止する目的で開催されているものです。この大会と連動させた交通安全教育の取り組みができないものかと考えますが、教育委員会の考えをご答弁お願いいたします。

次に、6番目、バリアフリーの促進について。

6の(1)JR千里丘駅の電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取り替えについてですが、このことは、平成20年10月28日に、当時議長をさせていただいているときに、JR千里丘駅プラットフォームの安全対策についての要望書をJR西日本京都支社に持っていったことについて、段差解消工事を行う旨の回答書をいただきました。しかし、あれから3年半の月日が流れましたが、約束は実行されず、私も当時の責任を果たせない状態が続いております。また、いまだに京都行き電車の車掌が、千里丘駅のみ「電車とホームのあいっているところがありますので、ご注意ください」とアナウンスをし、千里丘駅のバリアフリー整備がおくれていることを強調することにより、千里丘のイメージダウンの一因になっています。

また、ホームの安全柵については、平成16年度に当時のJR基準のステンレス製安全柵に改修されておりますが、これが、手すり子の間隔が19センチと、子どもが十分にすり抜けられるピッチとなっており、十分とは言えません。現在、吹田駅や岸辺駅では手すり子の間隔が9センチの安全柵に改修されております。

以前、平成21年12月の一般質問では、JRから平成21年度に段差解消工事の予算要望を行ったが、平成21年度は見送りになったことや、ホームの子どもがすり抜ける手すりの取り替えについても、ホーム

の段差解消時に合わせて進めてまいりたいとの返答があったという答弁がありました。その後どうなったのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、7番目、市街で子どもたちが摂津市の歴史を学び、郷土に対する愛着心をはぐくむために、歴史を刻む建物などがあつた場所に記念碑や説明板を設置することについてですが、現在、摂津市には江戸時代以前の名称を示した説明板は多くありますが、昭和以降の三島町以前で、味舌町、味生村、鳥飼村、三宅村の痕跡を残す役場とか、中学校、警察署などの跡地を示す記念碑や説明板は一枚もありません。一津屋集会所も含めて、ざっと10か所はあると思います。この「摂津歴史スポット」という中にまとめてありますけれども、数えますと10か所あります。こうした場所も、大人はもとより、子どもたちに本市の歴史に愛着を持ってもらうため、痕跡を残す記念碑や説明板を設置するべきだと思いますが、市としての考えをご答弁お願いいたします。

次に、8番目、熱中症対策の「せつつオアシス」の実施などで、夏休みの居場所をなくした子どもたちの熱中症対策と居場所づくりについてですが、もうすぐ夏休みがやってまいりますが、夏休みは家でたむろする子どもたちが、お母さん方から厄介者扱いされてしまい、猛暑の中、行き場を失っています。7月と8月の後半は小学校のプール指導を行いますので、まだ少しましのようなのですが、日中は子どもらしく友達と外で遊んでほしいけれども、猛暑の中でそうそう外で遊べない。かといって、家に友達を連れてきたらお母さんが嫌がるため、子どもたちは行き場を失って難民化をしています。公民館や公共施設に流れ込むのはそのためですが、ゲームセンターやカード

ゲーム場などにも流れ込みます。そうした小学生を持つお母さん方の意見として、夏休みの子どもたちの安全で健全な居場所をつくってほしいとの切実な声をお伝えし、質問させていただきます。ご答弁をお願いします。

以上で1回目、質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号1、指定管理者制度に移行した市民図書館のサービス向上等についての6点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の千里丘公民館、コミュニティプラザでの紙伝票による図書予約申込書による本の予約受付の件でございますが、当申込書による予約は、書籍名等不確かな場合が多く、市民図書館でも図書館電算システムにて図書の有無を予約時に確認しております。千里丘公民館及びコミュニティプラザには同システム端末が未整備で、かつ図書館職員も常駐していないことから、現時点での対応については難しいものと考えております。

2点目の電話での本の予約冊数を10冊にする件でございますが、電話予約開始当時は、窓口貸し出しと同様に10冊としておりましたが、電話予約では書籍名等不確かなことが多く、一人当たりの受付に時間がかかること、また、電話予約の受付が集中しますと他業務に支障を来すため、電話予約につきましては一人当たり3冊までとさせていただきます。図書の貸し出し予約につきましては、平成22年12月にインターネット予約を開始しましたことから、電話予約の件数は減少しております。今後、インターネット予約を利用できない

利用者の便宜を踏まえながら、予約の方法を整理検討してまいりたいと考えております。

3点目の千里丘公民館での予約本の置き置き期間を延長する件でございますが、千里丘公民館及びコミュニティプラザで予約図書を受け取る場合、置き置き期間最終日とその施設の休館日と重なった場合は、予約図書を受け取れないという状況となっております。利用者の利便性向上の観点から、置き置き期間最終日が両館の休館日と重なる場合は、その期間を1日延長するような対応を検討したいと考えております。

4点目の上下巻本の順番貸しに対応する件でございますが、電算システム上、窓口予約及びインターネット予約ともに、上巻の次に下巻を貸し出すなどの順番貸しには対応しておらず、上巻が貸し出し中であっても下巻が貸し出し可能となれば、先に下巻を貸し出すという対応となっております。ただし、窓口での予約受付につきましては、現時点でも運用を工夫することにより対応可能と考えており、指定管理者と協議してまいりたいと存じます。

5点目の市民図書館の資料整理休館日を第2月曜日に変更する件でございますが、現在、市民図書館は第1及び第3月曜日を通常の休館日、第2木曜日を資料整理作業のための休館日としております。この休館日を他の曜日に変更することは可能ですが、ご質問のように月曜日に休館日を集中させますと、月曜日しか利用できない方の利便性が低下することとなります。できるだけ広く多くの方に図書館をご利用いただくという観点からも、現行どおりの休館日が好ましいと考えております。

最後に、6点目の吹田市で建設中の(仮称)千里丘図書館と摂津市民図書館との相

互利用の件でございますが、本市にはＪＲ京都線以北地域に図書施設がございません。また、吹田市では南正雀地域に図書施設がございません。両市が図書館の相互利用を行うことは双方にメリットがあると考えております。現在、吹田市では、豊中市と一部の図書館で相互利用の試行中ではありますが、その効果を検証した上で他市との相互利用を考える、また、吹田市の（仮称）千里丘図書館は平成２５年年初の開館予定とのことではありますが、同市でもこれまで図書館のなかった地域であり、開館後、非常に混雑することが予想されることから、相互利用については同施設の運営が落ちついてからの協議としたいというように聞いております。

次に、質問番号７、歴史を刻む建物などがあった場所に記念碑や説明板を設置することについてのご質問にお答えいたします。

現在、摂津市内には約３０の石碑や顕彰札がございます。これらを設置し、その歴史的由来を周知し、その史跡を地域の歴史的財産として確立することは、郷土愛をはぐくみ、摂津市の歴史を後世に伝える上で意義深いものと考えております。現在のところ、石碑等については、その歴史的価値をかんがみ、ほぼすべてが江戸時代以前の史跡であり、いわゆる近現代の史跡については案内板等の設置はいたしておりません。教育委員会では、平成１６年に公共施設跡地など、近現代の史跡を含めた「ぶらり歴史散歩・摂津歴史スポット」という冊子を発行しており、また、阪急京都線沿線のまち歩きパンフレットが作成されるとのことでございますので、歴史ハイクやまち歩き観光スポットとして案内板等の設置ができないか、調査してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

（登阪教育総務部長 登壇）

○登阪教育総務部長 保育所の待機児童問題の解消策についてのご質問にお答えします。

A街区に建設されましたパークシティ南千里丘につきましては、５８６戸のうち、ほとんどが入居されておられる状況でございます。入居者のうち、平成２４年４月１日現在で、就学前の児童数は約２５０人、うち民間保育所に入所されておられる児童は６１人となっています。

また、子育て総合支援センターにおける一時預かり事業の状況でございますが、平成２３年度は希望される方が増加し、１日当たりのキャンセル待ちの平均人数は、定員の１０人に対して平成２２年度は１．２人でしたが、平成２３年度は４．６人となりました。開発による対象人口の増加も一因である可能性が考えられますが、要因の詳細な分析まではできておりません。なお、安威川以北では、子育て総合支援センターのほかに民間保育園３園でも事業を実施しているため、予約受付の際などに利用される方にご案内させていただいているところでございます。

本市では、これまで民間保育所の施設整備による定数増に対して、市単独補助制度を設けて保育環境の改善に取り組んでまいりました。北摂における就学前児童数に占める入所児童数の割合を見ますと、平成２３年４月１日現在で、他市は２０％台となっておりますが、本市は約３５％と突出しております。北摂他市の待機児童の状況としては、データが公表されている平成２３年４月１日現在で見ますと、高槻市１３４人、豊中市１６人、吹田市４４人、茨木市１６５人、箕面市６人で、池田市と本市とが待機ゼロとなっています。

次に、南千里丘開発に伴う保育需要とその対策についてのご質問にお答えいたします。

今年からB街区に建設されている総戸数470戸のパークタワー南千里丘が販売開始される予定になっております。A街区同様の年齢構成であると仮定しますと、入居完了時には約200人の就学前児童が増えることとなります。また、A街区のパークシティ南千里丘の居住者に第2子、第3子が誕生することも考慮すると、保育需要はさらに高まると予測されます。本市といたしましては、短期的、中期的な方策の検討を民間保育園に依頼し、協議を行っているところでございます。具体的には、既存の民間保育園の建て替え等による定員拡大のほか、待機児童の解消策として国が示している賃貸物件による分園の整備や、バスでの送迎を前提とした送迎センター方式なども選択肢として実施について働きかけております。ただ、長期的に見た場合には、児童の成長とともに就学前児童数は大きく減少することが予測されるため、その流れも踏まえて対応策を協議し、待機児童の解消に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号3番、災害に強いまちづくりについての1番、防災・減災ニューディールについてのご質問にお答えいたします。

まず、橋梁でございますが、本市が管理しております市道の延長は約200キロメートルで、河川や水路を横断する箇所には166の橋がかかっております。これらの橋梁のうち、橋長10メートル以上の橋梁は、平成24年4月1日現在、38橋ございます。平成21年度には、当時管理して

おりました10メートル以上の36橋におきまして保守点検業務を委託し、ほぼ健全な状況であるという点検報告を受けております。この保守点検につきましては、今後も5年ごとに定期的の実施してまいりたいと考えております。

また、平成24年度からは、橋梁長寿命化修繕事業の取り組みに着手しておりまして、初年度に当たります今年度は、長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところでございます。この長寿命化修繕計画では、地域緊急交通路、避難路、幹線道路、第三者被害及び影響のある橋梁、孤立地域をつなぐ橋梁などを対象として、予防的な修繕及び計画的なかけ替えを行い、橋梁の長寿命化並びに修繕及びかけ替えにかかる費用の削減を図る計画の策定を目的とするものでございます。平成25年度には、策定しました橋梁長寿命化修繕計画の優先順位に基づき、各橋梁ごとに修繕の実施計画業務を委託し、平成26年度から順次修繕を実施してまいりたいと考えております。また、併せて橋梁の耐震化につきましても検討する予定でございます。

次に、下水道でございますが、本市の下水道施設は、平成23年度末で約368キロメートルの公共下水道管渠がございます。本市の下水道は、昭和40年に都市下水路として事業を始め、昭和46年、市域全域を公共下水道事業に変更し、現在に至っております。したがって、下水道事業を開始してから47年が経過しております。本市の管渠施設は、耐用年数50年を超えている施設は現在ございませんが、数年後には50年に達する施設が出てまいります。現在の取り組み状況といたしましては、埋設時期の古い管渠施設から管渠内調査を行っております。また、管渠内調査結果をも

とに、今後の長寿命化修繕計画の策定を行う予定であります。なお、橋梁及び下水道の長寿命化修繕事業の実施に当たりましては、社会資本整備総合交付金制度を活用し、実施する予定でございます。

次に、質問番号４、吹田操車場跡地のまちづくりの問題整理についての（３）竹之鼻ガードと坪井ガードの既存部分の改修についてでございますが、両ガードにつきましては、吹田操車場跡地まちづくり事業における都市計画道路岸部千里丘線の整備に伴い、ガードの一部区間で改修が予定されております。しかしながら、両ガードのＪＲ京都線の軌道下の既存部分につきましては改修計画がないものでございますが、現状形態での安全対策としまして、壁面の洗浄や灯具の明るさなどを検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、ガード内は、車道部及び歩道部の路面が相当損傷していることも十分承知しておりますので、舗装の補修につきましては、都市計画道路岸部千里丘線が整備される時期に合わせて計画的に補修を実施してまいりたいと考えております。

次に、質問番号５、自転車のさらなる安全対策についての（１）千里丘駅東口エスカレーター前の歩道及びフォルテ周辺の歩道は、人や自転車の通りが多く混在する上、スピードを出す自転車に冷やっとする場面があります。駅前地域や通学路の危険な場所は「自転車を降りる区域」に指定できないかについてのご質問にお答えいたします。

自転車に関するルールは、主に道路交通法に記載されておりますことから、本市の条例などにより「自転車を降りる区域」に指定することはできないと考えております。道路交通法上、自転車は軽車両であり、車両の一種でありますことから、歩道と車道

の区別のある道路では車道を通行しなければならないとされております。自転車は車道通行が原則ですが、道路標識などにより自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき、自転車の運転者が高齢者や児童・幼児などであるとき、車道または交通の状況に照らして、当該自転車の通行の安全を確保するため、当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには歩道を通行することができます。ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

ご指摘いただいております千里丘駅東口エスカレーター前の歩道及びフォルテ周辺の歩道は、幅員３メートル以上ございますが、道路標識などによる自転車通行可とされていないことから、自転車を押して歩くことが原則となるものです。本年４月１日より施行しております摂津市自転車安全利用倫理条例の自転車利用者の責務にも規定しておりますように、自転車利用者が道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努め、自転車を運転するときは歩行者の安全を確保するよう、所轄の摂津警察署とも連携を図り、自転車の安全な利用に向け、指導・啓発を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 ご質問の市内にある電柱に洪水防災情報標識を設置する取り組みは、「まるごとまちごとハザードマップ」として京都府八幡市や宇治市で取り組まれ、電柱に想定浸水深の看板を取り付け、市民の防災啓発に利用されております。摂津市においても、淀川や安威川がはんらんした場

合、市内に大規模に浸水することが予想されることから、市民の防災に対する意識を高めておくことは重要だと考えます。防災情報看板の設置は、電柱を管理する民間事業者から無料で民間広告と併用した設置の提案があります。また、国土交通省事業としても実施されておりますことから、民間活用と国土交通省事業を並行しながら今後の設置を検討してまいります。

次に、民間事業所との防災協定の締結でございますが、市民が速やかに、かつ安全に避難するために、現在の避難所を補完・増強する一時避難所の提供を民間事業者や私立学校に順次お願いしております。現時点で民間事業所と防災協定の締結に至りましたものは3件となっており、約5,000人の収容が可能となっております。また、その他の施設としまして、大阪府営住宅の3団地について、大阪府と協定締結を行い、一時避難が可能となりました。また、ポリテクセンター関西とも協定締結に至り、7階建てJ棟の3階以上の談話室と廊下を一時避難所として使用することが可能で、約2,200人の避難が可能となっております。同様に、市が所有します市営住宅である三島団地や一津屋第1、第2団地についても、共用スペースを一時避難所として指定を行っています。今後の施策展開につきましては、原則3階以上で新耐震基準を満たしている建物の公募を行い、一時避難所を指定してまいりたいと考えています。

また、一時避難所となった施設の表示についてでございますが、先ほどの災害情報看板と同様に、住民の視覚に訴える周知方法は重要であると考えております。今後は、各市の表示方法などを研究し、事業者と協議を行いながら、表示看板等の設置を検討してまいります。

次に、自主防災組織の細分化についてでございますが、12地区で12自主防災組織が結成され、地区の防災活動を実施されております。また、東日本大震災以降、自主防災組織をより小さな単独の自治会という単位での防災訓練や出前講座などの依頼があり、より充実した訓練を目指される動きが見られます。防災担当として、できる限り支援を行っております。自治会単位での避難行動に際し、より身近な財産区公民館や集会所が避難所であれば有効であると考えますが、財産区の所有されている公民館や集会所は、耐震対策が施されているものは限られております。また、大人数の収容ができる規模ではない現状があります。今後は、コミュニティ活動拠点施設の再配置を検討する中で、防災機能も含めて計画を策定してまいります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 吹田操車場跡地のまちづくりの問題整理についての千里丘1丁目の交通問題対策について、ご質問にお答え申し上げます。

JR千里丘駅西口の駅前周辺につきましては、都市計画道路岸部千里丘線が平成27年度末に完成すれば、西口駅前にさらに車が流入することが予想され、駅前周辺の安全対策を危惧するものであります。将来的には西口駅前の再開発計画に合わせて駅前交通広場の整備を行うことが一番望ましいと考えております。現在、千里丘西口再開発準備組合を中心に、再開発計画の機運を高めるための活動を展開しているところではありますが、再開発事業が着手をされましても、整備時期とはタイムラグを生じることは事実でございます。ただ、当面の暫定対策として、どのような交通安全の対策

が図れるのか、庁内関係課で連携し、協議を行っているところでございます。現状道路は幅員も狭く、その対策は制限されておりますが、物理的な面も考慮しながら、所轄の警察とも協議を進めているところであり、地域のご意見を伺いながら安全対策の充実を図るためのより一層の取り組みを図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、南北分断解消の継続性についてのご質問にお答え申し上げます。

鉄道による南北分断解消問題につきましては、既存ガードの改良や新設ガードの設置などについて、過去からＪＲ西日本や警察とも検討協議を行ってまいったところでございます。過去から構造的な面、経済的な面などを非常に検討いたしました、非常に難しいということ、断念せざるを得ない判断をいたしてまいったところでございます。しかし、地元の強い意向を受けまして、吹田操車場跡地まちづくり開発区域内で可能な対応といたしまして、竹之鼻ガードの歩道部の一部拡幅や一部オープン化などの実現に向けまして取り組んでいるところでございます。また、南北分断解消の一つとして、千里丘駅西口のエレベーターを設置する予定をいたしており、併せて橋上通路の２４時間開放化についても関係機関と協議を行っているところでございます。

南北分断解消問題につきましては、吹田操車場跡地まちづくりに合わせて出てきた問題ではなく、長い過去からの経緯がある課題であり、本市といたしましては、問題認識は持っておりますが、ＪＲ西日本や警察などとの協議経過を踏まえますと、非常に難しい問題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

続きまして、バリアフリーの促進につい

てのＪＲ千里丘駅の電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取り替えについてのご質問にお答え申し上げます。

まず、電車とホームの段差解消につきましては、平成２０年１０月２８日付で、ＪＲ西日本に対しまして、摂津市長及び摂津市議会議長名でＪＲ千里丘駅のプラットホームの安全対策について要請書を提出し、その後、回答を得ております。当時のＪＲ西日本の回答は、必要な安全対策は進めていく所存であり、今後、列車乗降口とホームとの段差を解消する工事を予定しているとの回答でありましたが、予算面から現状はいまだに未整備のままで、具体的な工事の実施時期は未定の状況であり、利用者にとってご不便をかけている現状でございます。本市といたしましても、西口エレベーターの設置協議の折にも、ＪＲ千里丘駅のバリアフリー化の充実について早期の改良を行うよう、ＪＲ西日本に対しまして要請をいたしているものでございます。本市といたしましても、今日までの経緯や市民からの早期のバリアフリー化のご要望がありますことから、千里丘駅ホームの段差解消につきましては、回答書の趣旨に沿った対応を実施されるよう、さらにＪＲ西日本に求めてまいりたいというふうに考えております。

また、ホーム上の子どもがすり抜ける危険な柵につきましても、すり抜けできない幅の柵の設置を、ホームの段差解消と併せ、実施してもらえるように、今後も強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号５、自転車のさらなる安全対策についてのうち、(２)交通安全子供自転車大会と連動した交通安全教

育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

交通安全子供自転車大阪府大会では、毎年、本市より小学校1校が参加しており、本年度は千里丘小学校が参加いたしました。摂津警察署のご指導もいただきながら、参加児童は、放課後を活用し意欲的に練習に取り組んだ結果、交通安全のための確かな技能と知識を身につけることができました。しかし、この大会は、限られた児童が練習の成果を発揮するものであり、競技的な要素もあることから、小学校の教育課程と直接つながるものではないと考えます。教育委員会としては、本市の小学校3年生全員を対象として実施しております自転車安全教室で学んだ成果が、学校の内外で継続的に発揮できるようにすることが重要であると考えております。そのため、保護者への教室参観の呼びかけや、教室開催学年の拡大について各小学校へ検討を依頼するなど、小学校の教育課程において、安全な自転車の利用についての指導が充実するよう努めているところでございます。

次に、質問番号8番、夏休みの居場所をなくした子どもたちの熱中症対策と居場所づくりについてのご質問にお答えいたします。

長期間にわたって、ふだんの学校生活から離れる夏休みは、家庭や地域が子どもたちの学習や生活の場となり、多くの大人や友達とのかかわりや多くの体験から、学校では学ぶことのできない貴重な学びの期間となるものでございます。教育委員会では、子どもたちが夏休みを安全で楽しく有意義に過ごせるよう、本年度も小学校での水泳指導日に合わせて、図書室開放のほか、地域の公民館、図書館、第1児童センターなどにおいて、子ども対象の自然体験や社会

体験、生活体験ができる講座やイベント開催を予定しており、地域においても夏まつりやスポーツ大会など子どもを対象とした事業が数多く行われます。

また、公民館や図書館をはじめ、公共施設は子どもから高齢者の方までだれもが快適に過ごせる施設として開放しており、夏休みの期間、多くの子どもたちも訪れています。それぞれの施設では、多くの方が利用されることから、一定の利用ルールを定めておりますが、昨年夏、市内公民館ロビーを開放した「せつつオアシス」の場において、子どもたちがゲーム機やカード遊びで長時間テーブルを占拠し、公民館利用者から苦情が寄せられました。このため、小中学校長を通じて、市内公民館での利用に当たってのマナーの指導を行ったところでございます。

子どもは、遊びやさまざまな体験を通して、他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、多くのことを学びながら成長していきます。夏休みの子どものたちのさまざまな体験や発見が、よい思い出として2学期の学校生活に生かせるよう、今後も社会のルールを学ぶことも考慮しながら施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の市民図書館のサービスの向上についてですが、1番目、千里丘公民館、コミュニティプラザでの紙伝票の図書予約申込書による本の予約については、書籍名等が不明な場合が多いので難しいとのことでしたけども、多分、多くはないとしても、インターネットを使えない人や電話が苦手

な人でも利用できるように紙ベースでの予約が必要ではないでしょうか。例えば、システム端末や図書館職員を置かなくても本を確定できるように蔵書目録を設置しておき、その中から選んでいただいて記入してもらうようにすれば書籍を確定できるのではないかと思います。実施しないための理由ではなくて、実施するためにはどうすればいいのかを考えていただきたいと思います。量は少ないかもしれませんが、アナログ世代の救済策として、図書予約申込書による本の予約を実施いただきますようお願いし、要望いたします。

2番目の電話での予約冊数が3冊の件ですが、対応に時間がかかるということですが、今、指定管理者と増やせないかという交渉もされているということでございますので、10冊とは言わなくとも冊数は増やしていただけるように、これは要望したいと思います。

それから、3番目の予約本の取り置き期間については、1日延長を検討しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

4番目の上下巻の貸し出し順序についてですが、図鑑のように上下巻が連動していないものはしょうがないと思いますけれども、小説などは上巻からでないと、下巻から読む人はちょっといないと思うんですけどね。そういうことで、貸し出し期間も決められているということでございますので、その辺を配慮していただきながら、そういう必要なものは上巻から貸し出しをすることをお願いし、要望しておきます。

5番目の休館日の件ですが、先ほど月曜日しか休めない人ということがありましたけど、これは散髪屋などの理容関係の方だと思いますけども、理容関係の方は最近月

曜と火曜の週休2日制の方も多いと思います。それよりも月1回木曜日という休館日がわかりにくいという声のほうが多いと思います。現に、平成23年11月に第2回摂津市民図書館等協議会というのがありますが、そこで利用者から休館日がわかりにくいという指摘、それからスタッフにもその意見が届いているということが紹介をされています。そういう意味からも、棚卸休館日はわかりやすいように曜日を同じにして、月曜日に変更していただきますよう検討をお願いし、要望いたします。

6番目の吹田市の図書館との相互利用についてですが、千里丘上に建設中の（仮称）千里丘図書館は、蔵書数は3万6,000冊ということで、規模は小さ目ですが、1階には児童室がありまして、紙芝居なども設置をされ、何よりも摂津市の千里丘地域から比較的近い位置にあり、子どもたちでも行きやすいということもあります。聞きますと、以前には吹田市の南正雀の地域の人からも摂津市民図書館の利用の要望があったというふうにお聞きをいたしますし、ぜひ相互利用について吹田市にも強く働きかけていただきますようお願いし、要望いたします。

次に、待機児童問題ですが、先日、ふれあいルームの売却が行われました。最初は福祉施設ということで条件がつけられていましたので、社会福祉法人等が購入をいただき、建物をそのまま生かして保育所を運営していただけるという期待をしておりましたが、大変残念な結果となりました。安威川以北の待機児童数を見ますと、先ほどの答弁では、23年度は待機児童がゼロとおっしゃっていましたが、実際のところは、「oooo待機」というふうな名前でおっしゃっていらっしゃるけ

ども、どうも30人ぐらいの待機があったようでございます。そして、24年の3月時点では71名で、4月1日時点では10名の待機ということで、この待機児童はまだまだ解消されていないということがわかるわけです。そして、待機問題、その原因は長引く経済不況で共稼ぎが増えたということもあると思いますが、この平成23年度に爆発的に増えた追い打ちをかけたのは、やっぱり南千里丘の第1期の分譲マンションの入居世帯の世代の読み間違えがあったと思います。当初は、価格が高いので小学校世代が多いというふうに私も聞いていましたけれども、ふたをあけてみますと幼児世代が非常に多かったということございまして、いきなり61人もの入所があったということは、これは小規模の保育所1か所分がいきなり増えたということになります。そのことを教訓にして、この第2期のタワーマンションが、今、建設中ですが、その入居に対する対策をしっかりと講じていかなければ、これは大変なことにまたなるということを指摘しておきたいと思えます。平成26年3月完成まであと1年と10か月ということになりました。まだまだ先ほどの答弁では具体策が見えてきていませんし、今ある待機児童の問題も早急に解決をしなければならないということと併せて、この次の大波に備えた施策をしっかりと対策をとっていただくことを強く要望したいと思います。

次に、3の(1)の防災・減災ニューディールについてですが、橋梁、下水管の長寿命化計画をそれぞれつくっていただくということでございます。今後は、その計画に沿って着実に修繕に取り組んでいただきますようお願いをし、要望いたします。また、防災・減災ニューディールの中

には、それ以外にも、河川や道路、電気、ガスなどの共同溝化、それから学校等の公共施設や公共福祉施設などの防災拠点の耐震化及び防災拠点の強化をあげています。本市といたしましても、災害に強い摂津市の構築のために、ぜひ前向きに取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

次に、3の(2)「まるごとまちごとハザードマップ」につきましては、先ほど、民間活用と国土交通省事業と並行しながら、今後、設置を検討するとの答弁でございましたので、今後、配布されますハザードマップと連動させて、公共建物や避難所となる建物、それから避難経路や人通りの多い場所などを考慮して、ぜひ実施いただきますようお願いし、要望いたします。

次に、3の(3)民間事業所との防災協定についてですが、3月の時点よりは少し進んでいるように思いました。しかし、担当課だけで取り組んでいくということでの対応になりますと限界があり、一定以上には広がらないのではないのでしょうか。そして、今後は公募も行うということですが、先ほど自主防災組織の細分化の質問をさせていただきましたが、防災訓練を企画されている自治会では防災マップの作成も検討されております。その中に、防災協定場所を組み込んだり、また、協定を結んでほしい場所を推進してもらって、担当課と協働で進めていけば、さらに拡大ができるのではないのでしょうか。なぜならば、多くの企業や事業所は自治会員になっている場合がありますし、自治会から要請しやすい。そして、自治会のニーズに合った場所と協定を結びやすいのではないかと思います。自治会単位の防災マップの作成をすることと併せて、本市としてどのように考え

ておられるか、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、3の(4)自治会単位で活動できる拠点の整備ですが、特に要援護者は遠くに避難できないことを認識しなければいけません。また、避難者の中には自宅と避難所を併用される人も多いと思います。自宅から遠く離れた避難所では、泥棒に入られることなどが心配で、できるだけ自宅近くにいたいものです。そうしたことを考えると、点在する避難所だけではなく、身近に避難できる場所が必要になってくると思います。そのことをしっかりと念頭に入れていただき、今後、防災行政に携わっていただくことを強く要望したいと思います。

次に、4の(1)千里丘1丁目交通問題に対してですけれども、一方では千里丘西口の再開発事業が実現できるように最大努力をいただくとともに、それまでの暫定措置としましては、限られた選択肢の中ですけれども、地元自治会と十分に協議を図られて、よりベターな選択をされるようお願いし、要望いたします。

また、4の(2)の南北分断問題は、これからもしっかり念頭に置かれて、例えば地域から声が出ていますのは、旧山田川を利用することとか、また、新しい連絡橋を設置するといったことも声としては上がっていますが、大胆な発想で将来的には解決に導いていただきますように要望したいと思います。

次に、4の(3)竹之鼻ガードと坪井ガードについては、先ほど吹田操車場跡地の区画整理事業完了時には完成をさせるというふうなご答弁もありましたけれども、これは、この工事によって近隣に迷惑をかけたことで、補償工事として実施してもよい工事ではないかと私は思います。したがっ

て、再度URに対してもそのことを働きかけていただくとともに、本市としてもこの工事の実施に向けてはしっかりと取り組んでいただきたいことを要望し、お願いいたします。

次に、5番目、自転車のさらなる安全対策についてですが、5の(1)千里丘駅東口エスカレーター前及びフォルテ周辺の歩道は、道路交通法上、自転車をおりて、押して通る区域だということでしたけれども、現地を確認しますと、千里丘ガードから真っすぐ伸びた歩道については、自転車は通行可になっていますから、フォルテ周辺でも3面は通行できませんが、1面は通行可ということになります。その範囲も看板も何もありませんから、全然そんなことはわからない状態になっています。これは周知するための啓発看板等がないといけなと思います。こういう「自転車をおりてください」という啓発看板を設置することについて、どのようにお考えなのか、再度ご答弁をお願いします。

また、通学路の安全対策についての答弁がほとんどなされていませんでした。具体的には、文化ホール裏側から教育センターに向かう通路、それから阪急摂津市駅の横の丑川水路の通路です。これは、道路交通法上の法律が及ばない地域だと思いますけれども、子どもの列に自転車が突っ込む危険性が関係者から指摘をされています。今、通学路の安全対策が叫ばれているときですので、何とか解決できる方法はないんでしょうか。再度ご答弁をお願いいたします。

次に、5の(2)交通安全子供自転車大会と連動した交通安全教育の取り組みについてですが、今年、子どもたちが出場する千里丘小学校では、3年生と合わせて6年生も自転車安全教室を開催するとのことで

す。例えば、先ほどカリキュラムに入れ込むのは難しいということでしたけども、授業カリキュラムとは別として、放課後講習会として実施をし、大阪府大会の前に摂津市大会を企画して開催すれば、取り組みが広がって大きな効果に結びつくのではないのでしょうか。今はほんの一握りの人しか取り組んでいない状況であり、効果が極めて小さい状況です。自転車安全利用倫理条例を制定した本市だからこそ、他市に先駆けて、いち早く子どもたちの自転車安全教育に力を注ぐ意義があると思いますが、どうでしょうか。今度は、それを推進する側の土木下水道部のほうで答弁をお願いいたします。

次に、6番目、バリアフリーの促進については、遅くとも今回の西口エレベーター設置工事の完成時までには電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取り替えが実施されますよう、強く働きかけを行っていただきますようお願いし、要望といたします。

次に、7番目、三島町以前の味舌町、味生村、鳥飼村、三宅村の痕跡を残す記念碑や説明板の設置については、調査していくとの前向きなご答弁でございましたが、これは、実際には市の税金で実施はしづらいと思います。そこで、摂津歴史発見基金などの基金を設置し、市内企業や個人の趣旨に賛同いただいた方に寄附をいただき、スポンサー方式で設置してはどうかと思います。また、実務については、関心のある市民を公募で募り、市民のグループを立ち上げて実施するのはどうでしょうか。これは提案をしておきたいと思います。

次に、8番目、夏休みの子どもの安全で健全な居場所をつくることについてですが、先ほど答弁いただいたことは、すべて実施

されていることばかりだと思います。さらに夏休みのお母さん方の声に応えていただき、公共施設を利用した新たな取り組みを考えていただきたいことを要望したいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午後2時2分 休憩)

(午後2時3分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

先ほどの藤浦議員の質問の中の文言につきまして、議事録につきましては、後ほど確認させていただきまして措置をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の自主防災組織の活性化につきまして、お答えいたします。

昨年度に避難勧告判断・伝達マニュアルの作成委託を発注し、地区別のハザードマップの作成を行っており、今年度については地区別のマップを全戸に配布する予定をしております。議員ご提案の地域の防災マップ作成は、地域で防災について、より具体的に考え、実際にどう避難すべきか、避難過程に危険な場所はないのかを考える重要な機会であると考えます。また、避難すべき場所を検討する中で、どこに一時避難所があればよいかを考え、みずから調整していただくことは、自主防災組織の意識づけとしては非常に効果があるものだと考えております。今後、これらのことを視野に、自主防災組織への働きかけや支援を実施してまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、5番の自

転車のさらなる安全対策についての1番の千里丘駅東口エスカレーター前の歩道及びフォルテ周辺の歩道のうちの、特に千里丘ガードにおいては自転車通行可の標識があるということ、それと、フォルテの周辺という中からでは、千里丘の駅前においては逆にそういうふうな表示がないことから、自転車を押すことが原則でありますというふうに私は先ほど答弁いたしましたわけですが、その中で、逆にかかっているところがあるので、かかっていないところに「自転車をおりてください」との啓発看板をかけられないかというようなお問い合わせだいたと思いますが、このことにつきましては、所轄の摂津警察署と相談しまして、逆に、この歩道におきましては有効3メートル以上の幅員がございます。正式に申し上げますと、この歩道についても自転車通行可というような看板をかけることについてということが、警察自身がどういうふうな見解を示すか、これは道路交通標識になるわけでございます。自転車をおりてくださいということになりますと、管理者の標識がそういうふうなところにかけてよいものかどうか等々も含めまして協議していきたいと、こう思っております。

それから、もう1点、丑川水路のところで、自転車が通行して危険である、この辺の対策について何かできないのかということにおきましても、これは、道路管理者及び水路管理者等におきまして、自転車倫理条例をもとに、どういうふうな実態があるのかも含めまして、まずは現状の把握、ひどい通行があるのかどうか、その辺の把握に努めまして、もし特定の方が特定できるような場合である場合におきましては、倫理条例に基づきまして警察に検挙の要請等もやっていきたいと、こういうふうに考

えております。

それから、続きまして、5の(2)の交通安全教育の取り組みについて、土木下水道部のほうで今後どういうふうなことができるかというお問い合わせでございますが、先ほどの答弁では、教育委員会の答弁におきまして、本市の小学校3年生を対象としまして自転車安全教室をやっておりますということで、これがまた保護者の方々へ呼びかけというような形で拡大していきたいと、こういうような答弁があったかと思えますけれども、それ以外のことにつきましては、先ほど議員がおっしゃいました大阪府の交通安全子供自転車大会、おとといになりますけれども、土曜日に府大会が催されまして、摂津市のほうからも参加されております。そういうふうな対象につきましては、呼びかけはやはり大阪府自転車安全教育推進委員会というところが呼びかけておられまして、どういう構成でされておりますかと申し上げますと、大阪府、それから大阪市、堺市、大きくはやはり警察になっております。どういうふうな方々が参加されておりますかといいますと、大阪府下全域の警察が参加されております。というところですので、逆に大阪府の府警がメインになっておるといような大会でございまして、そういうふうなところにつきましては、大阪府公立中学校長会、大阪府小学校長会、大阪府PTA協議会等々が委員会のメンバーになられていまして、その方々が全国大会に向け、されておるといようなことでございますので、これを土木下水道部の内容で、どういうふうな形でどう答えたいのかということは、ちょっと私は悩んでおるわけですが、交通安全教室を3年生対象にしておりますのは、確かに私どものほうの道路交通課が摂津警察

と連携しまして取り組んでおるものでございまして、これ以上のものにつきましては、やはり教育委員会とも協議しながら進めていきたいと、こう思っております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問をいたします。すべて要望といたします。

先ほど、自治会単位での防災マップの作成と民間事業所との防災協定については、提案に賛同いただきました。全体で実施するとはいかないと思いますが、まずはモデルとなる地区での取り組みをしっかりと支援していただきまして、そして、それをてこに広がっていくように着実に取り組みをお願いし、要望といたします。

次に、5番目の自転車のさらなる安全対策についてですが、啓発看板については検討していただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、通学路の安全対策、これも何回も聞いておりますので、ぜひ対処、対応をお願いし、要望といたします。

それから、交通安全子供自転車大会ですが、なかなか難しいということでございました。しかし、取り組みとして非常に……。 (発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、順位に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、スーパークールビズについてであります。

クールビズは、2005年、第1次小泉内閣の小池百合子環境大臣が、小泉首相のアドバイスで、ノーネクタイ、ノージャケットで夏季に摂氏28度以上の室温に対応

できる軽装の服装を着用するよう呼びかけたことから、6月1日から始まりました。私は、摂津市において、2003年6月の第2回定例会において、関西広域連携協議会が地球温暖化や電力不足等、省エネルギーの立場からクールビズを提唱している趣旨に賛同する立場から、行政、議会がクールビズを実践して市民に発信すべきであると提言いたしました。そのことを踏まえて、摂津市は、平成17年からクールビズを実施しました。

2011年に、国はクールビズの期間を前倒しして5月からとし、環境省では昨年へ続き今年も6月からアロハシャツやサンダル履きもオーケー、クールビズ以上の軽装を呼びかけ、職場の冷房温度を高目にして節電をする、いわゆるスーパークールビズを6月1日から実施しています。摂津市は、本年6月8日、使用電力を2010年度比20%減らすことを目標に、市役所などの節電を進めるスーパーセツ電隊を発足させました。そのことを受けて、摂津市でもスーパークールビズを始めてはどうかと考えます。

スーパークールビズは、本年、2年目に入って企業に導入が広がっています。ユニチカ、あるいはアルソック、貝印などでも実施をされ、マスコミの投書欄にも「テレビのニュースやワイドショーのアナウンサーが、上着やネクタイでの姿が目立つ。これでは節電関係の報道をしても説得力に欠ける」という、社会の規範になるよう、キャスターらも率先してクールビズを実行すべきであるという記事もあります。

コミュニティプラザでは既にアロハで事務作業をして、スーパークールビズを実践しています。本庁においても、一部でTシャツで率先をして事務をとっておられます。

そういうことからしますと、やはり摂津市としても全庁的にスーパークールビズを実施してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

摂津市の企業立地等促進条例施行の実績と地元企業の育成との整合性についてであります。

摂津市では、平成23年4月から企業立地等促進条例を開始して1年が経過をしました。この間、どれだけの申請・承認があったのかお答えください。

先日、5月25日に、旧福祉会館、市民体育館跡地で三星ダイヤモンド工業株式会社の新社屋の竣工式が行われました。土地については制度前に購入されているので適用されないが、家屋に対する奨励金は、毎年おおむね1,362万9,000円を5年間支給されることとなり、トータルとして6,500万円以上の奨励金が支給されます。当然、多額の税収が見込まれます。

一方、摂津小学校の給食調理場等の建設工事をJVで請け負った地元業者のように、入札前に業界に事務所の市外移転案内を送付しているにもかかわらず、落札をして、工事完了後、引き渡し時点で市に対して事務所の市外移転を通告してきたことについて、この業者を指名した担当者の見解を求めます。

3番目に、森山市政2期8年の任期が間もなく終了を迎えますが、実績と課題について市長の見解を求めます。

今日の摂津市の繁栄は、先人のたゆみない努力の積み重ねの上に成り立っています。本年、摂津市は、昭和41年市制施行以来46周年を迎えます。初代の市長、井上一成氏、2代目市長、故井上信也氏は、乳幼児医療費、母子家庭医療費の無料の実施、また、ドーナツ化現象が加速する中で、多

くの若い夫婦が摂津市に居住されるようになり、子どもの急激な増加現象が進む中で、保育所の建設を進める上で、国が約束どおり補助金を交付しないことに対して、建設費にかかわる市の超過負担の解消を国に求める、いわゆる摂津訴訟を提起し、福祉の前進を図りました。同時に、子どもの増加に伴って教育施設が必要となり、学校施設等の建設費で、起債も含めて年間予算の半分以上を投入し、「福祉・教育のまち摂津」として全国的に脚光を浴びました。反面、財政面では赤字が膨らみ、当然、都市基盤の整備がおくれました。

昭和63年に森川市長が誕生し、おいていた公共下水道の工事を重点的に着手し、当時、人口普及率20%前後であったものを、退任時には79.1%にまで引き上げ、生活環境の整備に重点的に取り組まれました。また、社会資本の充実面では、市庁舎の建て替え、せつつ桜苑、メモリアルホール、安威川公民館の建て替え等でも成果を上げられました。当然、公共下水道事業を中心に、多額の市債、いわゆる市の借金が膨らみました。

平成16年10月に森山市長が誕生し、最重点課題である財政問題に取り組むとともに、少子高齢化社会の状況で、子どもの減少に伴う小学校の統廃合など、大きな課題解決に着手をして実現されました。一方、夢のあるまちを目指して、南千里丘まちづくり、それに伴うカーボン・ニュートラル・ステーションである摂津市駅を誕生させ、コミュニティプラザ、保健センターの新設、建て替えを実現しました。同時に、新しい財源確保のための企業立地等促進条例に取り組み、優良企業の誘致を実現しました。

しかし、今後の課題として、今、進行中

の吹田操車場の跡地まちづくり、それに伴う国立循環器病研究センター問題、さらには正雀下水処理場・クリーンセンター問題、千里丘駅西口の駅前再開発事業、阪急京都線の連続立体交差事業などが山積をしております。さらに、摂津市のいわゆる借金は、ピーク時から減少しているものの、平成24年度末で一般会計、下水道特別会計を合わせて約647億2,000万円となっています。これらの課題をどのようなプロセス、手法で解決をされるのか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 スーパークールビズの実施、特に環境省が取り組んでいるさらなる軽装勤務についてでございますが、環境省では、温暖化防止及び節電の取り組みが国全体で促進されるよう、クールビズの取り組みをさらに徹底する意味で、所管省庁としてクールビズから一歩踏み込んだ軽装での執務に取り組んでいるところでございます。企業におきましても、スーパークールビズの導入とともに、さらなる軽装化に取り組むところも増えてきております。本市も既にクールビズを実施する中で、公務員としての節度を保ち、来訪者に不快感を持たれないことを原則として、思い切った軽装勤務に取り組んでいるところでございます。

本年のように厳しい電力不足が予想される中、天候や執務室の状況によっては、非常に蒸し暑い中での業務となる場合もあります。職員が少しでも快適に効率的に業務をこなせるような環境とする上では、さらなる軽装化に取り組むことが必要と考えますので、実際の服装の基準につきまして、

国のスーパークールビズに準じて早急に取りまとめ、周知してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 企業立地等促進条例施行の実績についてのご質問にお答えをいたします。

本市は、平成23年4月から、市内進出企業や新たに設備投資を行う事業者に対し、奨励金を交付する企業立地等促進制度を開始し、1年が経過いたしました。現在までに16社と協議を行い、うち7社を承認済み、9社の申請を待つ状況となっております。

この制度は、企業の新たな投資を促し、この地域でより長く活動していただくための支援であり、協議、申請から社屋の建設、設備の設置などを経て奨励金の交付となるため、制度開始1年の現段階では効果の検証は難しいところではありますが、承認いたしました7社の投資額は約49億円と見込まれ、本制度により市内における事業の継続が一定確保されたものと考えております。

また、本市は中小企業が集積している特性から、中小企業の制度利用が重要と考え、中小企業に配慮した基準を設け、空洞化回避や産業の活性化を目指しておりますが、実績といたしまして、協議企業の6割が中小企業で占めていただいておりますことから、一応一定の支援策として役立っているものではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 条例施行に伴い、優良企業の進出実績がある一方、市発注工事を受注し、完成後に他市に本社を移転した業者が

ある、このことについて契約担当としてどのように考えるかというお問い合わせでございますが、他市への本店移転につきましては、手続き上、違法性はございませんが、企業としての一連の行動は遺憾であると考えております。また、ご指摘いただきました点につきましては、契約所管としても反省すべき点はございました。今後におきまして、昨年6月議会の議論も踏まえ、入札参加業者の情報把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま、木村議員から摂津市のこれまでの46年間についてのお話ありがとうございました。私の実績についてもご披露をいただきましてありがとうございます。

言うまでもありませんけれども、今日ありますのは、すべからく先人のおかげでございます。その上で、お金がすべてではないですけれども、市民サービスの向上といえますか、福祉の一定の確保、これには健全な財政の確立が必須でございます。それから、人が育たないとまちはよくなりません。まちづくりは人づくりといえますか、人づくりはまちづくりにつながってまいりたいと思います。それから、ある程度の具体性を持たないと夢とは言えないと思うんですが、夢がないところに人は住んでくれない。

私は、就任以来8年近くなりますけれども、今日までお金づくり、そして人づくり、夢づくり、この3本柱のもと、「やる気」・「元気」・「本気」で、そして「勇氣」を持ってまちづくりに取り組んできたところでございますが、長い間の難しい懸案の課題の一つ一つが形になりつつあると思います。一方で、財政面では、一般会計レベルでは、

500億円近くあったと思いますが、借金が約半分ぐらいになったと思います。これは、議会の皆さんはじめ、みんなが市民の目線で心をつつになり得たからではないかと思っています。

ただ、今、ご指摘のように、摂津市にはまだまだ難しい課題がいっぱいございます。また、財政的にも長引く景気の低迷が、またぞろ摂津市の台所を直撃しつつあるのも事実でございます。一方で、好むと好まざるにかかわらず扶助費がどんどんどんどん増えてまいります。こういった厳しくも限られた条件の中で、いろんな課題をいかに解決していくか、これからの非常に難しくも大切なテーマではなかろうかと思っています。

先ほども言いましたけれども、今までどおりみんなが心をつつにすること、これは必須であります。そんな中、今後の将来の摂津市を見据えて、昨年度できました第4次の総合計画、また、それに伴う財政状況、ここをしっかりと見据えて、そして、第4次の行財政改革、これをまじめにこなしていくことではないかと思っています。私の仕事は、こういった問題についての方向づけといえますか、一定のめどをつけるのが私の仕事であります。そういうことで、残されました任期、全身全霊を傾け頑張ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時28分 再開)

○嶋野浩一朗議長 それでは、再開します。

木村議員から質問中での発言につきまして、一部訂正したい旨の申し出がございましたので、発言を許可いたします。木村議

員。

○木村勝彦議員 初代市長は深田丈夫氏ということで、ご訂正を願いたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの発言訂正を許可いたします。

それでは、2回目の質問、木村議員、お願いいたします。

○木村勝彦議員 私は、森山市長の2期8年間、時には人事案件については反対をし、そしてまた、先ほども申し上げましたJ Vの工事契約についても反対いたしました。しかし、小学校の統廃合問題、あるいは南千里丘の問題、コムプラの問題、いろんな問題で森山市政には協力するところは協力をするという立場で今日まで頑張ってきました。そういう点では、トータルとして見たときに、森山市政2期8年間の実績というのは、私は評価をすべき点が多々あるかと思っています。そういう点では、市民は引き続いて森山市長が市政を担当されるということの観測をされる方が非常に私は多いと思います。今年の9月にどういうことになりますか、その辺はその辺として、私はこれからも是々非々の立場で森山市政ときっちりと対峙をしていきたいと思っています。

それと、総務部長のほうからJ Vの話がありましたけれども、反省をするということであれば、私はそのことについては帳消しにしたいと思いますけれども、やはり業者の選定についてはしっかりと目を向けてもらいたい。そして、さらには、そういう仕事を請け負って、終わってからすぐに他市へ行ってしまおうというような企業を重要視するのではなしに、やはり地元で頑張ってくれる地元の業者の育成ということについても、これからも引き続いてしっかりと目を向けていってもらいたいということを要望して質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って一般質問させていただきますが、森山市長におかれましては、任期最終の議会ということで、自民党議員団として、森山市政の任期中の阪急摂津市駅の開業をはじめといたしまして、市民協働の観点からさまざまな取り組みを高く評価させていただきました。質問に入らせていただきます。

まず、質問番号1、摂津市の小規模修繕工事について質問させていただきます。

摂津市の小規模修繕工事は、建設業の許可を受けていない等の理由により指名登録を申請することができない方を対象に、受注機会の拡大を図ることを目的として、この登録制度が平成19年4月に導入されています。私は、平成21年度の第4回定例会で、この小規模修繕工事について質問しておりますが、そのときお答えいただいた内容は、「一部の業者に偏っている事実があり、改善を図るために、発注工事の多い関係各課と協力し、公平・公正かつ競争性のある発注体制に努めてまいります」と、こういった答弁をいただいております。それを踏まえて質問させていただきます。

内容(1)から(5)がございそうですが、まず一つ、小規模修繕工事の使用率、そして、(2)今年度60万円から90万円に引き上げた根拠、そして、発注工事の多い担当課と協力して、公平・公正かつ競争性のある発注体制に努めたのか、そして、四つ目、2年前からの具体的な改善点、五つ目には、市内業者の育成についてどのように考えているか、五つまとめて質問させていただきます。

続いて、質問番号2番、学校施設の安全の確保について質問いたします。

学校施設は、子どもたちが1日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域の住民の避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保は大変重要です。安全・安心な教育環境を整備・充実するために、国の補助制度を活用して財源の確保にももちろん努めながら、倒壊等の危険性が高いとされる学校施設の耐震化を早期に進めていかなければならないと考えますが、文科省によると、昨年4月時点で、学校の耐震化は80.3%だったそうです。

一つ目の質問、現在、本市の学校施設の耐震化の進捗状況についてご質問させていただきます。

そして、二つ目、近年の大規模地震においては、構造体への被害が軽微な場合でも、天井材や外壁材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が多く発生しております。東日本大震災でも、多くの学校において天井材の落下などの被害が発生し、一部では人的被害が生じるなど、改めて非構造部材の耐震対策の重要性が伺えます。しかしながら、非構造部材については、耐震対策は全国でも29.7%にとどまりまして、全体の3分の1は未点検なことが明らかになっております。特に致命的な事故が起こりやすい体育館の天井材、照明器具、外壁、バスケットボールゴールの落下防止対策を本市は行っているのか、ご質問いたします。

また、非構造部材について、継続かつ定期的に点検をする必要があると思いますが、日々の点検や点検実施計画の策定を行うお考えはないのか、ご質問いたします。

併せて、学校施設の防災機能について、備蓄品などの防災機能の強化はどうなっているのか、ご質問いたします。

質問番号3、教育委員会の組織、運営の改善について、ご質問いたします。

教育委員会制度を求める議論が地方で活発になってきております。橋下徹大阪市長率いる維新の会の教育行政基本条例の制定を契機に、教育委員会に対する首長の不満が全国に飛び火しています。本市もこの1年、文教常任委員会や協議会において、さまざまな問題が浮き彫りになり、教育委員会そのものの組織、運営が現状のままでいいのかと首をかしげたくになります。先日の教育委員会の傍聴でも、委員会、協議会で議論した内容が報告事項で上げられ、教育委員会の方たちが報告事項で上げられたことで最小限の発言しかできない状況でありました。つまり、教育委員会は、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定は行っていないと言えます。教育委員会が合議制の執行機関として本来の機能を発揮し、適切な意思決定を行っていくためには、教育委員が教育委員会において常に活発に議論して、そして意思決定を行う必要があると思われます。そのためには、十分な審議ができるよう、案件の内容を事前に教育委員に説明する必要があるというふうに思われますが、一つ、本市では教育委員に事前の案件のレクチャーが行われているのか、お聞きしたいと思います。

教育委員が市民の意向を反映していくために、二つ目、市民の公聴会や学校の訪問や、警察など教育系以外の機関、各団体、PTA、大学、議会等の意見交換などを開催し、教育委員みずから資質を設ける機会を設けられる場が提供され、情報公開がなされているのかをお聞きいたします。

こうして見ますと、教育委員会が本来の機能を発揮するには、市として教育委員会に適材を得ることが不可欠であります。三

つ目の質問、従来の慣行にとらわれず、地域住民の代表として摂津市の教育行政に深い関心と熱意を有する人材を登用すべきであり、摂津市在住の委員を選任し、年齢制限を設けず、摂津市の人間基礎教育を深くご理解いただける委員を選任するべきだと考えますが、これについてどのようにお考えなのでしょうか。摂津市の子どもたちの教育をつかさどる教育委員の選任は、任命権を持つ市長と承認を行う議会の責任は非常に大きいものと言えます。他市の中には、委員選任について、広く適材を求めたり、市民の意向を反映する工夫として、委員の候補者の公募や住民推薦、そして選考過程を公開するなどの方法をとっているところもあります。本市の実情を見た場合、公募を行い、市長が任命するという２段階の選任が適当ではないかと考えますが、今後、開かれた教育行政を行う上で、教育委員の選任の改善について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

質問番号４、旧教育研究所の一部活用につきまして、旧教育研究所の跡地活用については一般質問でも何度も行ってまいりましたが、一部を地域福祉活動拠点として活用することになり、予算がつき、改修が行うことになりました。

一つ目、その後の具体的な取り組みについて、取り組みの現状と今後のスケジュール、この施設の運営についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目、整備後の管理運営と耐震について、お聞かせいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 小規模修繕工事発注についてのご質問の５点のうち、３点目を除く４点についてご答弁します。

まず、１点目の小規模修繕工事登録者使用率についてでございますが、平成２３年度決算見込みで申し上げますと、登録業者６９者のうち、受注者は３３者で、４７．８％になります。制度創設をいたしました平成１９年度は３８．１％で、当時と比較しますと９．７ポイント増加いたしております。

２点目の今年度６０万円から９０万円に引き上げた根拠でございますが、義務教育施設等の老朽化に伴い、小規模修繕工事が増加してまいります。これらに迅速に対応することや、小規模修繕工事登録事業者への発注量を増やすことを目的に、限度額を引き上げたところでございます。

４点目の小規模修繕工事登録制度の２年目からの改善点でございますが、平成２３年度予算執行説明会で全庁的に周知いたしましたが、これまで随意契約の折は、見積書はなるべく３者程度を徴するように指導してまいりましたが、小規模修繕工事について、見積書は２者から徴することとし、簡素化を図ることで、より小規模修繕工事登録事業者への見積依頼を促したところでございます。

最後に、５点目の今後の市内業者の育成についてですが、小規模修繕工事登録制度を充実させることで、中小零細業者の振興を図りたいと考えています。具体的には、小規模修繕工事登録者が発注担当者に対して工事实績や技術力等をＰＲできる機会を設けることを検討いたしております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

（登阪教育総務部長 登壇）

○登阪教育総務部長 質問番号１の（３）小

規模修繕工事に係る担当課の発注の共通理解と発注業務についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、本制度が本市に入札参加指名登録できない市内小規模事業者の発注機会の拡大を目的として実施されていることを理解し、一部の事業者に偏ることなく、より多くの事業者が発注できるように努めてきたところでございます。平成23年度では、登録している69事業者のうち24事業者に発注しており、登録事業者の使用率は34.8%で、一定の実績を上げていると考えております。今後も発注事業者の拡大が図れるよう努めてまいります。

続きまして、質問番号2、学校施設の安全性の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校施設の耐震化の状況であります。平成24年4月1日現在、小中学校の耐震化率は66.2%となっており、残り10校で22棟となっております。現在、第二中学校体育館の耐震補強等工事に着手しており、本年9月には工事完了する予定であります。

次に、非構造部材の耐震化についてのご質問でございますが、外壁の仕上げ部分などの非構造部分につきましては、その改修を耐震工事と併せて行うよう計画をしております。また、災害時に避難所となる体育館の天井や照明器具、またバスケットゴールなどに関しましては、現在進めております第二中学校体育館では、天井をすべて撤去、また、照明器具等についても昇降式で、ワイヤーでのつり下げにより落下防止策を講じております。また、バスケットゴールにつきましても経年劣化していることから、撤去・新設し、安全対策を講じる計画でござ

います。また、これまで施工しました鳥飼小学校や千里丘小学校体育館等の耐震工事でも、同様に落下防止の安全対策を講じております。

なお、校舎内等での天井や窓ガラスなど非構造部材の耐震化につきましても、財政的な課題もありますが、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、点検方針、点検実施計画の策定についてのご質問ですが、日常の点検においては、以前より各学校に目視による点検を建築課で作成いたしました点検マニュアルをもとに実施し、危険と思われる箇所があれば教育委員会に直ちに連絡するよう通知をしており、また、その危険箇所が子どもたちの通行する場所にあつては、立入禁止等の措置を講じ、子どもの安全を最優先しながら効率的な点検に努めております。非構造部材の点検実施計画の策定につきましては、公共施設全体にかかわる問題と考えますので、市全体の取り組みの中で検討してまいります。

次に、学校施設の防災機能についてのご質問にお答えします。

昨年度から、本市防災管財課より各学校施設に乾パンと水を備蓄しております。また、本年度は、毛布の備蓄や、一部の学校にゴムボートの配置についても協力依頼がございましたので、順次、防災管財課より配備される予定です。また、備蓄物資保管場所等につきましては、水害の対応から高層階に備蓄するなどの取り組みをしておりますが、今後、PTAをはじめ、学校関係者にも情報を提供し、情報を共有できるよう努めてまいります。

次に、質問番号3、教育委員会議の組織、運営の改善についてのご質問にお答えいたします。

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することが定められております。本市では、同法の趣旨を踏まえて、教育委員の選任に当たりましては、本市の教育行政に深い関心と熱意を有する人材の登用に努めてまいりました。今後も、教育委員の選任に当たりましては、職務での専門性、これまでの経歴や現在の活動の中で培われたもの、また、現在の教育委員の構成状況などから広く適材を求めるとともに、どのような理由で当該委員の選任に至ったかを広く地域住民に周知し、ご理解いただくことが重要であると考えております。

次に、教育委員会の運営、公開でございますが、教育委員会議を活性化し、広く市民に開かれたものとするため、会議の公開はもとより、会議録のホームページによる公開につきましても、会議の開催後、できるだけ速やかに公開できるよう努めてまいります。また、教育委員会議の運営につきましても、教育委員会議の案件と、その概要について記載した資料を傍聴者に配付するなど改善に努めておりますが、今後、さらに検討してまいります。

さらに、市長や校長会、社会教育委員などの教育関係者との懇談の場を設定するなどの取り組みをはじめ、教育委員会議のあり方についても改善を進め、通常の場合の審議とは別に、学力問題や不登校対策などの直面するテーマに絞って議論を行うなど、教育委員会議の活性化に向けてさまざまな取り組みを進めております。

また、事前に教育委員に教育委員会議の内容レクチャーを行っているのかとのこと

でございますが、教育委員会議の案件につきましても、大きく議案、報告及びその他となっております。事前に案件につきましては委員に配布し、必要に応じて説明をさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、教育委員会委員の選任に関連いたしまして、行政委員等の選任内規の趣旨に基づきまして、ご答弁申し上げます。

本市におきましては、地方自治法第138条の4第1項及び第3項の規定により、本市に設置された委員会、委員及び附属機関の委員の委嘱、任命または選任の基準について、議会議員にもご相談の上、摂津市行政委員会等委員選任内規を制定し、ルール化を図っておるところでございます。これは、もちろん教育委員に限ったものではございませんが、その内容としましては、委員の選任に当たっては、団体または議会から推薦及び議会の選挙による委員を除くほか、選任時において満75歳に達している者、任期中に満75歳に達する者につきましては選任しないこととしております。これは、世代交代を図ることにより、委員には行政活動及び市民生活の実態に即した柔軟な指導力、機敏な行動力、さらには新しい時代感覚が望まれることから取り決めたものでございます。したがって、現状におきましては、行政委員会の委員、附属機関の委員、また、その他委員につきましても、附属機関に準ずる審議会等の委員につきましても、当内規の趣旨にのっとり、適任者を選任すべきものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号4の(1)旧

教育研究所の一部活用について、その後の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

旧教育研究所の本館改修につきまして、現在、地域福祉活動拠点、郷土資料展示室及び地域の集会等に活用していただくために、庁内において整備内容や管理運営等についての教育委員会、関係各課で調整を行っているところでございます。これまでの地域福祉活動拠点の整備につきましては、第一中学校区、第二中学校区及び第四中学校区においては、市の土地を活用し、社会福祉協議会が拠点を建設してまいりましたが、第五中学校区におきましては、既存公共施設、旧教育研究所の本館を利用し、拠点整備を進めてまいります。運営につきましては、校区福祉委員会、民生委員、児童委員、自治会・町会やボランティアの方々など、地域で地域福祉活動を展開していただいております皆様と、基本的には既存の地域福祉活動拠点の運営をベースに協議させていただき、平成25年4月の供用開始を目標に整備を進めてまいります。

整備後の管理運営と耐震についてのご質問のお答えをいたします。

本整備につきましては、地域福祉活動拠点、郷土資料展示室及び地域の集会等に活用を目的に整備を行いますので、建物全体にかかります光熱水費、通信運搬費、修繕料、機械警備委託料等の管理費用の負担につきましては、郷土資料展示室を所管されます教育委員会と協議を行ってまいります。地域福祉活動拠点の部分につきましては、既に整備されております他の校区の福祉活動拠点の運営を参考に、地元の皆様と協議をさせていただきたいと考えております。したがって、電気、ガス、水道代につきましては、基本料金以外の実費分は利用

者の方々にご負担をいただき、貸し室の整備等につきましても地域の方々で行っていただきたいと考えております。

また、耐震につきましては、基礎部分の調査と併せて実施してまいります。

○嶋野浩一朗議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1の2回目の質問、使用率に関して69者中33者の受注で47.8%ということですが、全体ではそうなっておりますけれども、各担当課ごとの使用率は総務のほうで把握されているのでしょうか。また、22年度84者だった登録者数から23年度は69者に減となった原因の検証を行ったのかどうかということをご質問いたします。

各課の発注状況を見ますと、特定の業者の偏りがあるように見受けられます。今回、発注数の多い教育委員会の支出負担行為何書、見積書、現場写真の資料も併せて拝見させていただきましたが、まず、ほとんどが緊急扱いで見積合わせが行われていません。この緊急の定義とは一体何なのか、ご答弁いただきたいと思います。

また、工事内容を見ますと、工事業種の土木、建築、設備工事の可能な業者がほとんど工事を請け負い、塗装や内装、建具工事などの仕事もその中に含まれて一括して発注されています。3者見積もりの中身は、3者とも品名、仕様から項目の並び方が全く同じものもあり、どう見ても1者の見積もりを見て、ほか2者が金額を変えて書いたとしか思えない見積もりもあります。この見積もりを担当課は認識をしていたのか、認識していたのなら指導はあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、見積合わせに指名業者が見積もり

に参加しているのですが、摂津市小規模工事発注要領には、登録者名簿から選定、3者、今現在は2者ですけれども、とあります。小規模修繕業者優先に見積合わせを本来行うべきではないのでしょうか。ほかの担当課においても、下水道事業課16件中11件が同一業者です。防災管財課の集会所の修繕においても、23件中10件が同一業者、6件が同一業者、残り7件のみが4業者が分散して受注という現状です。このような状況を見ますと、担当課の発注に関しての説明が十分なされているのか、小規模修繕の目的が理解されているのかというふうに思います。また、希望業種が4業種以内の制限があるにもかかわらず、四つ以上登録している業者があることも認識して業者名簿を作成されているのかも疑問です。この名簿に関しては、庁内に公開、一般に情報公開とありますが、公開がなされているのかお聞きし、2回目の質問とさせていただきます。

学校施設の安全性の確保について、2回目の質問をいたします。

日々の点検は、建築課で作成した点検マニュアルに基づき行っているとありますが、具体的にだれがどう判断しているのか、また、危険箇所があったときにはどのように対応するのか、備蓄品に関しては、ライフラインが寸断されたときを想定しながら順次設置していただくようお願いしたいと思います。

東京都稲城市の全小学校で「子ども防災自助パック」を作成しておりますけれども、家庭で相談し、必要と判断したものを詰め込んで、子どもたちに防災教育の一環として取り組み、1年に1回、中身を交換する取り組みを行っているということがありますが、今後、併せてこのような取り

組みを行い、学校全体で防災意識を高めていくような方向はないのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、質問番号2番の2回目の質問とさせていただきます。

質問番号3、2回目の質問をさせていただきます。

教育委員会の意思決定の過程は、市民から見えにくいという問題があります。会議の公開については、平成13年の地教行法の改正に伴い、すべての自治体に義務づけられましたが、摂津市は傍聴者も少なく、私が文教常任委員会の委員になった当時、傍聴に行っても1人か、もしくは2人のときが多く、レジュメも配付されず、教育委員の声も小さくて聞きづらく、そういった会議には非常に驚かされました。改善をお願いしたんですけれども、なかなか聞き入れていただけなかった事実もあります。昨年からいろんな問題が露呈されてから、傍聴に足を運ぶ議員も増え、つい先日、マイクも使用され、レジュメも配付されるようになりましたが、それまで資料さえ配付されていない会議だったわけです。現実、傍聴者が少ないということは、教育委員会がどのような役割を持っているのか、どのような活動を行っているのか、摂津市の教育が市民には見えにくいと思います。本市ではこのような公開の問題について協議しているのか、また、会議開催を積極的に広報しているのか、開催時間や開催場所について、地域の住民の方が傍聴しやすいような配慮がなされているのか、なされていないかなぜなされていないのか、また、会議の開催後の会議録が非常に遅いですが、開催後、速やかに市のホームページなどに公開するべきだと思うのですが、議事録を速やかにアップできない理由があるのか、また、あ

るとするならばどのような改善を考えていらっしゃるのか、2回目の質問とさせていただきます。

質問番号4の2回目は要望とさせていただきます。

以前からも何度も一般質問の中でお話ししてまいりました、学校の真横にあるという非常に貴重な施設でございますので、十分に協議していただき、地域の福祉活動を活性化していただきますよう、強く要望とさせていただきます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○有山総務部長 小規模修繕の発注の実績は、毎年決算時に分析をしており、発注件数、それから請負金額とも拡大をいたしております。しかしながら、ご指摘のございましたように、受注が一定の業者に偏っているということも認識いたしております。また、小規模登録業者が22年の84者から69者ということで減っていることにつきましては、登録をされるときに登録イコール受注ができるというような誤解があったというふうに考えております。それぞれの営業活動に応じて、またその発注がなされるという実態がございますので、それが減った要因ではないかと思えます。ただ、2年ごとにこれを登録しておりますので、小規模登録業者につきましては随時登録をしております。この4月以降に新たに5社登録がなされまして、74者となっておりますところでございます。

それと、制度創設の趣旨を庁内で共通理解できるように、私どもといたしましては、毎年、予算執行説明会において、この周知を行っておるところでございます。小規模修繕工事の登録業者の担当といたしまして

は、この説明会においての周知だけで十分であるというふうには考えておりません。今後は、小規模修繕工事登録業者が発注担当に対して、先ほど1回目の答弁にさせていただきましたように、工事の実績や技術力等をPRできる機会を設けていきたいと、つまりプレゼンする機会を設けていきたいと考えております。その折にも、実務担当者に対して、見積依頼の方法や緊急修繕の考え方など、本制度の取り扱いについて共通理解できるよう周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

なお、業者の登録について公開されているのかということでございますが、私どもも抜かっておりましたが、つい最近、この業者についての登録をホームページ上に公開させていただいたところでございます。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 まず、小規模修繕工事に係るご質問にお答えいたします。

緊急の修繕が多いというご指摘でございますが、学校・園におけます修繕につきましては、児童・生徒等の安全確保や施設管理上などから緊急な修繕が必要な工事が多いのも現実でございます。しかし、制度の目的を踏まえ、やはり緊急を限定的にとらえ、可能な限り見積合わせをするよう、今後一層精査し、事務の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、見積合わせの件でございますが、本来、見積合わせを行う場合、市が仕様書を作成し、業者に提示すべきと考えますが、教育委員会の職員配置の関係等、業者に見積もりを出していただき、その内容に従って、改めて他の業者に見積もりを求めているようなことも行っております。ご理解をいただきたい部分もありますが、今

後も制度の趣旨を踏まえて、見積合わせにつきましても事務の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、学校施設の安全性の確保についての2回目のご質問にお答えいたします。

学校での外壁のモルタル等が落下するという状況を受けまして、本年2月に専門業者による劣化状況の調査を行っております。本調査の内容を学校に情報提供するとともに、日常点検のノウハウの向上を図るために、建築課が施設管理者等を対象に講習会を実施しております。このような取り組みを踏まえまして、学校施設におきましては、学校管理職や学校校務員によって外観目視にて日々の点検を行っております。外観目視による調査といたしましては、剥落、欠損、ひび割れ、水漏れ、雨漏り等に注意しておりますが、危険性等の判断が難しい場合は、建築課の職員等の協力により確認を行っております。また、劣化調査の結果に基づき、危険な箇所につきましては、順次、応急対応ではございますが、修繕を行っております。これら以外に点検等で危険と判断した場合は、直ちに専門業者に連絡をし、速やかに修繕を行っております。

続きまして、教育委員会の組織、運営の改善についての2回目のご質問にご答弁いたします。

ただいまご指摘のとおり、教育委員会議の活性化に向けて、教育委員会といたしましては、いろんな取り組みをいたしておりますけれども、今、ご指摘をいただきましたことも踏まえまして、さらなる努力をしてまいりたいというふうに考えております。

その中で、今、月1回、平日の水曜日の午後に教育委員会議を持っておりますけれども、この会議の持ち方をはじめとしまし

て、教育委員会の活性化につきまして、いろんなご意見があることは存じ上げておりますが、その内容につきましては、教育委員の皆様が集まって議論をされ、現時点におきましては、例えば会議の持ち方につきましては、現行の会議を活性化することがまず最優先ということで、先ほど1回目の答弁で申し上げましたような、いろんな中身を深めるような取り組みを行っております。

また、ホームページ等、会議録の件につきましては、会議録の内容が要点筆記ではなく、ほぼ全部の筆記をさせていただいております。また、教育委員各自の発言が載っておりますので、当然、教育委員にチェックをしていただいております等の関係で時間がかかっておりまして、速やかな公開ができかねている部分がございますので、今後、より速やかな公開ができるように、どういった工夫ができるのか検討して、実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、質問番号1の3回目の質問をさせていただきます。

先ほど、教育委員会のほうからご説明いただきました緊急の定義、この定義に関しまして、私は先ほど申し上げましたように、確かに業者が偏っておりますけれども、教育委員会は、緊急緊急ということで見積合わせが行われていないのがほとんどでございます。こういったことをいま一度、やは

り定義として緊急の定義は何だったのか、ご答弁いただきたいと思います。

2年前にも各部署と協議して検討してまいりますというふうに総務のほうからのご答弁いただいておりますけれども、本当に具体的にどのようにしていかないといけないということをし、しっかりやっぱり考えていただきたいというふうに思います。

今回、登録業者の中には、指名業者と住所と電話も同じという業者もいらっしゃいます。現場写真が添付されておりますけれども、現場写真には指名業者の名前が入った車や道具が写っている写真を添付として提出されていること自体、これは担当課の仕事の甘さが伺えるというふうに思っております。やはり今後は総務課の責任のもと、この制度の目的をしっかりと理解してもらって発注していただきたいと思ひますし、せめて使用率50%を超えないと、特定の業者のための制度と言われても仕方ありません。受注は平等にということではなくて、受注の機会を平等に与えることが市内業者の育成だというふうに考えております。1年後に同じ質問をさせていただきますので、今回の内容をしっかりと検討して実施していただきたいというふうに思ひます。

最後に、この件に関して真剣にどのように取り組むのかをもう一度質問させていただいて、3回目の質問とさせていただきます。

それから、学校の施設の安全の確保ですけれども、できるだけ不良箇所を早期に発見し、改修を行っていけるよう、安全確保に努めていただくよう要望とさせていただきます。

それから、質問番号3の3回目の質問でございますけれども、今回、教育委員会の会議の中でも、修学旅行の一定の業者が何

年も続いて業者選択をされていたということに関して、本当に報告事項というふうに上がっております。先ほど、業者の見積もりのお話を契約のほうでもさせていただきましたが、やはりこういったことをもっともっと教育委員会の中で話をして、決定をしていただく機関だというふうに思っておりますので、教育委員会の問題点は非常に多いと思ひますけれども、摂津市の状況に応じた解決を図るためには、この教育委員会制度自体、いろんな改善を促していくことが必要だというふうに考えております。市は教育現場の環境を整えること、教育委員は学校現場や子どもの実態をもっともっと現場で知る必要があるというふうに思ひます。

文部科学省は、現在、教育委員会制度について、教育機関の管理運営における首長からの独立性、合議制、レイマンコントロールといった基本的な事項は国が定めた上で、自治体がそれぞれの実情に応じて教育委員会の組織や運営について決定できるようにということを検討するというふうに申しております。本市の教育委員会の組織、運営の改善点、こういったことを、最後に私は教育長にどのようにこの改善点をお考えなのかということをお聞かせいただいて、3回目の質問とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 小規模修繕工事に伴う件につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、特に緊急の定義を定めておりませんが、本制度の市内小規模事業者の受注機会の拡大という目的を踏まえまして、緊急をより限定的にとらえるという観点から、契約事務担当課でもあります財政課とも改めて協議し、緊急の定義をどのように考えていくか協議してまいりたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 ご指摘のようなことをる改善すべきは改善をしたいと思っております。小規模修繕工事の請負希望の登録制度というものは、建設業の許可、それから、経営事項審査を受けていないなどの理由によって市の入札参加資格審査を申請することができない業者について対象にし、市が発注する小規模な修繕工事の契約を希望する制度でございまして、受注機会の拡大を図るという中小零細企業に対しましての措置でございます。この制度を今後も活用すべく、その中身については担当原課を指導していく立場にございますので、指導していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 教育委員会組織の活性化といえますか、そのことについてどのように考えているかということでございますけれども、私は幾つかの問題点があると思っています。

まず、事務局組織につきましては、一連のいろんなご指摘をいただいたということもございますので、もう一度報告、連絡、相談、それを組織内できっちりしていこうというのが1点でございます。それは、事務局を束ねておりますのは私でございますので、私が責任を持って事務局職員のもう一度意識改革といえますか、これまでも努力してきてはございますけれども、一層の努力をしていきたいと思っております。

それと、もう1点は、教育委員会議会のあり方、これにつきましても、ずっとこの3年来議論をしてまいりました。そして、こ

のことについて、5人の教育委員が集まって、活性化のためにどうしたらいいのかということで、今の会議のあり方がいいのかどうかも含めて、いろんな議論を重ねてきたところでございます。先ほど、ご指摘で、傍聴もしていただいて、いろんな問題点があるよということでございますけれども、私は、やはりその中で5人の委員が議案、これについてはできるだけ短い時間でやっていただきたいという提案をしました。そして、本来、教育委員にお願いしていますのは、レイマンコントロールというお話もありましたけれども、それぞれの立場から摂津市の教育の充実のために大所高所からのご意見をいただきたいと。それが、ともすれば事務的な手続き上のことで何時間も、終わってみれば3時間のうちのほとんどがそういうことに費やされているということで、私は会議のあり方としておかしいというふうに思っておりました。

それで、これは3年前からの議論ですけども、先ほども説明を部長のほうからしていますけれども、この2回は摂津市が一番直面する問題である不登校について、5人の委員がそれぞれの立場から、どうしたらこの問題が解決するんだということで議論を、それは傍聴されていたからお聞きになっていただいていると思いますけれども、やはりこの問題も、保護者代表の方、そしてまた元教職の方、そしてまた行政の経験のある方、そして学者、そして私、そういうことで、それぞれの立場から、今先ほど不登校のところで答弁されておりましたけれども、平成13年の180人が、小学校は半減しましたけれども、23人ぐらいになりましたけど、中学校はまだ100人あると。これは、この四、五年変わっていない、これはどこに問題があるんだという、そう

いう議論をやはりしていったら、それで、それぞれこういうふうにしたらどうか、そういう議論が、本来、私は教育委員会の活性化につながるものだと思います。うちの会議は3時間近くの本当に真剣な協議を続けておりますけれども、こういう会議のありようを今後も続けていきたいと思っているところでもございます。

それと、もう1点は、やはり学管規則を学校長にももう一度勉強するようにといいますか、お互いに確認して、学管規則にあります学校長の責務は何なんだと、そして教育委員会の責務は何なんだと、役割分担がありますから、そういうことをもう一度校長会とも議論していかなければならないかなと思っています。

大きく3点にわたって申し上げましたけれども、今後一層教育委員会の活性化といいますか、さらなる組織の充実に向けて取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

○嶋野浩一郎議長 大澤議員の質問が終わりました。（「議事進行」と大澤千恵子議員呼ぶ）

○嶋野浩一郎議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 答弁漏れがあります。市長についてのお考えをお聞かせいただきたいと思いますというところで。

○嶋野浩一郎議長 そのような質問がありましたか。

○大澤千恵子議員 「公募を行い、市長が任命するという2段階の選任が適当ではないかと考えますが、今後、開かれた行政を行う上で、教育委員の選任の改善について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います」ということで、お願いしています。

○嶋野浩一郎議長 わかりました。市長。

○森山市長 それじゃ、お許しをいただいて、

ここからお答えをいたします。

先ほど来、話がありましたけれども、摂津市の各行政委員等々の選任につきましては、地方自治法に基づいて一定の基準を設けて、それをルール化して選任しているところでございますが、現在のところ、それぞれの行政委員、しっかりと職務を全うしていただいているものと私は確信をいたしております。

その上で、委員の年齢制限を見直してはどうかとか、それから、推薦制もいいけれども公募制も導入してはどうかとか、そういう意見があることも承知をいたしております。思い起こしますと、私が市長になってまず最初に、行政委員やったか、選任事項があったことを思い出すんですけども、そのとき、当時の適任者等々の皆さんをご推薦するときに、それぞれ皆さん、現役のばりばりの方ばかりで、どうも実態に即していない、そういうことがわかりました。それで、年齢制限等々見直しを指示したことを思い出すんですけども、その時々刻々と変わる社会情勢、そういったところにもしっかり目を向けて、その時代に即したあり方、これを一つ一つ見ていくのも、これは大切な視点だと思います。

ただ、ほとんどの事項が議会の同意、また承認事項であるわけでございます。という意味で、見直すときに、ただ教育委員会だけを見直すんじゃなくて、摂津市全体の委員のあり方について、また皆さんの意見も聞きながら参考にさせていただいて、よりよい方法を見つけていけばいいなと思っています。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

(柴田繁勝議員 登壇)

○柴田繁勝議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。午前中なり、それぞれの議員の中で、私がする質問に少し重なるところがあったかのように思いますので、これは答弁のほうで、もしそのことで調整されるということであれば結構でございます。

まず、1番目に、保育所待機児解消に伴うその後の進捗状況はどうなっているんでしょうかと、こういうご質問を申し上げます。

これは、この3月の本会議の代表質問の中で、我が党のほうからの三好議員からも問うていただいた問題であり、また、委員会の中でも少しどうなっておりますかということをお尋ねいたしてまいりました。また、我々独自で、例えば商店街の空き店舗なり空き家なりで分園していただけるような場所がないかどうかという調査もさせていただいて、そのことも含めて提案をしてまいりました。そういう中で、市のほうもそれなりに動いていただいていると思いますけれども、この保育所の待機児童のところは、その後どうなったのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

2番目に、熱中症及び節電対策を推進する上でのクールスポットの取り組み状況、このことについても、藤浦議員の夏休みの子ども対策だとか、いろいろなことでのご答弁もいただいているように思いますが、私の質問に対して答弁をしていただければありがたいと思います。

3番目は、摂津市既存民間建築物耐震助成の今日までの取り組みとその成果についてでございますけれども、これについて、どのような推移で今まで成果が上がってきたのかということをお教えいただきたいと

思います。

それから、4番目ですけれども、森山市政の2期8年の実績と、これからの市の発展にかける市民の期待に応える市長の基本的な考え方について。

このことにつきましては、先ほど木村議員のほうからお尋ねになりまして、この46年間の市政の流れの中での推移も聞かせていただきました。その流れがそのとおりだなというふうにも思わせていただいております。私は、ちょっと観点が違うのかもわかりませんが、森山市長が就任されて、この9月で8年、2期を迎えるわけですから、特にここ数年、大阪府の動きが、都構想、そしてまた最近府市統合本部ですか、こういうのがどんどん前へ出てまいります。そうなりますと、我がまちは、やはり好む好まざるにかかわらず、これはよく市長のお使いになる言葉ですけれども、やっぱりただ傍観しているわけにはいかない、その推移の中でこのまちをどうか取り上げていくのかと、こういうことが心配になるわけでございます。そういうことも含めて、この8年間の中で森山市政が歩んでこられた中での市の取り組み、考え方というのを教えていただければありがたいというふうに思います。

また2回目の質問で少しほかのことも触れてみたいと思いますけれども、以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 保育所の待機児童解消についてのご質問にお答えいたします。

本市の待機児童の状況でございますが、いわゆる新定義、保護者の方が送迎できる範囲で見たときは、平成23年度までの毎年4月1日時点では待機のない状況となっ

ておりました。北摂各市を見ても、平成23年4月1日で待機ゼロは池田市と本市だけでございました。ただ、本年度は、4月1日現在で市域全体で11名の待機が生じております。このような状況を解消すべく、本年度は、当初予定しておりました民間保育園での20名の定員増に加えまして、新たに1園で10名の定員増を実施していただいております。平成25年度以降も、民間保育園の建て替え等により定員の拡大を図ってまいります。また、民間保育園に対して、本市における待機状況についての説明を行い、ご質問にもありましたように、ご提案いただきました内容も含め、さらなる対応策の検討をお願いしているところでございます。今後、協議を進め、定員増が図れるよう努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 熱中症及び節電対策を推進する上でのクールスポットの取り組み状況についてのご質問にお答えします。

今夏、電力需要逼迫の事態を迎えることから、その対策として、大阪府では、家庭部門の電力消費53%を使用するエアコン約400万キロワットに対する節電を促すため、家族でお出かけ節電キャンペーンを行っております。この内容は、平日昼間にエアコン、テレビなどの電気を消して、クールスポットに家族で出かけようといったもので、例えば、プールや博物館、植物園などの公共施設で入場料割引クーポン券の発行を行い、図書館などの無料施設でイベントを行うなどの内容となっております。大阪府では、このキャンペーンに協力するよう、府内市町村に協力を呼びかけております。北摂各市の状況ですが、茨木市は、青少年野外活動センターでピクニックエリ

アを開放する事業、高槻市では、森林観光センター檜田温泉の入浴料割引などを行っております。本市においては、「涼む」というジャンルで「せつつオアシス」事業を紹介しております。昨年、市役所、コミュニティプラザ、市の管理している各公民館、正雀市民ルームを休息施設として開放いたしました。本年におきましては、新たに地域福祉活動支援センターを「せつつオアシス」として猛暑時間帯に開放し、市全体の10公共施設で市民の皆様に涼んでいただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 質問番号3、摂津市既存民間建築物耐震診断助成制度の今日までの取り組みとその成果についてのご質問にお答えを申し上げます。

本市では、平成20年3月に摂津市住宅建築物耐震改修促進計画を作成し、目標年次の平成27年度までに耐震化の目標を9割として定めてまいっております。摂津市既存民間建築物耐震診断助成制度といたしましては、平成19年度より創設をいたしております。また、新たに平成23年度からは、特定建築物や非木造住宅に対しましても診断に係る費用を補助する制度を創設し、耐震化のスピードアップを図っているところでもございます。木造住宅の耐震診断補助制度の実績といたしましては、平成19年度から23年度末の5か年におきまして56件であり、本年度におきましては、現在9件となっております。

また、摂津市木造住宅耐震改修補助金に関しましては、平成20年度から木造住宅の耐震改修に係る費用を補助する制度を創設し、さらに平成23年度からは、設計費補助や改修費用におきましても、所得に応

じて定額で補助できるよう拡充をいたしながら、診断、設計、改修を一連のものとして充実いたしているところでもございます。

耐震改修の成果につきましては、平成24年2月時点で、平成19年度から23年におきまして、診断56件に対しまして改修件数は12件で、診断件数に対しまして21%の改修率と低い状態となっております。耐震化を促進するに当たりましては、市民の自主的な取り組みを基本と考えておりますが、市としましては、その取り組みが早く進むように、これからも広く市民の情報を共有できるよう、より一層情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 ここ数年行われております府市統合と申しますか、大阪都構想に関連してのご質問にお答えいたします。

現在、昨年12月に設置されました大阪府市統合本部におきまして、今後の都市制度の検討や広域行政、二重行政の仕分けを行うとともに、大阪府と大阪市共通の重要事項に関し、方針を決めるため、これまで14回にわたり本部会議で協議されております。また、これと並行して、特に大都市制度のあり方、大阪都構想に関しましては、大阪府と大阪市が主体となり、住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、国の動向も踏まえ、具体的な提案、協議等を行うため、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、大阪都に向けての具体的な提案や議論がなされているようでございますが、現在のところ、本市に対しましては、府市統合本部、大阪府、大阪市のいずれからも何ら働きかけや情報提供はなされておられません。

協議会では、府内基礎自治体のあり方として、住民自治が十分働き、かつ迅速、きめ細かで総合的な行政サービスを提供できる中核市程度の権限規模が望ましく、自主的な合併や広域連携による体制整備が望ましいとの報告がなされるとともに、この報告を受け、去る6月15日には第3回協議会が開催され、大阪府知事と大阪市長の提案に対して、るる質疑がなされたようでございます。本市といたしましても、ある一定の行政規模によるスケールメリットが存在するという事は理解いたしておりますが、おのおのの自治体には、これまで長年にわたる歴史があり、地域におけるさまざまな課題や問題を共有し、解決し、合意するという中で形成され、地域の人々とともに発展してきたという経過があり、この歴史的経緯は大変重いものがあると考えております。

近々、国会にも大阪都構想の実現に向けた法案が共同提案されるという報道もなされており、本市といたしましては、これらの動きを注視するとともに、本市の将来との関係性をしっかり見きわめ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 それじゃ、2回目の質問といたしますか、要望も含めてさせていただきます。

まず、保育所待機解消に伴う件ですけれども、我々も申し上げてきて、今、やっぱり保育所の待機者を一人でもなくしていくということは大事なことだというふうに思っております。そのために、あらゆる手段をやっぱり講じて早くやっていかないと、もたもたしていたら大変なことになると思います。

実は、けさ、国会の質問を聞いておりま

したら、明治の20年代に日本の人口が3,500万人ぐらいだったそうです、統計をとって。平成4年に1億2,500万人をピークに、あと100年、この21世紀の終わりには、また4,000万人台を割るのではないかという、そういう推計といえますか、流れが出てきている。その中で、何が原因かという、やはり子どもができてこないという、あと支える人ができないという、これは、しかし大変なことになると、こういうような質問をしておりましたので興味深く聞いておりました。

私たちは、これからのまちというのは、やっぱりにぎやかな子どもの声が聞こえる、こういうまちをつくっていかないかと思うんですね。そのためには、やはり子どもを育てる、産んでいただけるという体制づくりを、国も積極的にやらないけませんけれども、市もそれに準じてやっていかなければならない、そういう観点から今回質問させていただいております。待機者を一人でもなくして、できるだけ多くの皆さんにまた新しいお子さんを産んでいただく、そういう流れをつくっていかなくやいかんと思っております。これは別に質問の答弁は要りませんので、要望にかえます。よろしくをお願いします。

それから、熱中症の問題ですけれども、これも先ほどからいろいろとご答弁もいただき、また朝のご答弁もありました。大阪府のほうの取り組みが、各衛星都市への流れとしてそういう通達をされておる、取り組みの流れを示されておるということですが、これは最近、テレビでも奈良市の状況を大きく放映されておりました。そういうことで、私はやっぱりこういう節電も含め、そしてまた、クールスポットというかクール対策も含めて、一例をあげますと、今か

ら数年前に岸辺駅前の再開発のときの懇談会で、大阪学院大学のほうが、もし地域にこういうことでということで、1教室といいましたか、1フロアといいましたか、冷たいクーラーのきいたところを提供させていただきましょと、そして、地域のお子さんがそこで自習なり学習なりいろいろしていただけるようなことにどうでしょうかというようなご提案がありました。私たちのまちにも、よそさんの玄関先を借りて物を言うのはいかんと思いますけれども、人間科学大学、そしてまた薫英学園だとか、いろいろなところもあります。こういうところともよく相談していただいて、そういうところへの提供なども今後求められるのであれば、ひとつ働きかけをされたらどうかと、これは私の提案でございます。

それから、3番目の民間建築物耐震診断のことですけれども、これをお尋ねして、今、流れを聞いてみますと、確かにこの制度はいいと思うんですけど、活用の数字が非常に低いのではないかなというふうに思っています。今年は9件ですか、少し伸びたようです。この心理的なものは、診断を受けて、あとこれだけのことをフォローしなければ家がもたんと言われたときに、なかなか診断しにくいという背景もあるのではないかなというふうに思うわけです。

それを進めていくために、この間、ちょっとこれもテレビで言うておったんですけども、耐震をするのにベルト、それで包帯のように巻いていくんだらうと思うんですが、それをするによって、かなり振動というか揺れを防げると。工費も7割ぐらいでできる、工期も短いと。そして、営業というか事業をしながら、また家においてながらその作業ができる、躯体にあまり傷をつけない、こういう工法も出ているとい

うことを紹介されておりました。そのこともちょっと市のほうに言うてみたら、早速パンフレットも取り寄せていただいて、事実あるんですよということを教えていただきました。ぜひ、これも、こういうことで本当にいいのであれば、テレビでやりましたから間違いないと思うんですが、一遍市民に紹介もして、できるだけこういう診断率を上げてもらうように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、4番目の、ちょっと都構想と、今回の質問から少しずれたのかなと思って、私も申しわけないと思うんですが、基本的に市長公室長のほうからお答えをいただきました。この8年間、市長がやってこられたことは、先ほど木村議員もずっと46年間の流れをお示しになりました。私もこのまちで、町村合併で三島町ができてからありますと、まだそれに10年足さなければいけないと思います。その間、5代の市長が脈々と今日のまちをつくっていただいて、そして森山市長になられて、これは2期目を迎えるわけです。また、森山市長の今日のちまたでの評判といいますか、あれは我々にとっては非常にいいものを感じております。ようやく来てはるらしいですな、摂津市の駅もようになりましたなと。しかし、その反面、先ほど木村議員が言われたように、たくさんの重たいものもまだ持っておられることも事実ですし、解決していかなくやならないことも事実だろうと思います。

そこで、私もあえてこのお話をして、これからのまちづくりをどのようにかじを取っていただけるのか。先般、市長と少し雑談する機会がありました。僕は市長の本音だと思うんです。ええかげんところで投げ出すわけにはいきません。後継の後の人

の受け皿のためにも、やっぱりこういうまちをつくるんだというものを示していかないかんと思いますねんと、こういうことをおっしゃっていただきました。常に市長は、皆さんに耐乏耐乏というていろいろとお願いはするけれども、やっぱりその先に夢がなければついてこれないのではないかな。このまちに住んでよかったな、このまちは本当にいいまちだな、そう思えるようなまちを将来に向かってつくっていくかんと、ということをおっしゃっていただいております。私はそのとおりだというふうに思っております。

そういうことも含めて、先ほどのご答弁と同じことになるのではないかと思いますけれども、ここで改めてこの8年を振り返って、これから市のために、また、この市の発展のために、どのような基本的な姿勢で臨まれようとしておられるのか、お聞かせいただければありがたいというふうに、これが2回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長　それでは、市長。

○森山市長　柴田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの木村議員に引き続き、私の実績についてもご披瀝をいただきましてありがとうございます。先ほども言いましたけど、私が今日あるのは先人のおかげでございます。

そこで、先ほどのお答えとは少しちょっと観点が違うかもわかりませんが、いろいろの質問にこういうふうに答えたらいいのかなと、いろいろあるんですが、最近、大阪都構想の話、今、出ましたけれども、広域行政、広域行政、ようこの言葉が出てくるんですね。わかりやすい一つの例というのは、国において消防の広域化というのがよく言われていますね。大阪都構想

って、大阪府と大阪市もいろいろ何かやっていますけれども、すべからくその中身を見ますと、人口30万都市、これが一つのモデルみたいな形でどんどんどんどん話が進んでいっている、この事実はしっかり見とかないかんとおもいますね。そういう意味からいうと、人口10万未満の摂津市のようなまちは、今後、独自性をしっかり出していくには、財政面においてもマンパワーにおいても、かなりしんどい面があることは覚悟しておかないかんとおもいます。そういう意味で、将来どういう事態が来るか、これはわかりません。でも、いつ何時でも耐え得る足腰をしっかりと鍛えておかないかんとおもうんですね。そういう意味で、私は、これもさっき言いましたけれども、漠然とした話ですけれども、お金づくり、人づくり、夢づくり、こいつをしっかりと摂津市なりのやり方で実行するといえますか、そして足腰をしっかりと鍛えておくと。将来、いろんなことがあるときにも、このまちが大きなうねりに飲み込まれてしまっているかんですね。摂津市が飲み込んでしまうぐらいの思いを持っておかなあかんとおもうんです。そういった意味でも、私は足腰をしっかりと鍛える、これがやっぱり私の一つの仕事だと思えますね。

そういう意味では、8年間行政を担当させていただきました。このまちは、みんなの心が一つになるならば、少々のおねりには巻き込まれない、私はそういう手ごたえを感じた8年だったと思います。そういう意味で、あと私は残された任期を、しっかりと8年間の集大成をやり遂げていくというのが今の心境でございます。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 ありがとうございます。
時間を節約せないかんとおもうたら、3分あ

りますので、最後は感想といえますか、要望と。市長、どうもありがとうございました。いや、私も、実は都構想のことにつきましては、都・特別区及び指定都市の特例についてということ、少しこの間、勉強する機会がありまして、実際、東京のような都構想になったらどうなるんだろうとか、いろいろなことがありました。その中で出てきたのは、どうしてもやっぱり隣接する都市というのは、一つの流れに振り回されるといえますか、やっぱり神経を高めなきゃならんだろうというようなご回答もありました、質問の中で。そういうことで、今、市長がおっしゃったとおり、このまちは歴史を持ってやってきたと思うんです。町村合併のときは、一津屋周辺はむしろ大阪に合併したほうがいい、また、鳥飼なりのほうは高槻だとか茨木だとか、また、千里丘のほうは吹田のほうがいいと、いろいろな意見があった中で、1町3村がまとまって、そして摂津市という市制がひかれて、私はこのまちで生活させてもらってよかったな、このまちを一生やっぱり自分のふるさととしてこれからも頑張っていきたいな、このことは、今、市長が述べられたことと同じだと思うわけです。我々がどうできるんだということになりますけれども、少なくともこのまちを、これから皆さんに喜んでもらえる、そしてまた、これからのやっぱり責任のあるまちとして、先を思って考えていただきたいというふうに思うわけでございまして、そういうことから、今回、市長の2期8年、これからのお考えも聞かせていただければと思って、ちょっと質問させていただきました。

時間も来ていますので、もうこれで終わります。じゃ、そういう私の期待も込めて私の質問を終わらせていただきます。あり

がとうございました。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして質問させていただきます。

最初に、2015年4月から実施予定の中学校給食、これをよりよいものにするについて質問いたします。

この間、ずっと実施されてこなかった中学校給食が、いよいよ3年後の2015年4月から実施しようという検討が始まったことについて、まず最初に大いに歓迎をしたいということを述べておきたいと思います。その上で、私は、育ち盛りの摂津の中学生に、摂津市の小学校で実施されている学校給食のように、安全・安心でおいしい温かな給食を提供できる環境へ全力をあげて努力することが、今、何よりも大切だと考えています。その観点に立って質問します。

これまで、教育委員会は、中学校給食について、折あるごとに全員喫食の完全給食が望ましいとおっしゃってきました。ところが、今年3月に大阪府に提出した実施計画書には、実施形態が注文した一部の生徒に対して民間事業者がつくった給食を搬入するというデリバリー選択制というものになっていました。望ましいとしてきた形態からは大きくかけ離れたものになっています。この間の検討の経過やその内容については、大阪府に実施計画書を提出した3月28日の前日、3月27日の文教常任委員協議会まで明らかにされてきませんでした。改めて教育委員会の考える望ましい学校給食の考え方、そして、今回、計画に示されたデリバリー選択制に至る経過や考え方に

ついてお答えをいただきたいと思います。

次に、来年4月から導入を計画している味舌小学校、そして子育て支援センター保育所の給食調理の外部委託について質問をいたします。

この間、行革の名のもとに、退職者不補充による職員削減、そして、公の仕事の民間委託化が進められてきていますが、子どもたちの食にかかわる大事な分野にまでこの流れが進められてきています。来年4月、小学校としては3校目となる味舌小学校と、保育所としては初めてとなる子育て支援センター保育所の給食調理業務を外部委託する計画が示されています。今回の特徴は、調理員の職種替えによって現場の調理員不足がつくられたこと、そして、ゼロ歳児から5歳児、発達状況、体調、アレルギー対応など、よりきめ細かな配慮と対応が求められる保育所給食に、この民間委託導入が図られているということです。非常に安易な外部委託への移行計画だと私は思いますが、本当に食の安全が図られるのかどうか、お聞きしたいと思います。また、府内の公立保育所で給食調理の民間委託を導入している自治体が幾つあるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

3点目の質問です。介護保険の介護報酬改定と生活援助サービスの時間区分見直しによる影響についてです。

今年4月、摂津市では、多くの自治体と同じように第5期保険料が値上げとなりました。平均14.5%も上がった保険料が6月の年金支給時から天引きされ、手取り分がまた減ってしまったという高齢者の嘆きの声が多く寄せられています。同時に介護報酬の改定が行われ、生活援助の時間区分見直しによって介護の現場で新たな問題や混乱が起きています。これまで1時間半

だったヘルパーさんの時間が短くなってしまった、時間もサービスも今までと変わらないのに利用料の負担が増えた、どこに苦情を言っているのか、どこに相談したらいいのかわからないというような利用者の方々の声をよくお聞きします。摂津市として、今回の介護報酬改定による影響など、実態をどのように把握していらっしゃるのか、必要なサービスを安心して受けられるよう対応することが必要だと考えていますが、いかがでしょうか。お答えください。

4点目は、旧市営鳥飼野々団地と鰯生野団地の跡地についてです。

この件につきましては、午前中の上村議員の質疑応答の中で、解体の計画などは既にご答弁をいただいておりますので、解体に至るまでのことについて少しお聞きしたいと思います。

この4月から新しい市営三島住宅が完成して、これまで40年近く住んでおられた方、市営住宅にお住まいの方々が退出されました。野々団地も鰯生野団地も、今、無人の状態となっています。無人の状態ではありますけども、市としての管理責任はあると思います。その無人の建物の中に子どもたちが出入りしている姿を近所の方々が見て、大変危険だな、または見たことのない不審な人影が見えたなどと、非常に防犯上、そして防災上、不安の声が寄せられていました。改めて解体や撤去までに至るまでの安全管理の体制について、どのようにお考えになっておられるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 2015年4月より実施予定の中学校給食をよりよいものにする

ことについてのご質問にお答えいたします。

学校給食は、全員喫食の完全給食で実施することが、栄養面、衛生面、食育指導、負担の公平性などからも適切であると考えますが、これまでの検討において、保護者のつくるお弁当の意味合いやその効果、法的制約など、さまざまな課題があることから、その方式についての市の考え方の整理に時間を要しましたが、教育委員会として本年3月末に大阪府に提出しました中学校給食導入実施計画書では、デリバリーの選択制といたしております。提出までには、自校方式、センター方式、デリバリー方式など、それぞれの給食実施方式でのメリット、デメリットや、イニシャルコスト、ランニングコスト等も含め比較を行い、市全体として、また教育委員会としての事業の優先順位も見きわめながら、学校敷地の問題、建築基準法の諸問題、財政負担、さらには教育活動等に与える影響や、本市の約7割から9割が家庭からのお弁当をほとんど毎日持参している状況に加えて、家庭弁当が持つ教育的効果も高いなどを総合的に判断し、家庭弁当と学校給食を選択できる選択制が望ましいこと、また、調理や提供方法については、民間調理場を活用したデリバリー方式が適切であると判断いたしました。今後、保護者への説明会等を通じて、教育委員会の考え方を十分にご説明申し上げるとともに、ご意見等も参考にしながら、本市の中学校にとってよりよい給食の実施を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、来年4月から導入計画している味舌小学校と子育て支援センターの給食調理の外部委託についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校給食調理業務の民間委託は、現在、鳥飼西小学校と鳥飼北小学校の2校

を委託しております。両校における学校給食調理業務の民間委託は、給食の質を下げることなく実施してきており、また、経費面についても削減となっております。教育委員会では、学校給食の安心・安全・安定的な給食の提供を基本原則として実施しており、そのため、献立の作成や食材の購入は、従来どおり教育委員会が責任を持って行い、給食の調理・運搬等の調理業務のみを民間業者に委託いたしております。

次に、子育て支援センターの給食調理の委託についてのご質問にお答えいたします。

保育所給食につきましては、乳幼児の発達段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食や、アレルギー、アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られる必要があり、いろいろな食べ物をおいしく食べるとともに、友達や保育者と一緒に食べる楽しさをはぐくむなど、給食を通じて食への関心を高める食育の推進も必要と考えております。これまで、保育所給食の調理業務につきましては、4か所すべて市職員の調理員により行ってきましたが、これまでの市職員による調理と同様な給食の質が確保できるとの判断のもと、当面、子育て総合支援センター1か所の給食調理業務を平成25年4月から民間事業者へ委託する予定をしております。

なお、北摂では、池田市で給食の委託が実施されております。

委託後は、小学校と同様に、関係者による給食調理業務委託検証会議を行い、安全面、衛生面及び栄養面の質の確保に努め、安全・安心・安定的な給食の提供という基本原則を守り、保護者の不安感をなくすためにも、教育委員会の考え方を十分にご説明申し上げ、また、情報の提供にも努めながら、円滑に給食調理業務の民間委託に移

行できるよう努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号3、介護保険介護報酬改定と生活援助サービスの時間区分見直しによる影響について、ご答弁申し上げます。

今回の介護報酬改定において、利用者等への影響の実態把握やその対策についてでございますが、本市では、利用者や事業所からサービス提供についての問い合わせが数件ございました。また、他市においても同様の内容の問い合わせが寄せられていると大阪府からの通知等で把握しております。その内容としましては、訪問介護における生活援助サービスの時間区分が、従前の30分以上60分未満と60分以上の区分から、20分以上45分未満と45分以上の2区分に見直されたことにより、一部の事業所から、サービス提供時間を新たな時間区分に適合したいとの申し出が利用者やケアマネジャーにあったと聞いております。今回の時間区分改定の趣旨は、限られた人材の効果的な活用を図り、より多くの利用者に対して、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供するといったものであり、必要なサービス量の上限等を設けるものではないため、ケアマネジャーとサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者個々の状況に応じた必要な量のサービスが提供されるべきであることは従前どおりでございます。

このような状況を踏まえ、3月に開催した介護保険事業者を対象とした研修会や、4月、6月に開催されたケアマネジャー部会などにおいて、今回の時間区分改定の趣旨の説明と、この見直しにより、利用者の

意向等を踏まえずに新たな時間区分へ適合することを強いることのないよう、改正後も利用者個々の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう注意喚起を行っております。今後も引き続き、ケアマネジャー部会や事業所連絡会などにおいて、利用者等の苦情、相談事項から実態を把握し、その内容を制度の改善につなげ、介護保険制度への信頼が損なわれることのないよう一層努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 旧市営鳥飼野々住宅、鯉生野住宅についてのご質問にお答えいたします。

両住宅につきましては、現在、空き家で無人の状態であります。管理体制、また防犯に関する安全性をどうするのかというお問い合わせでございますが、防犯の観点からの管理につきまして、安全のため防犯灯を点灯させる予定にしております。また、その電源についても確保してまいります。人が住まない住居への進入による事故などを未然に防ぐため、フェンス囲いを行います。また、解体工事をできるだけ早く進めてまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、公共施設の跡地であり、地元の皆様方に不安を与えないよう安全管理の徹底を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 中学校給食です。いろいろと聞きたいんですけども、時間の関係上、四つほどに絞って聞きたいと思います。

まず一つは、この実施計画書、デリバリー選択制、目標喫食率30%、就学援助金は導入しないというこの実施計画、これをたたき台として、どのように3年後の春実施に向けて最終決定していくのかというこ

とについてお聞きしたいと思うんですね。これまで教育委員会は、関心を寄せる市民であるとか、それから議会でも多くの中学校給食の状況の質問に対しては、まだ検討中ですよという答えが多かったんです。3月の代表質問でも、それから3月の文教常任委員会でもそういったお答えでありました。大阪府への実施計画の締め切りが3月末と迫っていることも指摘してまいりましたが、大阪府に出す実施計画は中学校給食を実施するという意思表示であって、その内容は決定事項ではないと、今後も皆さんの意見を聞きながら変更可能だと言っておられたわけでありまして。今後、保護者や学校現場、市民の皆さんに説明会を開催されていくと、そういう予定をお聞きしておりますが、この方式でもう決定ですよという説明会になってしまったり、議論するのではなく、これは報告ですよと言ったり、意見は聞いておきますけども変更はできませんというような態度は決してとらないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それから、ようやく広く市民に情報を明らかにして市民の声を聞く段階に入ったところですから、議論によっては、今後もこのデリバリー選択制の中身についても変更は可能であると、そういう弾力的な形での議論をやっていくんだということについて明言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、実施計画の中にある目標喫食率30%についてです。そもそも学校給食は、私は全員給食が望ましいと思ってますし、教育委員会も、それから検討されてきた学校給食会でも全員給食が望ましいという立場でありましたが、いろいろな事情があつて恐らくこういったものを選択されたんだと思います。しかし、この30%と

いう目標の喫食率、これは一体どういう根拠があるんだろうかというふうに思うわけですね。30%を最終目標にしているのかどうなのか、その点をお聞きしたいです。

それから、実施計画でも、文教の協議会でもおっしゃっていましたが、7割から9割の子どもたち、中学生が弁当を持ってこられている。逆に言えば、約3割から1割の子が弁当を持ってこれないんだと。そういう弁当を持ってこれない子たちに栄養バランスのとれた外部でつくった給食を食べてもらおうんだというようなお答えもありました。しかし、その持ってこられていない3割の子どもたちの状況はどのように把握されているのか。

就学援助金制度は、小学校の保護者の皆さんにとってみると、給食費が援助されていますから大変助かっています。この4月も就学援助金制度の認定基準が引き下げられましたけども、それでもお聞きするところによると、4月の段階では中学校の就学援助の認定率が33%ほどあるというふうに聞いているわけですね。お弁当を持ってこられない子、持ってこない子の中には、経済的な理由によって持ってこれないというようなケースも多々あるんじゃないかと思いますが、その辺の実態を把握していらっしゃるのかどうか。就学援助金制度が導入されないわけですから、給食のランチを注文したくても、自費での自己負担になるわけですから、それができるのかどうかということも非常に心配ですけども、どうお考えでしょうか。

同時に、デリバリー選択制を実施している自治体は、大阪府内ではどちらかというと少数派だと思っていますが、これまで試行運用されている自治体も含めて、デリバリー選択制を実施している自治体の給食の

喫食率は、一体現実になんのような状況になっているのかも聞かせください。

三つ目ですが、デリバリー方式は、外部でつくったお弁当を、もちろん食中毒の心配がありますから、チルドという形で、10度ぐらいなんでしょうか、一定温度を下げて届けられるという方式になるのではないかというふうに私は思うんですけども、実施されているところにお聞きしますと、給食が大変冷たくて、または固まったままであるとか、それは当然おいしくないですよ。

それから、食材の安全はどのように保障されるんやろうかと。特に関東地方のほうに行きますと、食材の安全の問題、放射性物質の汚染の問題などで非常に敏感になっておられますが、食の流通は全国回っておりますので、大阪のデリバリーの給食の食材の安全が図られるのかどうかという問題もあると思います。

また、注文するわけですので、人気メニューへの偏りなどがあって、栄養バランスのとれたというような給食とはほど遠いものになる可能性があるんじゃないかというふうに思いますが、今、私が想像しているデリバリー方式での問題点については、どのようにお考えになって、それに対してはどう対応しようと思っていられるのか、今のお考えをお聞かせください。

四つ目についてですが、学校現場の体制についてであります。これは、どのような形態であろうと、中学校で給食を新たに実施しようとするれば、学校現場での体制強化は絶対に欠かせないものだと思います。とりわけ選択制ともないますと、学校現場での関与の仕方がより複雑になっていくのではないかなというふうに思います。デリバリー給食を注文した子、お家からお弁当を

持ってきている子、コンビニで途中で買ってくる、いわゆる買い弁ですね。それから、お弁当を持ってこれないで食事ができない子がいるやもしれませんが、いろいろな子どもたちが給食の時間帯の中で同じ空間の中でどのように過ごしていくのか、学校現場での対応も迫られてくると思いますが、どうお考えなのかお聞かせください。

中学校給食については、2回目は以上です。

民間委託についてであります。

小学校は既に3校目、偽装請負の問題など、労働条件の問題からいっても調理業務の委託については問題があると、この間、議論もしてまいりましたが、保育所の民間委託については、とりわけ私は慎重に議論をして進めなければいけないものだというふうに思っています。

先般、議長あてに子育て支援センター保育所の父母の会、正雀保育所父母の会、摂津保育運動連絡会の方々から陳情書が届けられました。市長の手元にも届いているかと思います。ちょっと読みます。「食べることは、人として生きていくための大事な営みです。保育所には産休明けの乳児もいます。保育所で離乳食を始める子もいるでしょう。また、アレルギーを持つ子も年々増えています。そのため、保育所給食は、つくる人、調理員と、食べさせる人、保育士の連携はとても重要です。それを抜きには成り立ちません。離乳食は、子どもが初めて食べるものを口にする大切なときです。日々成長する子どもに合ったものでなくてはならないし、その日の子どもの体調にも配慮が必要です。アレルギー食も同様に日々の体調への配慮はとても重要です。アレルギーを持つ子どもは、年齢が低いほどアレルギーの原因食品が多種にわたる場合

も多く、また、成長に伴って原因食品が少しずつ解除される場合もあって、調理員と保育士の連携は大変重要です。給食調理業務の委託では、日々の綿密な連携が図れるとは到底思えません。特にアレルギーにおいては、そこを怠れば重大な事故を招くおそれもあるのです」という、大変深刻な切実な不安を語る述べられながら、調理業務の委託計画は撤回してほしいという陳情書でありましたが、こうした保護者の不安にどのようにお答えになるのでしょうか。

また、保護者の方々が、どうして外部委託、民間委託になると、保育士と調理員さん、大事な綿密な連携が図られないというふうに感じておられるのか、その辺はどのように理解していらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

また、この中でも心配されているアレルギー対応についてもお聞かせいただきたいと思いますが、個々のケースに対応されていく、いろいろなアレルゲンがあると思うんです。前も、文教の委員会の中でも、どんなアレルゲンがあるんですかということで質問しましたら、10種類から20種類のアレルゲンがあって、それぞれの子どもが1種類だけではなく複数種類のアレルゲンに対応し、学校給食の現場では、できるだけ小学校では除去食、そして保育所では代替食をつくって個々に対応されているというふうに聞いております。現状、小学校や保育所でアレルギー除去食、それから代替食を必要とする乳幼児、児童はどのぐらいいらっしゃるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

三つ目です。介護保険についてであります。

今、お話もいただきました。報酬改定に伴って、一律的な時間短縮、それから時間

延長分の自己負担を求める声など、現場での誤解や混乱に対して、厚生労働省が3月16日に、利用者の意向を踏まえない時間短縮は不適切、これまでどおりの時間提供は可能とした見解を出しました。大阪市や広島市、また川崎市などでは、この厚労省の見解を受けて、不適切な時間短縮などについて、指導の対象になるという旨の市内業者に対する指導通知を出していますが、摂津市としてこのような対応をとるお気持ちはあるのかどうか、どのような対応を今後していけるのか、改めてお聞かせください。

また、北海道の民主医療機関連合会が、5月に介護報酬改定に伴っての影響調査を行っていきまして、先般、朝日新聞で報道されました。74%の利用者で介護サービスが減ったと、45%の方が利用料の負担が増えたということが報じられていました。利用者の方やその家族にとってみると、お世話になっている介護事業者の方やヘルパーさんに直接疑問や苦情をぶつけることが言いにくい、問題が表面化しづらいというような性格も、この問題はあっていると思います。摂津市として、しっかりとした実態調査をする必要があるのではないかなと思います。利用の方が安心して質問や苦情が言えて、納得のいくような説明が得られるように、相談先をわかりやすく周知する必要もあると思いますけれども、その点についてもご見解をお聞かせください。

市営団地の跡地の問題ですが、解体はできるだけ早くやっていただきたいですし、それに至るまでの安全管理も十分に行っていただきたいと思います。同時に、午前中の議論でもありましたけれども、跡地の活用、一部売却、そして残地については有効活用

を検討していくということですが、その考え方についてもお聞かせください。

3月の議会では、副市長がこの土地売却収入の件につきまして、二つの団地の跡地については、地元の意向、議会の意向を十分伺いながら一定の方向を見出していきたいというご答弁もありましたが、売却についても、そして跡地の有効利用についても、地域の皆さんにしっかりとした情報の提供と意見の収集と議論が求められると思います。解体の説明会が開かれると思いますが、その中できちんとした対応がとられるお考えがあるのかどうかについてもお聞かせいただきたいですし、地域にとって大変重要なスペースでもあります。地域の活動であるとか、それから子どもたちの活動の場であるとか、そういう場としても活用をぜひ考えるべきだと思いますが、その辺のお考えをお示しください。

終わります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 それでは、2回目のご答弁を申し上げます。

まず、中学校給食についてからご答弁申し上げます。

まず、大阪府に提出いたしました3月の計画書につきましては、この間の検討を踏まえて、現時点におきまして市の考え方を示したものでございます。当然、その過程におきましては、先ほど申し上げましたように、さまざまな観点から検討いたしました一定の結果でございますので、その結果に至りました検討内容について、十分にご説明を申し上げて理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の目標の喫食率30%の件でございますが、これは、平成23年9月に、各中学校に対しまして中学校給食

の方式検討のための調査を実施しておりまして、その中で、生徒の給食の喫食状況について回答を得たものでございます。それが7割から9割ということでございましたので、目標の喫食率を30%と置かせていただきました。なお、この目標につきましては、最終目標という位置付けはしておりません。

また、お弁当を持ってきておられない子どもの状況の把握を行っているかということでございますが、子どもの持ってこない理由、それについては、例えばおっしゃっていますような経済的な状況があるということについては、ある程度想定できる部分もございますが、やはりそれは、そういった把握についてはいろいろ問題があるということで、就学援助の支給状況も含めて調査はいたしておりません。

それから、続きまして、各市でデリバリーの選択制を実施、あるいは試行している自治体の喫食率でございますが、大体20%から数%というふうに聞いております。

それから、デリバリー方式の例えば適温をどのように保つか、あるいは食材の安全、それからメニューの問題、幾つかご指摘があったと思います。我々も、実施されております市、あるいは業者からいろいろな情報を集めております。適温の問題一つとりましても、さまざまな方法があるように聞いております。したがって、今後、適温管理、あるいは民間事業者との献立検討会等を通じた食材の安全の確保の問題、メニューの問題、それから申し込み方法等によりましても、いろいろと変わってまいるというふうに聞いておりますので、そのあたりにつきましては、できる限り本来の学校給食の目的に沿ったような形の実施ができるように検討してまいりたいというふう

に思っております。

それからまた、中学校の現場の問題につきましても、当然、喫食率の問題、食育の問題、実際の中学校給食の実施に当たりましては現場の協力が不可欠なものと考えておりますので、引き続きまして、現場のほうにはいろいろな現場の状況についてご説明をいただき、考えもお聞かせいただきまして、より密接な協力関係をつくってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、保育所給食の問題でございます。

まず、1点目の調理士と保育士の連携の件でございますが、ご指摘のように、保育所での給食につきましては、現場におけます所長、保育士、調理員などの関係職員間の連携は重要というふうに考えております。また、給食調理業務の委託は、いわゆる請負に該当いたしまして、保育士が個々の委託事業者の職員であります調理員に対する直接具体的な指示はできないということは認識をいたしております。しかし、現在におきましても、市の栄養士が調理員に対しまして献立表とつくり方などを記載いたしました料理カードを示して指示をしております。また、アレルギーの対応につきましても、食品使用予定献立表を示し、除去すべき食品をチェックし、代替食品等の指示を行っております。したがって、基本的な部分につきましては、委託をした場合におきましても変わらないというふうに考えております。

また、日々の子どもの状況による変更等につきましても、食の重要性等も考えまして、やはり所長が一たん情報を収集し、調理業務に従事する管理責任者に指示するという方法をとらせていただけることによって対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

現実には、また日々の業務の中で、保育所におきましても、日々の業務について調理業務従事者と保育士の連携が十分に図っていけるようなシステムにつきまして、契約事務も含めまして、現場と十分に協議をしてシステムをつくってまいりたいと考えております。

それから、アレルギーの問題でございますが、現在、アレルギー食につきましては、原則として代替食を提供しております。先ほど申し上げましたように、アレルギー食への代替食の対応は、主治医の発行する指示書をもとに、所長、保育士、調理士、栄養士で対応について話し合いを持ち、保護者に面談の上、協議して適切に対応しており、民間に委託後においても、代替食や排除食については、委託業者と所長、市の栄養士との連携を密にして、これまでどおり実施してまいりたいと思っております。また、給食の実施の責任については、あくまで市にあり、よりよい給食が実施できるよう、委託事業者の指導を徹底して行って、先ほど申し上げましたようなシステムをつくってまいりたいと考えております。

なお、保育所でアレルギー食を対応しておりますのは26人でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは、答弁を続けます。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、事業者への文書による指導通知についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、本市におきましては、研修会や説明会などを頻回に実施いたしております。現在のところ、

事業者の方にも理解していただいておりますことより、文書による通知ではなく経過を見てまいりたいと考えている次第です。

次に、利用者への影響の実態把握やその対策についてでございますが、本市では、利用者からもサービス時間区分の改正についての問い合わせがございましたが、ケアマネジャーや事業者と同様の内容でご説明をさせていただき、ご理解をいただいているところでございます。

介護サービス利用者への制度の周知や実態把握につきましては、新規申請の方へは、窓口での受付時に制度パンフレット等を使用し、申請から認定、介護サービスの内容、利用方法などを説明しておりますとともに、要介護認定時には、結果通知書の送付時に、現在の心身状態の目安、利用できるサービスの例、相談先等の記載をした文書を同封しております。

また、市長から委嘱されました介護相談員が12名いらっしゃいまして、この方たちに定期的に市内の介護施設や通所介護事業所、地域密着型事業所に訪問していただき、入所者や利用者からサービス利用の内容や施設利用についてなど、いろいろな相談に応じ、行政や事業所との橋渡しをしていただいているところでございます。

そのほか、在宅サービス利用者やその家族からの相談に応じる活動をされておられます摂津市老人介護者の会の研修会や一般市民への出前講座の中等で、介護保険制度全般、利用方法等の内容についての説明等も行っているところでございます。

これらの努力を今後も引き続き、窓口をはじめ、いろいろな機会を通じて、市民の方や利用者の方、その家族の方の実態把握を適切にし、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 市営鳥飼野々団地、鯨生野団地の撤去作業でございますが、撤去解体業者がそれぞれ、野々団地におきましては平成24年8月に決まります。これを受けまして地元説明会を行ってまいります。鯨生野団地につきましては、同様に平成24年の9月にこの業者が決まります。それぞれ市の職員と撤去解体業者が、その工程を地元に説明させていただきます。また、用地の一部につきましては売却を行います。売却後の跡地利用については、庁内議論を今後進めてまいる予定をしております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 鳥飼野々団地及び鯨生野団地跡地の売却後の残地の活用方策等のお問いでございますが、ご承知のとおり、ここ数年来、安威川以南地域のコミュニティセンター構想については、るる議論がなされております。本構想策定につきましては、過日、市長公室をはじめ、関係部局で構成する庁内検討会議を立ち上げて、ご質問の鳥飼野々団地、鯨生野団地跡地についても、建設候補地の一つとして諸課題について改めて整理・検討を始めたところでございます。現在のところ、都市基盤施設も含めた公共施設の現状と、将来の一斉更新時期に向けた共通認識を図りつつ、安威川以南地域における各地域の特性を踏まえた上で、施設の地理的配置バランス、施設の性格及び機能、建設費の財源、施設建設後の運営形態等の大きなスキームについて検討を進め、方向性を決めていくこととしたところでございます。

なお、これまで施設の機能面につきまして、「子ども」や「防災」といったキーワードがあがっていましたが、今後、これら

も含めて、必要とされる施設機能は何かということに重点を置いて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市民からの意見聴取等につきましても、既に要望書等が提出されているものもございますが、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 もう時間がありませんが、給食についてでありますけども、摂津市の給食は安心でおいしいと。どうしてだか、もうご理解いただいているかと思いますが、これは、学校の子どもたち、保護者に配られる「えいようだより」の2012年の4月号ですね。自校でつくっているからいろんなことができますよと、本当に小学校ではおいしくて安全な給食ができていたんだということもPRされておられます。こういったおいしい給食をしっかりと摂津市の育ち盛りの中学生にも提供できるように、議論は始まったばかりですから、ぜひこれからしっかり議論していきたいと思っています。

民間委託についてであります。少なくとも保護者の皆さんの不安が解消されないうちに見切り発車することはやらないようにしていただきたい。こども園のスタート時でも、始まる直前になったらいろんな問題が噴出しました。しっかりとした議論をやってほしいと思います。

介護保険のほうについては、安心して利用できるように、この介護報酬改定についての問題点が明らかになっていない部分についても気をつけていただいて対応していただきたいというふうに思います。

終わります。（発言終了のブザー音鳴る）

○嶋野浩一朗議長 安藤議員の質問が終わり

ました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時55分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

嶋 野 浩一郎

摂津市議会議員

大 澤 千恵子

摂津市議会議員

野 原 修

摂津市議会継続会会議録

平成24年6月26日

(第3日)

平成24年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年6月26日（火曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

山 本 靖 一 議員

原 田 平 議員

弘 豊 議員

本 保 加津枝 議員

森 西 正 議員

- | | | |
|----|-------------|---|
| 2, | 議 案 第 4 0 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 案 第 4 1 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 議 案 第 4 2 号 | 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| | 議 案 第 4 3 号 | 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 議 案 第 3 8 号 | 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 議会議案 第 3 号 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 4 号 | 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 5 号 | 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 6 号 | 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午前 10 時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、川端議員及び藤浦議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

山本議員。

(山本靖一議員 登壇)

○山本靖一議員 おはようございます。

項目に沿って質問させていただきます。

環境の保全及び創造に関する条例についてお聞きいたします。

1999年、平成11年11月に制定されて12年がたちました。この条例が果たしてきた役割評価についてお聞きをしたいと思います。この条例に不備なところはないのか、また体制に問題はないのか、さらに第2章17条、18条に定められております調査データの蓄積、情報の公開、さらに環境の保全協定ができている事業者があるのか、お聞きしたいと思います。

また、先日、あるプラント業者が地下水をくみ上げているのではないかとの情報がありました。この問題は、既に生活環境、水道、下水、都市整備が情報交換をし、調査に取り組んでいただいているというふうにお聞きしています。55条の地下水のくみ上げについて、実効性の担保がどのように確保されているのか、お聞きしたいと思います。

次に、市発注工事などの落札率についてお尋ねいたします。

水道の施設整備、配水管の布設工事、建築・土木（一般）・下水道管布設工事について資料をいただきました。それぞれ落札金額が高どまりのような感じを受けています。樹木管理や公園管理、その他摂津市が

発注する請負あるいは委託業務についても、市民から厳しい物差しで見られております。他の自治体ではオンブズマンなどによる訴訟なども起こされています。改めて資料からくみ取れる対策を考えておられるのか、また、全く問題意識をお持ちでないのか、お伺いをしたいと思います。

1 回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 環境の保全及び創造に関する条例についてのご質問にお答えをいたします。

環境の保全及び創造に関する条例につきましては、生活環境条例審議会の答申をもとに環境全般にかかわる条例として平成11年に作成されたものであり、答申内容は、市民とのパートナーシップや協働といった今も色あせない内容となっており、その基本理念に基づき個々の施策が展開されてまいりました。条例の内容が多岐にわたりますこと、また、理念的な内容も多いことから、評価をすることは難しいかとは思いますが、この条例制定以降、例えば環境美化活動の推進や不法看板対策など、相当改善されたものもあり、市としての考え方を明確に示すことにより、良好な環境を保全していくことに一定の役割を果たしてきたと評価しております。

条例の不備や体制に問題はないかのご質問ですが、条例制定当時はダイオキシン問題がクローズアップされておりましたが、その後、アスベストや、最近であれば原子力発電所の事故による放射線問題など、また、身近なところでは放置家屋の増加や、昨日も上村議員のご質問にありました準工業地帯での事業所と住宅の近隣問題の増加

など、環境をめぐる問題は変化しており、条例上の問題というより、むしろ市としての適切な行動が求められているものと考えております。

体制についてですが、強化されることが望ましいとは思いますが、それ以前に関係各課単独での対応が多く、横の連携が不十分でないかと考えております。条例制定時の理念を再度庁内で共有し、市全体として環境問題に取り組んでいくよう努めてまいりたいと思います。

次に、第17条、調査及び測定体制の整備等につきましてでございますが、環境保全を図るために大気中の二酸化窒素濃度や河川等の水質、騒音などの現状把握を行うため、定期的に測定を実施し、結果を環境白書としてまとめて公表しております。また、18条、環境保全協定につきましては、必要があると認めるときは、良好な環境を守っていくため、事業者と環境の保全に関する協定を締結することとしており、関係法令の遵守や公害の防止等をうたった環境保全協定を平成27年度末現在で57事業所と締結いたしております。

55条、地下水の採取につきましての実効性についてであります。新たな地下水の採取につきましては、許可条件に該当するもの以外は採取をしないよう指導しております。また、条例違反の地下水の採取につきましても、発見した場合は使用を停止するよう指導しており、実際に使用停止させた事例も数件あり、今後も地下水の採取につきましては、この条例に基づき市としての考え方を明確に示し、実効性を保つよう行政指導を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 落札率についてのご質問にご答弁申し上げます。

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されました。この法律の目的は、公共工事の品質確保が良質な社会資本整備を通じて国民の福祉向上、経済の健全な発展に寄与することとされています。法律施行以降、国土交通省は、入札に当たって適正な予定価格及び最低制限価格の設定を指導してまいりました。中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで最低制限価格を算定いたしますと、おおむね設計金額の70から90%になるとしています。本市もこれを参考に最低制限価格を算定いたしますと、おおむね土木工事、建設工事とも現在の予定価格に収れんすることになっており、これらのことから価格を決定しております。

落札率が高どまりしているのではないかとのご指摘でございますが、本市の土木工事落札率91.6%、これをどのように評価するかということでございますが、国土交通省の調査によりますと、平成21年度の国土交通省直轄工事の落札率は90.1ポイント、本市の落札率と1.5ポイント本市のほうが上回っております。公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、入札の透明性及び競争の公平性は確保できているものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 市発注工事の落札率についてのご質問で、水道部にかかわります内容についてお答えいたします。

昨年度、平成23年度の実績でございますが、事後審査型制限付一般競争入札におきましては、落札率92.9%から93.6%になっております。また、指名競争入

札におきましては、落札率72.4%から96.1%となっておりまして、様態によりまして若干差はございます。このような状況は、入札に加わった企業の規模などにより、このような結果になったのではないかと考えております。

落札率が高どまりしている要因といたしましては、定かではございません。入札事務に当たりましては、事前に予定価格と最低制限価格を公表しているのが現状でございます。その結果といたしまして、その範囲内での落札結果となっております。

ご指摘の対策あるいは問題意識のあるのかという問いではございますが、入札事務に対する対策、問題意識につきましては、今後、一般部局と調整・協議も必要ではないかと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 生活環境の問題ですが、今、防災井戸、自治体で補助金を出して新たに井戸を掘るといような、そういうところが幾つか出ています。摂津市は、今言いましたように、四つのこと、災害であるとか農業用水であるとか、そういうこと以外は制限を加えて井戸を掘ってはならないというふうになっているわけですが、浅井戸でもD級ポンプを設置すれば消火用に使えるといような、そういうことの対策もとっている自治体があるわけですが、先ほど言いました18条で57所と協定を結んでいるというふうなお話ですが、先日の資料でいただきましたが、あるプラント会社は、平成19年には2万64立方メートルの水を使っていたんですけども、23年には1万1,200と半分に減っているわけです。それぞれいろんな事情があると思うんですが、これは、それぞれが情

報を交換しない限り、この会社は下水は使用量がゼロということになっておるわけですね。水道水を使いながら下水がゼロというふうな、これもまたそういう特殊なプラントの中身があるんだと思うんですけども、いろいろそれぞれで物事を意識しながら情報交換をしていくということが大事だと思うんです。同時に、そのことを調査してきたときに、そんなことはうちはやっていませんというふうに言われたときに、その次に進めないということになるわけですから、例えば、井戸の業者でいえば全国で2万7,000ほどあるんだそうです。大阪府下では41社。そうすると、摂津市では井戸を掘ってはならないという条例がありますということの中で、こういう事業者に対しての協力を求めていく、あるいは、摂津市で井戸を掘ったときには、どういう井戸を掘ったかというふうなことの情報をいただく、そういうことの協定が必要ではないかというふうに思うんですけども、こういう事業所に対して協定を結んできたことがあるのか、今、結んでおられるのか、そういうことについて、どういうふうな認識をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、水道のほうに入札の件でお聞きしたいと思うんですが、これは平成19年から資料をいただきました。そのときの落札率は96.7%です。翌年20年は91.5に5.2%一逼に落ちました。これはどのように分析されているのか、お聞きをしたいと思うんですね。2006年、この年には和歌山、それから宮崎の知事が官製談合で逮捕されました。ですから、その後、いろいろな動きがあって落札率が落ちたというのはあるかもしれませんが、摂津市はタイムラグがありまして、翌年は、

まだ19年ですから、そのときはまだ96.7%あったと。実際に落ちたのは、それから2年後、91.5%になっていると。この5%も落ちたというふうなことから、どういうふうに認識をされているか。

それから、21年から1,000万円以下について指名競争入札をされているというふうに聞いているんですけども、これは23年の資料をいただきました。これは指名競争入札ですが、最低価格が設定されていない、そういう仕事があります。その落札率は56.6%、あるいは63%というふうな状況になったんですね。最低価格が設定されていなければこういう状況になっている。あるいは、最低価格を85%に設定していると。これは大きな事業などがそうになっているんですけども、それぞれ85%に最低制限価格を設定していると。もっといえば、70%台で大体いつも最低制限価格が設定されているというふうに認識しているんですが、なぜこのような高い設定にされているのか、あるいは最低制限価格が設定されていないということについて説明をいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 18条の環境保全協定についてでございますが、これにつきましては、良好な環境を保全するために事業者と環境の保全に関する協定を締結するということで、操業されている事業所との協定というふうに考えており、ご指摘の井戸削井とか、掘る業者との協定という形で適用は考えておりません。なお、本市のこの条例においても地下水の利用について規制しておりますが、これについては、大阪府下で5市町のみということになっておりますし、全体の動向とか、なかなか全体の地下水の利用については、この5市

町以外では新たな条例を制定する動きもございませんので、今後の全体の動向とか、地下水利用の状況等を踏まえた上で、そういった業者への協力を求めることも可能かとは思いますが、現在のところ特に考えてはおりません。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

○宮川水道部長 落札率の内容で、平成19年度が96.7%、それ以降の分で91.5%、5.2%ダウンしていると、この内容についてどのように分析しているかというお問い合わせでございますが、私どもは、先ほどもご答弁申し上げましたように、入札におきましては、入札事務を行うに当たりましては、一応業者に対しての通知、これは個別に行っております。今現在のところ、現説も業者を集めてやっているという状況ではございません。その中で何をしているかと申しますと、先ほど申し上げましたとおり、予定価格と最低制限価格、これを公表させていただいておると。その結果としまして、今の本市の状況の中では一般的に高い状況にあるのかなという程度でしか判断のしようがないと申し上げていいのかどうか、ちょっとこの辺が私も申しわけないんですけども、これは出てきた結果での話ではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

また、先ほど、最低価格が設定されていないというお話もございました。この内容につきましては、私どもは工事発注の折には最低価格、それと予定価格、これは公表しております。ただ、業務委託といいますか、そういう内容のものにつきましては、最低価格とか、あるいは予定価格、この部分については公表いたしておりません。そういう形の中で応札された結果がそういう結果になったのではないかとというふうに考

えるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 最低価格の設定というお問い合わせでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、私どものほうでこの予定価格、それから最低制限価格の設定につきましては、おおむね設計金額の70から90になるというような中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルでの最低価格の算定を行っておるところでございます。本市の場合、これに当てはめると、現在の土木工事で80%、建設工事で85%というところに収めたいと思いますので、これらをもって最低価格を決定いたしておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 生活環境の関係は、井戸堀り業者の方と協定を結ぶつもりは全くないというふうにおっしゃったんですけれども、先ほど言いましたように、このプラントに行かれたときに、そんなポンプなんか据えていませんというふうに言われたときに調査のしようがない、それから先へ進めないと、子どもの使いのような状態になっているというふうなお話を聞きました。であれば、そのことをどういうふうに担保していくかと。つまり、きちっとしたそういう業者から情報をいただくこと以外に、協力をいただく以外にはっきりしたものは見えないということになるんじゃないですか。このことについてきちっとした対応ができるように、これは18条にそういうふうに、違う解釈というふうにおっしゃったんですけれども、そのことも必要ではないかと私は思うんですけれども、改めて答弁を求めたいと思います。

それから、落札率の問題で、こういう新

聞記事があります。これは2008年のある新聞の夕刊なんですけれども、2005年に美原町と堺市が合併しました。この合併の条件のときに、旧の美原町はそのまま指名競争を残したと、それから堺市は一般競争にしていって、その結果でどういうことになったかといいますと、市内の平均落札率は73%、一方、美原町の落札率は92から97.5で、平均落札率は94%だったと、こういうふうに非常に差があるわけですね。しかも、さっき言いましたけれども、85%で最低制限価格を決めたところは全部抽せんになっているんですよ。ですから、指名競争入札1,000万円以下というふうな制限をされているんですけれども、そういうことが高どまりになっているのではないかと。原因の分析が必要になってくると思うんですね。水道のほうもいろいろおっしゃっているんですけれども、1,000万円以上競争入札したけれども、結局10者程度が同じように毎年落札しているんですよ、1,000万円以下も1,000万円以上も上も下も同じ形で仕事をもらっていると。地元業者育成は大事ですけれども、しかし、こういうルールがある以上、きちっとしたメスを入れていく、新たな視点で制度をつくっていくことは当然のことだというふうに思うわけです。しかも、昨年でしたか、マスコミが興味を持って摂津市の委託業務についての落札について取材があったというふうなお話も聞いています。これについて、当時の経過も含めてご答弁いただきたいと思います。

それから、水道部長のほうに答弁がなかったと思うんですが、5.2%も一度に下がった、そういう原因についてどういうふうに分析しているのか、この点についての

ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 18条の協定の件でございますが、ちょっと2回目の答弁で言葉が足らなかったかもしれません。協定を結ぶ客体は、あくまでも事業をされる方というふうに考えておまして、市内で事業をされる、それに対して例えば井戸を掘られるというようなことがあれば、それは請負業者が出てくるわけですが、協定についてはあくまでも市内で事業を継続して行われる方というふうに考えております。

それと、今回の分で子どもの使い云々ということがございましたが、我々としては数度現地も訪問し、聞き取りもしということでございますが、確かに強権的に立ち入ってということはありません。ただし、この条例全体の趣旨からいっても、具体的な証拠のない中でそこまでの調査ができるものとは考えておりません。ただし、議員ご指摘のように、私も1回目の答弁で申しましたけども、環境政策、私どものところもあり、下水もあり、水道もありということでございますので、それが連携をせずにばらばらにやっていたのではないかと、というご指摘もございましたので、この点については十分反省をして、そういう動向のある部分については継続して注視をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○有山総務部長 国土交通省の調べなんですけど、平成14年に94.7%だった平均落札率が年々下がり続けまして、平成20年度には88.2%ということで底をつく形になっております。平成21年度につきましては89.4%、平成22年度は89.7%と2年連続で上昇の基調にあります。これは、国土交通省建設業課での理由とし

てあげられておりますのは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による低入札価格調査基準モデルの改定を受けて、このような最低制限価格がそこからまた上がるという動きになっているのではないかと、というように調べもあります。私どもといたしましては、これは都道府県レベルではございますが、事前に私どもと同様公表している都道府県18、事前、事後の併用をしている都道府県15、事後に公表している、これが14ございます。それぞれのメリット、デメリット等も勘案して、私どもとしてもできるだけ高どまりと言われるようなことがないように、このことについては研究をし、改正に向けて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一郎議長 水道部長。

○宮川水道部長 先ほど19年度の平均入札率が96.7%、20年度が91.5%、5.2%のダウンということで少し申し上げたかと思っていたんですが、一つは、先ほど一番最初に申し上げましたように、価格を公表している一つの流れ、それと、20年度を見てみますと91.5%という平均値ですが、この中で12件の工事を発注していることになります。その中で、一番高どまりといたしますと、97%強、97.4%が高いかなというふうな数字になってございます。その中で1者が最低価格で応札していると。平均しますと、この部分の数値としまして、ならした流れの中では、最低価格の数値が大きく影響しているのではないかと。ただ、その年度年度で落札率が多少変化いたしておりますけれども、ここは市内業者育成という形のものもありますし、それと業者の数と、それから工事本数、ここのバランスの関係かなというふうに今のところ考えるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 全部答弁は出そろったと思いますが。市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、平成23年4月からの収集業務等委託契約の入札に関する取材等につきまして、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。入札当時、私が収集業務等の委託契約にかかわっておりまして、それから、昨年4月以降は広報担当部長にもなりまして、副市長のほうからマスコミ対応については私のほうのように指示がございましたので、私のほうで対応いたしました。よって、きょうは私のほうから答弁させていただきます。

平成23年4月から5月にかけて資料請求がございまして、取材は電話によるものも含めまして6月中ごろまでに数回ございました。取材の意図は、収集業務等委託契約の入札結果が1円の差で数者が集中しているのが不自然で、不正が疑われるのではないかという点にございました。これに対しまして、一般廃棄物の収集処理業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長からの通達によりまして、経済性の確保よりも業務の確実な履行を重視すべきとされていることから、工事等の積算の手法を用いて予定価格を定めるとともに、過度な価格競争を避けるため、最低制限価格を定め、事前に公表していたこと、しかも、予定価格は、従来の契約単価に比し、一般廃棄物収集業務で約28%の減、ペットボトル収集業務で約45%の減、焼却灰運搬業務で約16%の減で設定していたこと、実際の落札額は、従来の契約単価に比し、一般廃棄物収集業務で約32%の減、ペットボトル収集業務で約46%の減、焼却灰運搬業務で約60%の減となり、年間、概算で約3,000万円の

費用削減効果が生じたことなどを記者の方に説明いたしました。加えて、この入札の実施により、業者が不当な利益を得たことはなく、逆に市が大きな利益を得ることができたことを説明いたしました。この説明によりまして、それ以降、取材は一切なくなりました。

以上が経過でございます。

○嶋野浩一朗議長 以上で山本議員の質問が終わりました。

次に、原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 9番、原田でございます。順位に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、市内の河川水路の水質汚泥の浄化対策についてお問いをいたします。

この間の対策に対する現状等についてお尋ねをいたします。

続きまして、摂津市立自動車駐車場について、(1)、(2)と一緒に質問をいたします。

摂津市立自動車駐車場は、全部で5か所あると認識しております。それぞれの所管と管理運営はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、使用料金、使用時間はどのようになっているのか、駐車場の利用率向上などについての取り組みについてお尋ねをいたします。

3番目といたしまして、都市公園の管理についてお尋ねをいたします。それぞれ1番から4番に書いております。

まず、樹木の剪定についてであります。

公園の樹木は、利用者の安全・安心の面から高木、低木を剪定し、公園から見通せる環境を整えてきたところであると思います。もう一步踏み込んで公園の快適性を考えるならば、例えば、花が咲く木々は花が

咲いている状況を考えながら剪定等を進めていくべきではないかというふうに考えておりますが、剪定等についてのお考えをお尋ねいたします。

続きまして、2番に除草についてであります。

都市公園については、公園により年1回から3回除草を行っている、委員会の質問でそのようなご答弁をいただきまして、認識をいたしておるところでございますが、やはり草が伸びた公園には人が入るのは非常にためらうわけでありまして、以前の定例会でも他の議員からのご質問がありましたように、やはり除草は大事だというふうに思うわけでありまして、取り組みについてお尋ねをいたします。

3番目に、消毒作業についてであります。

毎年、春の花が散り、特に桜の木なんかは、終わりました葉が茂ってくるころには、おいしいということで虫が発生してまいります。そのために消毒を行っていると思うんですけれども、やはりこれから暑くなると、子どもたちが木の下で遊んだりすることがありますので、早い対応が必要だというふうに感じておりますが、どのような対応をしてきておられるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、4番目に都市公園の管理の中の公園遊具についてお尋ねをいたします。

公園遊具の点検は、平成20年度から毎年実施をされています。それぞれ撤去、あるいは修繕、補修を行っていただいているところでありまして。本年の3月の第1回定例会の予算委員会の中で私は質問いたしましたわけですが、本年の公園の工事予定として、別府公園に整備工事費として1,500万円が計上されておりました。このうち、ある遊具の取り替え設置費が工

事費の約半分を占めていると聞いております。公園遊具の点検の結果、D判定であったと、こういうことで、取り替え設置工事をやろうということでありまして。この間、毎年公園遊具の点検を実施して、いまだD判定の遊具があるということは私も認識をしておりませんでした。そういった状況を踏まえて、現在の厳しい財政状況の中にあつて、そういった工事をやらなければならないのかというふうに感ずるわけですが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、市内の都市計画道路についてであります。

先日、大阪府が長年にわたり未着手になっている都市計画道路を廃止していくという方針が新聞に載っておりました。今後、本市の都市計画の道路の未着手の部分についてはどうなるのか、大阪府との指導、あるいは長年手つかずの状況についてどうなっていくのか、現在の取り組み状況についてお尋ねいたします。

続きまして、大阪広域水道企業団についてお尋ねをいたします。

摂津市は大阪広域水道企業団から用水供給を受けており、自己水との割合は企業団が7割、自己水が3割と聞いております。現状として、この5年程度の受水量と料金の変遷をお尋ねいたします。

続きまして、大阪市のいわゆる広域企業団への加入についての現状と課題についてお尋ねをいたします。

大阪広域水道企業団と大阪市水道局との統合について、現在の状況はどのようになっているのか、それと、加入に対しましてのスケジュール等があるかと思いますが、そうした点についてお尋ねをいたします。

以上で1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市内の河川、水路の水質汚泥浄化対策についてのご質問のうち、水質調査の現状についてお答えをいたします。

本市では、公共用水域における水質汚濁の現況を把握するため、昭和62年度から年4回の水質調査を行っており、市内の河川、水路合わせて9地点で、BOD、生物化学的酸素要求量等8項目についての水質調査を実施いたしております。過去10年間の水質調査の傾向につきましては、全体に見ますと改善の方向を示しております。

続きまして、駐車場の管理運営及び使用料金の統一についてのご質問のうち、生活環境部自治振興課で所管しております小川駐車場についてお答えをいたします。

小川駐車場は、指定管理者である財団法人摂津市施設管理公社に管理を委託しております。平成22年度決算で委託料は49万375円、歳入は26万59,600円でしたが、平成23年度の委託料は決算見込みで50万62,941円、歳入は減免規定の見直しにより決算見込みで5万73万5,500円で、6万72,559円の黒字となっております。

現在、小川駐車場の営業時間は午前9時から午後10時までで、料金は1回1日300円となっております。なお、障害者が摂津市民文化ホール等の市立施設を利用するため駐車する場合は、料金を全額免除しております。

また、他の市立駐車場との使用料の統一につきましてですが、小川駐車場の場合、設置の経過から考えますと、駅前等の駐車場とは形態が異なり、他の駐車場との使用

料の統一はなじまないものと考えており、小川駐車場の料金、機械化等については、今後、市の各施設の駐車場のあり方の論議の中で検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号1、市内の河川水路の水質汚泥浄化対策についてのご質問で、土木下水道部にかかわります内容をお答えいたします。

市内の河川としましては、国土交通省管理の淀川、大阪府管理の安威川、大正川、山田川、境川、正雀川の合計6河川ございまして、水質につきましても、河川流域の公共下水道の完備により、かなり改善されているものでございます。市内水路の管理につきましては、神安土地改良区が管理する水路と本市が管理します水路がございます。本市が管理しております水路延長は83キロメートルでございます。特に安威川以南地域における水路の現状では、従来、生活排水が流入していた時代から考えますと、公共下水道の普及率が平成22年度末時点で97.5%となったことから、生活排水の流入がほとんどなくなる現状から、かなり水質の状態もよくなってきていると認識しております。

しかし、市内水路の一部で水がよどむことによる水質悪化や臭気対策が必要な水路もございます。現在の対応としましては、汚泥のしゅんせつを年間水路管理の中で優先順位をつけながら順次対応しているところでございます。また、公共下水道の普及により水質改善が図られておりますが、100%の接続率ではございませんので、水洗化の啓発にも取り組んでいるところでございます。また、別の対策としまして、五

久樋、河原樋から用水時以外に通水することで、水路の水質改善と水路周辺の防火水槽機能の確保も図っているところでございます。

次に、質問番号２、摂津市立自動車駐車場についての（１）管理運営についてと、（２）使用料金、使用時間についてのご質問に、土木下水道部の内容をお答えいたします。

現在、土木下水道部道路交通課で所管しております摂津市立自動車駐車場は、フォルテ摂津自動車駐車場、摂津駅前自動車駐車場、南摂津駅前第１及び第２自動車駐車場の４か所でございます。管理運営は、いずれも指定管理者であります摂津都市開発株式会社が行っております。

使用料金につきましては、本年第１回定例会におきまして、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例を制定いたしました。一時使用料としまして、駐車時間が２４時間以内の場合、５時間以内では、一般では３０分以内ごとに１００円、障害者の方では３０分以内ごとに５０円、５時間を超える場合、上限額を一般では１，０００円、障害者の方では５００円、以降２４時間を超えるごとに同様に加算するように改めたものでございます。これは、長時間利用の場合の使用料と初期駐車の場合の使用料を引き下げることにより、駐車場利用率の向上を図ったものでございます。料金設定に当たりましては、各駐車場に付近の民間駐車場の料金形態を調査し、固定資産税を納めてもらって駐車場を運営してもらっている状況に影響させないことを前提に設定したものでございます。新料金の適用は、本年７月１日から施行するものでございます。また、利用料金値下げによりまして、利用率向上によりまして、駅周辺の違法駐

車防止にも役立つものと考えております。

１か月の定期使用料につきましては、付近の民間駐車場の月極め料金形態の関係から改定しておりませんが、フォルテ摂津自動車駐車場では一般２万円、障害者の方が１万円、南摂津駅前第１自動車駐車場では一般１万３，０００円、障害者の方が６，５００円となっております。摂津駅前自動車駐車場及び南摂津第２自動車駐車場につきましては、定期利用の取り扱いはいたしておりません。

供用時間につきましては、フォルテ摂津自動車駐車場では午前６時から午後１１時まで、摂津駅前自動車駐車場、南摂津駅前第１、第２自動車駐車場では午前６時半から午後１０時半までとなっております。休場日につきましては、フォルテ摂津自動車駐車場は休場日がございますが、その他は１２月３１日から１月３日となっております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

（吉田都市整備部長 登壇）

○吉田都市整備部長 質問番号３、都市公園の管理についてのうち、１点目の樹木の剪定についてのご質問にお答え申し上げます。

市内の都市公園は、多くが開園から２０年、３０年が経過し、樹木も大きく育ち、外から公園内を見通せない状態のところもございます。そのため、安全・安心を第一に考え、高木の伐採、低木の間引きなどを中心に行い、見通し可能な環境を整えてまいったところでございます。公園樹木の見目での快適性につきましては、花の咲く樹木は、高木、低木を問わず、咲いた状態を考えながら剪定を進めてまいることが大事であり、そのため、公園樹木の剪定は約２年に一度実施いたしており、準備段階として、樹木が大きく繁茂してくる時期に、

市の担当者と造園業者が実際に公園で立ち会って剪定の方法を決定しております。造園業者は、もちろん樹木に対しての専門でございますので、花の咲き方や芽吹き方なども熟知する中で実施いたしているところでございます。ただし、木の質によりまして、剪定実施により次年度は開花しない場合もありますので、今後、公園利用者の安全・安心は当然第一と考えておりますが、できる限り樹木による快適性にも目を向け、造園業者と十分調整し、さらに地元自治会の方々のご意見も十分お聞きしながら公園樹木の剪定を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、除草についてのご質問にお答えを申し上げます。

都市公園の除草につきましては、平成23年度までは、すべての公園につきまして、4月から7月の間で1回の除草を実施し、利用頻度の高い公園は秋に2回目の除草を実施いたしておりました。また、大正川河川敷公園につきましては、河川の高水敷内であること、雑草の繁茂の状況、イベントの開催などを考慮して、年3回の除草を実施してきたところでございます。このうち、年1回のみの除草となっておりました公園につきましては、夏を越して秋になりますと雑草がかなり繁茂し、不快と感じられる方も多かったと思っております。平成24年度におきましては、大正川河川敷の年3回の除草は、これまでどおり実施いたしますが、年1回のみの除草でございました都市公園には、秋の除草を加えまして、すべての公園につきまして年2回の除草を基本とし、繁茂の状態を確認しながら実施することで快適性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、消毒作業についてのご質問

にお答え申し上げます。

桜の木の子虫につきましては、桜の花が終わり、葉が茂ってくるころに多く発生してまいります。ただ、市内の公園のすべての桜の木に一斉に虫が発生するものではなく、時間差や地域性、樹種の違いもあるものと考えております。虫の発生時期には日々の公園パトロールにおきまして注意深く監視しておりますが、発生初期の状態確認がしづらい状況の中、自治会や公園を利用しておられる方からの通報をいただき、消毒の対応をしていることも事実でございます。また、先ほど申し上げました発生時期が一斉でないものの、駆除時期が重なることもあり、消毒を実施いたします業者の準備期間も必要となってまいりますことから、虫の発生・確認、即消毒作業開始となっていない実情もございます。

今後につきましては、虫の発生初期の把握を基本として、より注意深い監視、日常の清掃を委託しておりますシルバー人材センターなどの業者からの協力、さらに自治会との連携をお願いしながら、早期の発見と駆除に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、公園遊具についてのご質問にお答え申し上げます。

公園遊具につきましては、平成20年度から毎年専門業者に委託をして、遊具の安全性などの評価について実施し、本年で5年目となるものでございます。そこで、点検の結果にはAからDの判定の評価を設け、最も悪いのがDと判定をいたしており、重要な部分、または全体に老朽化が進行しているものなどについて、安全性の確保からも至急対処が必要と判断し、対応を急ぐ遊具といたしているものでございます。平成23年度の公園遊具点検委託業務では、こ

のD判定が50基の遊具で報告されております。内容としましては、経年による腐食、磨耗、破損によるもの、経年とまではいかない日々の自然からの影響により地盤が洗われることによる基礎コンクリートの露出などがございます。このうち、至急対処が必要と言われますものの、修繕・補修で対処可能なものが多数ございまして、10基を対処いたしてまいっております。撤去いたしましたものは17基で、その後の遊具設置につきましては、やはりその遊具を利用されている方が基本でございますので、自治会などの地元の方々と復旧する遊具について協議をさせていただきながら、公園スペースを考えまして他の形の遊具となることもございますが、地元利用者のニーズに応じて対応をとっているところでもございます。

ご質問の別府公園の点検の結果、D判定となっております遊具がございしますが、見た目より破損状態が悪く、小さなお子様が指を突っ込んだり、ひっかかったりしますと大けがのもととなり、補修では対応しがたいことから撤去することが必要と判断いたしているところでもございます。何分にも公園遊具としましては高価なものですから、十分に地元の方と協議しながら、復旧遊具について、市の財政状況もご説明を申し上げ、地元のニーズに応えるための協議をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、質問番号4、市内の都市計画道路についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、国では社会資本整備審議会の都市計画部会において、都市計画道路の必要性の検証、見直しに積極的に取り組むべきとの方向性が示されております。大阪府では、第1弾として、平成15年から18年度に

かけて長期未着手となっている都市計画道路について見直しを実施されており、本市には直接かかわる見直しではございませんが、その中身は、103路線、123.4キロメートルを廃止されてきております。今回は、第2弾として、平成23年2月に大阪府の都市計画道路の見直しの基本方針が示されております。その見直しの考え方につきましては、人口増加・拡大型社会から人口減少・成熟型社会への推移、公共投資の制約などの背景により見直しが必要とされているところでもございます。大阪府決定路線の見直し作業として、各路線について計画の必要性や事業の実現性の再点検を行い、今後に必要な都市計画道路とそうでないものを仕分けして、存続か廃止の手続きを進めることとされております。また、市町村決定路線につきましては、府の評価結果に基づき、府決定路線と併せ、平成25年度末までに見直し手続きを進めることが望ましいとされております。現在、府の担当課と協議・調整を進めてまいっている状況でもございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 大阪広域水道企業団からの受水量及び料金についてのご質問にお答えいたします。

近年の水需要につきましては、節水意識の定着と社会経済の状況もあり、年々減少する傾向でございます。そのような現状から、大阪広域水道企業団からの受水量も減少いたしております。自己水との割合でございますが、現在も企業団からの受水量が約7割、自己水が約3割となっております。平成19年度におきましては、約810万立方メートルの受水量でございましたが、

平成23年度では約760万立方メートルと、約6%減の受水量となっております。

料金につきましては、平成22年度に企業団が1立方メートルにつき10円10銭の値下げを行ったことによりまして、本市におきまして、平成22年10月に約1%値下げの料金改定を行い、現在に至っているところでございます。

続きまして、大阪市の加入についての現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

最初に、経過についてご説明申し上げます。

昨年12月に開催されました大阪市戦略会議におきまして、大阪市が府域一水道に向けたロードマップを公表されました。それを受けまして、本年1月に大阪広域水道企業長のほうから大阪市長向けに会談がなされました。首長の代表による検討委員会を設置し、大阪市水道局が企業団へ加入するための方向づけがなされたものでございます。その結果、大阪広域水道企業団首長会議が1月末に開催されまして、大阪広域水道企業団・大阪市水道事業統合検討委員会の設置がなされたものでございます。この検討委員会において、統合案をまとめた上で、43市町村は施設や人員などの課題を協議、解決した上で、大阪市水道局の企業団への加入手続きを行うという方向づけがなされました。この検討委員会は、堺市、茨木市、東大阪市、大阪狭山市、泉南市、能勢町、豊中市、大阪市の7市1町の首長で構成されているものでございます。

今年の3月26日に第1回水道事業統合検討委員会が開催され、次の3点が確認されております。1点目としまして、企業団と大阪市水道局全体が統合する場合について検討を進めること、2点目、大阪市水道

局全体との統合について、43市町村に判断いただくための材料を本年8月に開催予定の第2回水道事業統合検討委員会を目途に整理すること、3点目といたしまして、1点目、2点目の検討結果をもとに、大阪市水道局全体と統合するか否かを決定すること、以上の3点が確認され、現在、統合に向けた作業がなされております。

今後のスケジュールであります。本年8月に第2回、11月に第3回の水道事業統合検討委員会と43市町村の首長会議が行われ、統合についての判断がなされる予定でございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 それでは、2回目の質問をいたします。

河川水路の水質浄化の問題についてありますが、私は、こういった大変環境を守っていく、あるいは下流の大阪湾で漁業を営まれている方、それぞれのことを考えながら、やはり市内の河川の浄化はしっかり取り組まなければならないと、このように考えておるところでございますが、21年度の定例会において、底質のしゅんせつ、ヘドロの除去等に多くの地域で活用されているEM菌を含んだ泥だんごによる水質浄化の取り組みを要請しておきました。その後の取り組みについてお問いをいたしたいと思っております。

駐車場の問題でございますが、市営の駐車場の4か所の料金は理解をいたしました。しかし、小川駐車場の問題でございますが、これとよく類似をしたコミュニティプラザの施設利用者の駐車場があります。コミュニティプラザは1回500円に設定されています。小川駐車場は300円というふうに設定されています。先ほど、土木下水道部長の答弁では、市営駐車場は民間駐車場

の料金に影響を与えない範囲内で考えていかなければならないと、こういうふうにご答弁をいただきました。小川駐車場の料金形態について、やはり市営駐車場としてどう考えているのか。付近には12時間で500円の駐車場もあります。先ほどの部長の答弁では、23年度は60万円ほど黒字があったということですが、もともと減免措置を講じておりましたので収入は低かったわけではありますが、1台300円を徴収することにより、利用者からのあれで当然黒字になるわけでありまして。それでしたら、駐車場の料金をずっと全部下げれば利用も多いということで、利用が増えるわけでありましてけれども、やはり民間の経営も圧迫をしてはならないと、こういうふうに思っておるところでございます。公共の駐車場のあり方について、やはり統一性、あるいは公平性、そういうものを考えてやっていかなければならないというふうに思っておるところでございますが、他の市立駐車場との小川駐車場の整合性、あるいはコミュニティプラザの施設利用者の駐車場料金等を踏まえてどのようにお考えなのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

公園の問題でございますが、特に樹木の剪定、除草、消毒については理解をいたしましたけれども、この公園遊具について、やはり事故等の問題があるわけでありまして、今回のいわゆる予算において1,500万円の修繕代があったわけですが、その大半が、いわゆる遊具の取り替えにたしか700万円だというふうに思っておりますが、そういった高額な問題についてやはり考えなければならぬというふうに思います。1台10万円とか20万円ぐらいの遊具であれば、取り替えもそれは簡単でしょうけれども、一気に取り替える

ことによって700万円もかかる、そして、それがD判定ということであるならば考え直さなければならぬんじゃないかと、こういうふうに思うところではありますが、再度ご見解をいただきたいと思っております。

都市計画道路につきまして、摂津市の第4次総合計画とやっぱり連動しておりますし、まちづくりの根幹をなす道路網整備ということでもありますので、大阪府と十分協議をしながら、私たちが強く要望しております大阪高槻線の未整備の部分について、早急に取り組んでいただいて交通安全対策をされるように、くれぐれも取り組みを強くしていただくことを要望しておきたいと思っております。

大阪府の広域水道企業団についてでございますが、おおむね理解をいたしました。今年の8月に第2回の検討委員会が開催されるということでもありますし、そういった情報、あるいは経過等について、やはり私たち議員にも十分周知をしていただきたいというふうに考えておりますし、協議会等を持たれて経過の説明等を図られるように、これは要請をしておきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 2回目の質問の答弁に入ります前に、土木下水道部長から、先ほどの答弁の中で一部訂正したい旨の申し出がございましたので、発言を許可いたします。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 先ほどの1回目の市内の河川水路の水質汚泥浄化対策につきましての答弁の中で、「公共下水道の普及率が平成22年度末時点で97.5%となったことから」と申し上げた内容が、平成22年度が平成23年度の間違いでございしますので、よろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの発言訂正を許

可いたします。

続きまして、答弁をお願いいたします。

土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、市内の河川水路の水質汚泥浄化対策につきましての2回のEMだんごによる水質浄化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、EMだんごによる水質浄化の取り組みはまだ行っておりません。しかし、市内の大半の幹線水路を管理いたします神安土地改良区におきましては、地元要望からの水質及び臭気対策の一環としてEMだんごの投入が行われております。本市も神安土地改良区と連携を図り、水質悪化、臭気の原因となる生活排水の流入を阻止するため、各家庭、事業所に対し、公共下水道への接続替えへの啓発を行っているところでございます。現在、神安土地改良区が取り組んでおられるEMだんごの投入量は、味生水路で年間1,000個、別府水路で年間1,000個を約3年前から継続されています。今後におきましても、神安土地改良区と連携し、本市としましては、生活排水の公共下水道への接続替えを今以上に啓発に努め、水質悪化及び臭気の根源であります生活排水の流入を阻止することを重点的に考えてまいります。また、並行しまして、EMだんごの効果の検証も行っていきたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 小川駐車場の件でございます。小川駐車場につきましては、昭和55年4月1日に施行いたしました駐車場条例から設立されたものでございます。当初は、この小川駐車場を設立いたしましたときの目的といたしまして、総合福祉会館、文化ホール等の公共施設の利用者及び一般

市民の公衆の利用の便に供するための市営駐車場ということで、唯一の市営駐車場ということで設立されたものでございます。その後、平成3年に全部改正がございまして、当時のフォルテの駐車場とか千里丘の自動車駐車場というようなものができましたので、その条例につけ加えられたというか、追加されて駐車場条例ができてまいりました。小川駐車場につきましては、その後発のフォルテ等の駐車場とは違いまして、当初から文化ホール等の公共施設での利用者に対する利用ということを考えて設立されたという経緯がございまして、小川駐車場については、一つはそういうこともございまして、利用時間についても、先ほど申しましたように、有人でもございまして夜間利用をしておりません。そういったことで300円という料金を取らせていただいております。

それから、コミュニティプラザの駐車場との整合性ということもございしますが、コミプラにつきましては、これはもうコミプラをお使いの方に限定して使っていただくということで、これはコミプラの附属施設として条例で制定をしておるということでございます。現在は1時間無料、それ以後1回500円ということにしておりまして、とめられる方については、必ず利用の際にどちらをお使いですかということで聞くなどして、施設利用者以外の利用についてはできるだけお断りをするという形でやっております。小川駐車場と全体の民間の圧迫等の問題もございしますが、一方で施設利用といったことを考えたときの性格といったものを併せ持ちますので、現行の制度といたしております。先ほども申しましたが、ただ、これは、一つに車を利用して公共施設を利用することがいいのかどう

かといった問題も含みます。市全体の施設にある駐車場等の論議がまだ十分なされておきませんので、こういった中で、今後、小川駐車場についても、コミュニティプラザの駐車場につきましても、どういうことが一番望ましいものかということについては検討をしてみたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 ご質問の公園遊具の取り替えの件でございますけども、非常に高価なものということも我々は十分認識はいたしております。その上で、特に別府公園、今回点検しました結果、D判定と出ました遊具につきまして、基本的には予算を上げさせていただいているのは、現状のものをやった場合の予算は一応上げはさせていただいておりますけども、先ほどご答弁申し上げましたように、当然、市の財政状況の中で、非常に苦しい中でも、何とか安心して公園をご利用いただけるような環境をつくっていくということの土台の中で予算は計上させていただきました。ただ、時代も変わりました。公園そのものも20年、30年たって、地域の子どもの感覚も変わってまいります。特にご利用される方々のご意見なり、地域の自治会等も含めましてご意見をいただきながら、何が一番求められているのか、そして、何が一番また安全な環境づくりなのかも含めまして、十分論議しながら、できる限り財政負担の縮減に努めながら求められる遊具を設置いたしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 市内の水路の浄化ということでございますが、要望しておきたいと思っております。神安のほうで年間2,000個ほど投入をしていただいて、汚泥の水質改善に

努力をしていただいているわけですが、やはりその数では少ない。到底、もう少し倍以上、あるいは3倍ぐらい投入をして、やはり浄化に当たらなければならないというふうに感じておるところでございます。そして、市のほうの取り組みも、環境センターでいわゆるEMの原液もつくる能力を持っておられます。そういった方と市が協働して協力をして、そういった水路の改善に取り組んでいただくように、これは強く要望しておきたいというふうに思っております。

駐車場の問題でございますが、施設利用者と一般の市営駐車場との間ぐらいな考えを、今、部長にご答弁いただきまして、まだ施設利用に全体的に考えがまとまっておらない、こういうことであります。私は、施設利用ということであれば、コミュニティプラザの500円の問題、そして一般駐車場の市立駐車場の問題、どちらに位置するのかということを明確にしなければ、やはり不公平性が出てくるというふうに感ずるわけですが、これについて副市長のほうからご見解をいただきたいというふうに思っております。

公園遊具の問題でございますが、今回のいわゆる公園の問題につきましては、24年度の当初予算において、千里丘では防災公園ということで、土地開発公社の買い取りということで210万円のかまど付きのベンチ、そういうものを設置された。別府公園にも210万円の予算がついておりまして、かまど付きのベンチということで、それはいいんですが、公園をそれに関連して全部整備されるんだという理解を私はしておったら、突然、中身を聞いてみますと700万円も遊具の取り替えに要ると、それがまさしくD判定であると、急遽そのよ

うなことが出てきたというふうに私は不思議がっておったわけではありますが、厳しい財政状況の中で、やはり有効的に予算を執行していかなきゃならないというふうに感ずるわけでありますから、まだ工事はされておられませんし、撤去工事ぐらいだったら費用もそんなにかけられないと思いますし、他の公園とのいわゆる公平性というんですか、そういった貴重な高価な遊具は別府公園だけしかございません。そういう意味で検討を強めていただきたいというふうに思っております。

そういうことで3回目を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 最後は要望でよろしいですか。最後の公園の遊具の取り替えのことにつきますは。

○原田平議員 失礼いたしました。そういった意見を持っておりますので、もう一度お考えがあればお聞きをいたしたいというふうに思っております。

○嶋野浩一朗議長 それでは、都市整備部長。

○吉田都市整備部長 やはり我々のほうも、ご指摘のとおり、700万円の費用というのは相当巨額であるということも、遊具一つでという感覚はございますけども、ただ、基本的には、やっぱり先ほども申し上げましたように、D判定が出ているということは、非常に公園の安心・安全の観点からは、何らかの形で処置をして対応していくという姿勢は基本的でございます。ただ、ご指摘のとおり、巨額のお金を使って同じものをつくるべきかということも、我々は、先ほども申し上げましたように、社会の流れ、ニーズ等も理解しながら、地域の方々の、特に利用される方々の親御さんなりのご意見も聞きながら、そして自治会の意見も聞いて、本当に必要なものを予算の縮減を図

る上においても考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 小川駐車場の問題でございますけども、議員もご承知のように、この問題は南千里丘のまちづくりのときにいろいろ議会からのほうもありましたし、内部で議論いたしました。それで、もともと、議会でもありましたように、この庁舎前の駐車場もどうするかというような議論の中で、これとの整合性なり、南千里丘の整合性ということで議論をした経過もございました。その中で、今、このままで考えてみますと、担当部のほうとしては、これは施設の文化ホールなり教育センターなりテニスコートということの考え方の中で利用が多いという附属的な考え方と。ところが、一方、市民から見られますと、ちょっと遠うございますけど、南千里丘のところはどうなるのかという議論も残っていることは私も承知しておりますので、このご指摘を踏まえて、どういう形で処理するかということの形をもう一度内部で議論して、一定の方向性を求めたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

最初に、べふこども園の状況についてです。

今年の4月から別府保育所がべふ幼稚園の敷地に移り、こども園としての一体運営がスタートいたしました。これまでも私のほうからは、それぞれの役割や成り立ち

からして問題点も多いと指摘させていただいてきたわけですが、実際開所して3か月がたとうとしている現状での園の運営の課題、現場の実態や保護者の反応について聞かせていただきたいと思います。

次に、保育所の保護者会活動についてお聞きします。

ちょっと前のことになりますが、市立の保育所の保護者のお母さんから、保護者会の集まりをするのに場所の確保で困っているという相談を伺いました。以前は保育所で行っていた保護者会の会議を、今は保育所が使えなくなったので場所を移して開いているということを聞いて、私は耳を疑いました。なぜそういうことになったのか、いつからそうなったのか、どういう議論がされて決められたのか、改めてお答えいただきたいと思います。

三つ目に、ファミリーサポートセンター事業についてです。

援助を希望する方が申し込んでも、地域に対応できる援助会員さんがいないと断られることが多いように聞きます。これまでも課題として利用者のニーズに対応できる援助会員さんの確保、増加をとってこられたわけですが、現状についてお聞かせください。

次に、貧困が広がる中での市民生活について、いわゆる生活保護バッシングについてお聞きします。

先月末、高額な年収を得ているタレントの親御さんが生活保護を受給しているということが週刊誌で取り上げられ、それを契機にテレビ番組や新聞、インターネットでも激しいバッシングとも言える報道が続いています。一生懸命働いても少ない年収で何とかやりくりをしている多くの国民の皆さん、また、減り続ける年金に高い保険料

負担で老後も安心できない高齢者の方たちの気分、感情からすれば、自然な反応とも言えるでしょう。ただ、こうした不公平感や不信感に乗じて生活保護の給付引き下げや要件を厳しくして保護を受けにくくするような動きを政府が行っていることは極めて問題があると思います。私は、制度の趣旨に沿って、本当に必要な人がセーフティネットから排除されることのないようにという立場から質問するものです。これまでも委員会等では、生活保護の状況についてたびたび質問させていただいていますが、改めてこの間の報道について、現場ではどのようにとらえて日々の業務を対応されているのか伺います。

また、生活保護制度の仕組みが正しく理解されず、あれは不正じゃないのかとかいった問い合わせや苦情が多くあると聞きます。実際、私が相談を受けた方の多くが、人から聞いたといって不正確な情報を信じていたり、数年前の議会答弁にあるように、不正受給になるケースの少なからずが、当事者自身が制度をきちんと理解していなかったことによるものだったりするわけです。以前から指摘している生活保護制度を理解する上で最低限の正確な情報を市民の目に触れるようにしておくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。もちろん生活保護だけが問題ではなく、暮らしていけない低年金や無年金、劣悪な雇用情勢、まじめに働いていても、ある意味、安心して暮らしていけないような社会が、異常なバッシングを生み出す背景にはあると思います。最後のセーフティネットとしての保護行政をしっかりと守っていく上での課題認識を伺います。

次に、公共料金の滞納処分、差し押さえ等の実態についてお聞きします。

依然として厳しい景気の動向は、税や保険料、公共料金の滞納世帯を多く生み出している原因にもなっています。そうした中で、この数年、滞納処分の差し押さえの件数が急激に増えているのが気になります。予算審議の総務常任委員会の議事録を見ましたら、当時の納税課長の答弁で、市税の差し押さえの件数が、平成21年は227件、22年は308件、23年は1月分までで445件と報告されています。2月、3月分も広報に載っていますから、それを足しますと68件、69件、合計で23年は582件にも上ります。国保のほうは、比べると絶対数が少ないにしても、22年、23年で急激に増えています。先日の本会議でも、国保の関係で若干やりとりをしましたが、必要最低限の差し押さえはやらないといけないとの部長のお答えでした。どこで線引きがされるのか、非常に難しい問題だと思うんです。私どもの耳に入ってくる声の中には、保険料を分納できちゃんと納めていたのに、過年度分が入っていないと差し押さえの通告が届いたとか、子どものために分けておいた子ども手当のみ振り込んでいた通帳が差し押さえになったとか耳にするわけです。市民生活の状況をどのように把握されているのか、今やられている処分の実態がどうなのか、お聞きしたいと思います。

3番、高齢者や障害者がいきいき暮らせる街づくりについて。

環境づくりといった観点で今回は質問したいと思います。

まず、市内交通の充実、バス路線の改善ということについてですが、先日の建設常任委員協議会で、この間検討されてきた新たなバス路線の案が示されました。市民の意見も伺って決めていくということで、ア

ンケートや会合が開かれたりしてきましたが、その中で、バスの利用を特に求めているのは高齢の方が多い、そんな声もあったと思うんです。そうしたときに、今回の提案が市民のニーズに応えるものになっているのかということを含めて、このような提案になった経緯をお聞かせいただけないでしょうか。

次に、JR線路による南北分断の緩和、解消についてです。

きのうの議論の中で、これは同趣旨の質問がありましたので、私のほうからは、この点については要望にとどめておきたいと思います。

車いす利用の方や自転車の方が、竹之鼻ガードは怖くて通れないと言って、ぐるっと迂回をして吹田の岸部の地下道を利用されているという話を、この間、何人もの方から聞いています。もう長年の課題で重々ご承知のことと思うんですが、市民の方からは、吹田操車場跡地の大がかりな工事が取り組まれている今だからこそ、この機に何とかやれないものかとたびたび意見が寄せられています。坪井ガード、竹之鼻ガードの一部区間で改修工事、壁面や路面照明などの改善、今後検討なり計画されていることは、もちろんやっていかなければならないと感じています。その上でも、やはり分断の解消にはなっていないという認識を持っていただいて、今後の対策も引き続き講じていただきたいと、これは要望としておきます。

あと、生活道路、歩道の安全対策についてですが、これもきのうからさまざま議論がされています。この間、立て続けに交通事故のニュースが報じられ、私も関心を持って見ておりました。何の過失もない歩行者、通学中の児童が巻き込まれたりする事

件に怒りを感じますし、加害者の責任は極めて重大だと思っています。

その上でですが、問題に感じている点として、日本の道路行政が車優先に進められてきた弊害もあるのではないかと感じているわけです。この間、摂津市では自転車倫理条例を制定してマナー向上を呼びかけていますが、歩道上の通行を車優先ではなく、自転車優先ではなく、歩行者優先の考え方に変えるという意味で、そういう観点は非常に大事だというふうに思いました。もっと言えば、高齢者や車いす、ベビーカーなど、そうした方たちに配慮した構造に、すぐにすべてとはいかないにしても、できるところから一つ一つ改善させていくことが求められてくるのではないかと思います。以前から何度か市民の方の意見として、正雀と浜町をつなぐ安威川歩道橋の車どめの構造物について、マナーが悪い人がいる、バイクで通行されると困るという理由で片側14本もくいが打たれている、これはおかしいんじゃないですかと指摘を受けております。自転車やバイクは押して通るということであれば問題はない、それを逆に車いすの人が配慮をして大回りの迂回をしなければならぬという現状になっている気がしてならないということで、こうした問題を含めて、対策を講じる際の視点といたしますか、考え方が必要だと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

最後に、選挙における投票率向上のための取り組みについて、期日前投票所の充実と各投票所の改善について伺います。

先日、選挙管理委員会から報告を受けましたが、次の選挙から、これまでの第2投票所、味舌上公民館を第1投票所の千里丘小学校に統合するということであります。味舌上公民館は、物理的な問題でこれまで

も改善が必要だという声が上がっていたのは承知していますが、ほかに場所を移してやるができなかったのか。今回統合されることによって、千里丘小学校校区におきましては投票所が1か所のみということになります。そもそも千里丘小の地域は、公共施設が少ない、また市役所へのアクセスも悪いなど、これまでも指摘をしてきたわけでありましたが、期日前の投票にも便利が悪く、当日の投票所も遠のくなどの状況ともなれば、投票率の低下につながるのではないかと心配に感じますが、こうした懸念はなかったのか、お聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号1番、子育て施策における子ども支援と親支援についてのうち、(1)開所後のべふこども園の状況についてのご質問にお答えいたします。

べふこども園は、別府保育所とべふ幼稚園が互いに連携し、就学前の子どもに対する保育と教育を一体的に実施し、地域の子育て家庭を支援する環境を充実させる施設として本年4月に開園いたしました。べふこども園では、保育所、幼稚園の一体的運営のメリットを生かし、統一的なカリキュラムに基づき保育、教育を実施するほか、午前9時から午後2時までの間、必要に応じて4歳児、5歳児の合同保育を実施しております。また、新たに0歳児保育を実施し、保護者の産休明けからの円滑な職場復帰を支援するとともに、すべての園児への給食の提供や幼稚園児の預かり保育を新たに実施するなど、多様な保育ニーズに対応いたしております。

また、職員配置につきましても、保育士、幼稚園教諭の免許をとともに有する者を配置するほか、保育所職員と幼稚園教諭の日勤時間帯を合わせミーティングの時間を設定するなど、職員間の連携を密にする体制も整えております。さらに、地域の子育て家庭を支援する目的で、週4日開設いたしております「べふかるがも広場」についても、絵本や芝居を使ったおはなし会や室内遊びコーナーを設けるほか、子育て相談に応じるなど、楽しく交流でき、子どもとのかかわりや育児のヒントが得られる場として多くの方々に利用いただいております。

このように、べふこども園は、当初のねらいの実現を目指して順調にスタートいたしております。今後もさまざまな意見をいただきながら、就学前教育充実の拠点としての役割を果たせるよう努めてまいります。

次に、(2) 保育所の保護者会活動についてのご質問にお答えいたします。

正雀保育所保護者会への保育所閉所後の施設使用許可につきましては、保護者の方々の責任と信頼関係のもと、平成22年度まで施設使用を許可いたしておりました。保育所保護者の方の就労時間帯を考えますと、夜間の会議の開催は理解できますが、保育所では個人情報をはじめ重要書類などを保管していること、また、使用中の安全対策等を考えた場合、許可することが好ましくないと判断し、平成23年度より許可いたしておりません。現在、保育所閉所後に開催される保護者会議につきましては、近隣の小学校会議室を利用いただいております。今後も引き続き利用していただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 質問番号1の(3)フ

ァミリーサポートセンター事業の現状についてのご質問にお答えいたします。

平成23年度の実績では、依頼会員が110人、援助会員が59人、両方兼ねておられる会員が28人となっています。活動実績としましては67件で、利用回数は150回となっています。会員数は、少しずつではありますが増加しております。件数、利用回数は、ほぼ横ばいとなっております。また、地域によっては援助会員が少ないところもあるため、依頼したいが援助会員がいないという状況もあると認識しております。援助会員は、年間を通じて研修を受講したり、交流会をもって情報交換を行ったりしてレベルアップに努めていますが、あくまで有償ボランティアであるため、依頼内容によっては対応が困難な場合もございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号2の(1)生活保護に関するご質問にご答弁申し上げます。

保護受給者数につきましては、平成23年7月に過去最高を記録し、その後も毎月増加が続いております。今年3月の時点では、全国で210万人を超える状況が報道され、生活保護に関する関心が高まっているものと考えております。今日、急激な社会経済情勢の変化に生活保護制度の対応が追いつかず、最低賃金や年金水準と生活保護の最低生活基準の逆転現象など、課題や問題点が浮かび上がり、不公平感やモラルハザードを招いております。こうした中、生活保護の不正受給や、法律上では違法ではなくとも道義上責任が問われる内容が報道等で大きく取り上げられております。

生活保護バッシングというご質問でござ

いますが、市民の方々に制度の正しい理解をしていただく必要を考え、本市で作成している「保護の手引き」を、本市ホームページ上での掲載を検討しております。現場で働くケースワーカーは、家庭訪問を通じて被保護者の方との信頼関係を築いた中、自立に向けた支援を進めております。生活保護制度が最後のセーフティネットとして真に生活に困窮する方へ適切に保護を適用できるよう、最前線の自治体といたしましては、現場で直接感じる状況や矛盾について、大阪府や厚生労働省に制度の改善等を要望しております。今、求められていることは、生活保護制度に対する信頼であり、その信頼が高まるよう、本当に困っておられる方が保護につながらないことのないよう、不正受給への適正な対応など、漏給と濫給の防止に努め、生活保護制度の適正実施を推進してまいります。

続きまして、質問番号2の(2)滞納処分の実態等のご質問のうち、国民健康保険料の滞納処分についてご答弁申し上げます。

国民健康保険制度につきましては、高齢化の進展と医療の高度化により、医療費の増加に歯どめがかからない状況であり、支出の増加が続く中、本市では医療費の適正化や資格の適正化などさまざまな対策を実施し、保険料率を据え置いております。このような状況の中、保険料は医療を守るための貴重な財源となっており、保険料の負担能力が低い方につきましては、減免制度の活用や、個別事情をお聞きし、分割納付などにより対応させていただいておりますが、支払う能力がありながら滞納している被保険者につきましては、被保険者間の公平のため、やむを得ず滞納処分をさせていただいているところでございます。国民健康保険料の滞納処分につきましては、滞納

者のうち一定の条件に合致する方について財産調査を経て実施いたしており、その実施に当たっては、個々の事情を把握するため猶予期間を設けるなど、弾力的な運用を心がけております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 滞納処分の実態等のご質問のうち、市税の滞納処分についてご答弁申し上げます。

市民の皆様により納められた税金は、福祉、医療をはじめ、教育、土木、建設事業などの財源に充てられ、住民の福祉の増進に役立てられております。納付につきましては、多くの市民の方々が納期限内に納めていただいております。また、個々の生活状況によりましては、社会経済情勢の変化などによって納付の困難な方がおられます。このような場合は、個別に納付のご相談をさせていただいた上、分割納付などにより納付いただいております。未納につきましては、できるだけ早く納付のご相談をいただきますよう、ご連絡や通知をさせていただいております。担税力がありながら納付にに応じていただけない場合には、市債権の確保や負担の公平性維持の観点から、財産調査を経て滞納処分を実施させていただいております。

次に、選挙における投票率向上のための取り組みについて、ご答弁申し上げます。

期日前投票所の充実につきましては、現在、期日前投票所は市役所本館1階のロビーの1か所で行っております。有権者の方々が期日前投票に来庁しやすいように啓発に努めており、期日前投票事務をシルバー人材センターに委託して、事前に投票事務従事者の研修を行い、有権者のサービス向上に努めております。

また、第2投票所の統合についてのお問い合わせですが、本市の投票所の中で一番狭隘であり、20平米程度しかない現状の投票所でございます。投票所の統廃合につきましては、選挙管理委員会の専権事項ではありますが、狭隘な施設の解消、投票の秘密性の確保を図ることを一定の基準にされております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 高齢者や障害者がいきいき暮らせる街づくりについての市内交通の充実、バス路線の改善についてのご質問にお答えいたします。

本市のバス交通の現状としましては、民間の路線バス、本市が補助を行っております市内循環バス、委託を行っております公共施設巡回バスが運行いたしております。このような状況の中、有料バスと無料バスが運行している形態の異なりや、バス利用者が不便な地域についてなど、多くの方々からご意見をいただいております。有料バスと無料バスが運行している形態の異なりを解消するため、公共施設巡回バスの有料化を検討いたしましたが、運輸局の認可が必要である、現在のバス停では認可がおりない箇所がある、料金箱などの車両変更も必要である、既存路線バスとの競合も生じる、施設巡回バス利用者へのアンケート調査結果では「有料になると乗らない」との方々が大半でありました。また、現在、運行を委託しております阪急バスからは、「独自運営は無理であり、必要経費をすべて市が負担することが必須条件である」との回答がありました。以上、これらの内容から、現在の巡回バスよりよくなるような要素がない上に、費用が増えるだけと判断されますので、有料化は困難であると考え

ております。

そこで、市内のみを近鉄バスが運行しております市内循環バスの運行区域内に施設巡回バスと同様の委託バスを運行することができないものかと検討しているところでございます。市内循環バスは路線バスではありますが、昭和46年度から本市が補助を行い、運行いたしております。南北ルートへの運行ルートの見直しやバス停の新設など、対策を行ってまいりましたが、乗客数は年々減少傾向にあり、23年度の利用実態では、1便当たりの利用者は平均3人で、1日14便での利用者は平均42人の利用実態であります。これらの状況や費用対効果などから、来年度の補助金打ち切りを考えております。運行を行っております近鉄バスには、補助打ち切りを口頭での打診、通告しておりますが、路線バスとしての維持継続も併せてお願いしておるものでございます。

現在、補助金による路線バスの改善事業といたしまして、当該地域に新たに運賃無料の委託バスの運行を計画しております。そこで、近鉄バスの営業路線区域であることから、委託バスの運行受託や運行経路につきまして、現在、踏査を行いながら協議を進めております。

既存の公共施設巡回バスにつきましては、認知度も上がり、乗客数も増加傾向にあります。現在、今までよりもよくなる方向での拡張などを考えておりますが、路線バスとの競合、拡張に伴う運行時間増加や既存バス停の廃止なども生じることから、運行ルートにつきまして、関係機関との調整を行っております。

今後は、検討試案の実証運行に向け、精力的に進めてまいりたいと考えております。このようなバスの運行が実現しますと、高

高齢者の方々の利用増進が見込まれることや、広く一般の方々の利用も増えると思われ、外出の機会増加にも寄与できるものではないかと考えております。

次に、生活道路、歩道の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

道路行政が車優先の視点になって、高齢者や障害者を含めた人が後になっていないか、安威川歩道橋の車どめのように通行支障となっている道路構造物などの安全対策の考え方はどうかについてでございますが、本来、バリアフリーの観点から申し上げますと、安威川歩道橋を含めました歩道上に車どめなどを設置することは避けるべきであり、通行に支障を来すことは十分承知いたしております。しかしながら、車どめのない歩道におきまして車両の乗り入れが見受けられる現状もございます。安威川歩道橋により、歩行者、自転車が浜地区と正雀本町地区を安威川橋まで迂回せずつなぐことができたものでございますが、同時にバイクの抜け道になることが想定されますことから、車どめ設置により歩行者の安全な通行を図るとともに、安威川両側の車道に歩道橋からの自転車などの飛び出し防止にも役立っておるものでございます。

社会のルールを守れる人づくりの一環としまして、本年4月に施行されました摂津市自転車安全利用倫理条例によりまして、自転車を利用する方のルール遵守の姿やマナーへの意識が高まっており、このことをきっかけに車両の運転マナー向上が図られ、車どめなどの目的が必要とされなくなった場合には、高齢者や障害者を含めた人々が円滑に運行できるよう、支障となっている構造物につきましては撤去も含めて検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問を行います。

最初の子育て施策の子ども支援、親支援ということで今回質問させていただいておりますが、このべふこども園にかかわって、開所からさまざま課題もあって、その中身については、この間、調整もされてきているというふうに今ご説明がありました。ただ、その中で、やはり私は問題だなと思っているのは保護者会の活動についてなんです。幼稚園の保護者、保育所の保護者、やはりその生活サイクル、子育てにかかわるそういう支援の必要性、そういったものについてもやはり違いがある。だからこそ、これまで保育所、幼稚園それぞれの施設があるというふうなことであるわけです。そうした中で、この間行われているべふこども園の中の保護者会活動、これについてももう少し詳しくお聞きしたいというふうに思います。

それから、今、正雀保育所の保護者会からというようなことでご答弁がありましたけれども、私も聞いておりますのは、この正雀保育所は、保護者会、これは月1回の会議で、摂津小学校のPTAとかが使っている会議室があると思いますけれども、そこでやられているということです。また、千里丘の子育て支援センターのほうでいいましたら、三宅柳田小学校、ここまで移動して会議をやられているというようなことであります。お母さんたち、主に保護者の方は、仕事が終わられて、それからお迎えに来て、その後の夜の会議で、さらに子どもを連れて移動しなければならないというふうな状況の中で、大変ご苦労されているというふうに認識しています。また、保育所とは勝手が違って、子どもさんを一緒に連れて、トイレであるとか、また食事を出

さないといけないとか、そういうときに本当に大変だろうなというふうなことを思っております。そういった面で、以前は保育所の部屋でやれていたと、それが今は管理上の問題があるというふうなことを言われましたけれども、その管理上の問題はありつつも、これまでは保育所の施設を利用してきた、そういう経緯についてはどういうふうに考えておられるのかというふうなこともぜひ聞いておきたいというふうに思います。2回目の答弁をお願いいたします。

それから、ファミリーサポートセンター事業についてです。先ほど、現状のほうをご説明いただきましたけれども、やはりなかなか課題は明らかになりつつも、解決の方向としては明らかになっていないんじゃないかなというふうに思っております。支援が必要であるけれども体制が整っていない。これは、やっぱり今はどうしてもボランティアの方の協力でこの事業が運営されているというふうなところ、その中での限界もあるのかなというふうに思うわけなんですけれども、今、担当課としてどういうふうな解決方法といいますか、今後の見通しを持っておられるのか、2回目のところで聞いておきたいと思います。

次に、生活保護バッシングにかかわっての2回目の質問になりますけれども、やはり必要である人が受けられない、そういう生活保護からの締め出しみたいなことが、これまでも全国のいろんな報道の中では指摘されています。今年に入ってから孤立死でありますとか餓死、孤独死、こういった悲しいニュースもあるわけです。そうした中で、今回の生活保護制度の要件の強化みたいなことが仮にやられたとき、どうなるのかというふうなことが本当に心配になっています。

きのうの新聞報道などでは東大阪の記事が載りました。市役所の職員、公務員であるにもかかわらず扶養義務を果たせないという方が30人おられると、そういうようなことが紙面に躍るわけですね。ただ、これは、公務員だったとしても、平均として年収七百十ウン万円というふうなことを言われますけれども、みんながそうなわけではないですし、家族の事情、いろんな条件がある中で、さらに言えば、東大阪市はうちと比べても職員の数としてはぐっと多い中での30人といったことでいったら、それぞれの個別の事情がある中、ただそれが生活保護等を含めて公務員バッシングみたいなことも併せて今やられているんじゃないかなというふうに感じるわけです。こうしたことに対しては、やはり毅然と、今、法の趣旨にのっとって行われている生活保護制度、これをきちんと守っていく、維持していく、それで、生活保護だけではカバーできないこの間の社会保障の不備、この点のところを国に対して改善を働きかけていくことを、しっかりと担当の課、部のほうからも声を上げていっていただきたい、このことを強く要望としておきたいというふうに思います。

次に、滞納処分にかかわる問題なんですけれども、先ほどご説明いただきました。ただ、このご説明だけでは、この間、急激に差し押さえの量が増えている、そういうことについてのお答えにはなっていないんじゃないかなというふうに思うんですが、この間、市の中の変化として、債権の管理対策協議会というふうなことで滞納整理部会がつくられたというふうなことをお聞きしております。この間の委員会等々、本会議でもご説明があったかと思っておりますけれども、その中で、今の市民生活の状況な

んかがどういうふうに検討把握されているのかなというようなこと、このことが気になるわけです。2回目の答弁で、この滞納整理部会について、中身はどういうふうな形で進められているのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、3番目の高齢者、障害者のいきいき暮らせる街ということで、これは絞ってバス路線についてのみお伺いしたいというふうに思います。

今回、協議会のほうで提案されましたルート、これがどういう形で決定までいくのかなというふうなこと、その見通しについて1点と、それから、今、南ルートでは南別府のほうまで、また、北ルートのほうでいいましたら、正雀をぐるっと回って千里丘のほうへというふうなことになると思いますが、千里丘の北側には行けないのか、JRの以北ですね。先ほど、南北分断というふうなことで、竹之鼻、坪井のガードのこと等々も言いましたけれども、やはりこのJR以北の地域の方から、大変強く以前から市役所のほうに向かうような交通ルートをつくってほしいというふうなことをお聞きしています。そうしたものについて検討がなされないのか、お聞きしたいというふうに思います。

最後、投票所の問題でありますけれども、これについても今と同じことが言えると思うんです。千里丘小の校区、JRの北側から市役所に来る、そういう利便性については大変やっぱり不便だというふうな声を聞いています。とりわけ高齢者の方でありますとか障害のあらわれる方、先ほども言いました坪井や竹之鼻ガードを通れないというふうなことも聞いています。そうした方たちへの配慮、こうしたこともないことには、やはりこのままいって投票率がぐんと下が

るような、そういう結果になるんじゃないかなというふうなことが心配になるわけで、この点については今後改善をぜひぜひやっていただきたいというふうに、この点については要望として2回目の質問とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。
(午前 11時57分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

答弁を求めます。教育次長。

○馬場教育次長 それでは、2回目の質問でございますが、別府保育所、べふ幼稚園の保護者の考え方や保護者会の活動に違いがある中で、べふこども園としての保護者会活動をどのように考え、どのような状況であるかということでございますが、教育委員会では、べふこども園開設に当たり、平成21年度より別府保育所、べふ幼稚園の保護者に対し説明会を行ってまいりました。開設の前の23年度には、別府保育所の保護者に対しましては6回、幼稚園の保護者に対しましては7回説明会を行ったほか、保育所、幼稚園の両保護者代表、そして保育士、幼稚園教諭、そして私どもこども教育課の職員で構成する「べふこども園つながり会議」を新たに設けまして6回開催し、保育所、幼稚園それぞれの保護者の立場から、べふこども園の運営の内容や購入物品などについての意見もお伺いいたしました。今年度、開設しましたが、今年度も引き続き「べふこども園つながり会議」を定期的で開催し、こども園運営の内容等について意見をお聞きする場を設けております。今後もこの会議で保護者の声を参考に、引き続き子どもたちを中心に考えたこども園の運営の内容及び体制を決定していきたいと

考えております。

次に、市立保育所では、それぞれ保護者を組織され活動しているが、その活動をどのように考えているかということ、そして支援が必要ではないかというご質問でしたが、市立4保育所では、子どもたちが健やかに楽しく保育所生活を過ごせるように見守り、応援するため、それぞれ保護者が組織されております。保護者会では、毎年役員を中心に「保護者会だより」を発行して親睦を図っているほか、バザーや夕涼み会、クラス交流会などを開催されております。それらの打ち合わせのために会議する場を必要と考えてはおります。しかし、先ほど申し上げましたように、保育所には子どもたちにかかわります個人情報をはじめ、多くの重要な書類がある中で、夜間に市の施設で管理者がいない状況で市の施設を貸し出しすることは是正させていただきました。その代替施設として、近隣の小学校の施設管理者の了解を得る中で利用いただけるよう講じたものでございます。保護者会活動は、保護者の自主的な活動であり、保育所職員は基本的には関与いたしておりませんが、開所中の施設使用や職員の協力を求められた場合などは、できる範囲で活動の支援に努めたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 ファミリーサポートセンター事業の課題改善についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、ファミリーサポートセンター事業の最も大きな課題は、援助会員が少ないことであると認識しております。この解消に向けまして、ホームページでの案内や広報紙への掲載のほか、市のイベントなどでチラシを配布するなど周知に努め

ているところでございます。今後も効果的な周知の方法を検討し、援助会員の増加による制度の利便性の向上に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 滞納整理部会についてのご質問にご答弁申し上げます。

平成19年第3回定例会で市全体の債権管理対策に対する一般質問を受けて、市の債権管理体制のあり方を協議するため設置された債権管理対策協議会の下部組織として、平成20年2月25日に設置されたものでございます。これまでに税、国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、保育所保育料などの地方税の滞納処分の例により処分することができる債権にかかわります負担の公平性維持と収納向上を目指して、各課の収納対策の現状や課題について意見交換、徴収事務についての知識の共有化を図ってきたところでございます。

平成20年度は、滞納整理部会では、大阪府税務室から派遣されておりました納税課職員を中心に、徴収事務についての具体的な知識やノウハウを得る努力を行ってきたところでございます。また、平成22年度にはケーススタディーを行ってまいりました。これにつきましては、この平成22年度の四、五年間の間に団塊の世代の職員二百数十名が退職するという状況の中、殊に私の担当いたします納税課の職員は、徴収部門の職員8名のうち平成22年度に4名が退職するという状況でありました。また、その前年には、下水道の徴収事務の担当職員が退職しております。

これらの状況のもと、私どもといたしましては、知識やスキルは学ぶことができますが、ナレッジ、いわゆる経験値、個々人の交渉技術やマニュアル化できない継承す

べき情報などを組織として共有化する必要を感じておりました。このことから、滞納整理部会におきまして、滞納整理に関する技術的なことばかりでなく、組織内で失われるナレッジについても取得するように努めてきたところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 高齢者や障害者がいきいき暮らせる街づくりについての市内交通の充実、バス路線の改善につきましての2回目のご質問で、先の建設常任委員協議会で示された委託バスのルートの方の決定の経緯と今後の見通し及び南北分断にもなっている千里丘地区のバスについて、ご答弁申し上げます。

まず、提案しましたバスルートでございますが、先ほども答弁申し上げましたように、既存の循環バスの存続も要請しております。そのルート及び既設路線バスのルートを極力避けたルートで、バスとしましては15人乗り程度の小さいバスを考えております。市役所を起点に、別府地区及び東正雀から南千里丘、さらには太中浄水場前を通過して千里丘駅前までのルートとしたものでございます。千里丘地域におきましては、路線バスとしまして、阪急バスが千里丘6丁目のイズミヤ前を通過して、途中千里丘5丁目、JR千里丘口を経て千里丘駅前バス停まで往復運行しています「すいすいバス」が利用可能であると判断したことにより、千里丘駅の西口と東口となりますが、提案しております新ルートバスに乗り継ぎ可能と判断したところでございます。

今後の見通しとしましては、今年の秋ごろに方針を決定し、その後、準備を経まして来年の春には運行させたいと思っております。ただ、既存の循環バスの存続に関し

ましては、近鉄バスは非常に難色を示しておられますが、今後、時間帯や運行ルートの変更をも視野に入れていただきながら、可能な限り存続に対し理解を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 最後、時間の関係で1点だけ述べておきたいと思えます。

保育所の保護者会の問題なんですけれども、親育ちへの支援の充実ということで、次世代育成計画にも書き込まれておりますけれども、本当に子育てに支援が必要な、そういう方が保育所に通われる、そういうわけで、その親に対する支援というのは次世代計画には書かれていないですけれども、このことをしっかり持っていないことには、本当に子どもの育ちに対しても重大なことになってくるといふふうに私は思っています。ぜひこの点は、市の職員が実際管理のセキュリティーの面で必要ならば、園に行くということで……。 (発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、本保議員。

(本保加津枝議員 登壇)

○本保加津枝議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

2006年にがん対策基本法が成立し、2007年にがん対策推進基本計画が策定され、現在、次の5年間の方向性を決めるため、第2次がん対策推進基本計画策定への取り組みが進んでいます。そこで、今後の本市におけるがん対策について、項目に沿ってお尋ねをいたします。

1、がん予防施策の拡充について、次の3点についてお聞かせください。

1の(1) 胃がん1次予防のためのピロリ菌検査の導入についてでございますが、胃がんで亡くなる人は、ここ30年、年間5万人前後で推移しています。国内におけるがんの中で死亡者が肺がんの次に多く、患者数が一番多い病気となっています。胃がんをはじめとする胃の病気の多くが、ヘリコバクター・ピロリ菌と関係していることについて研究が進んでおり、最近の研究で、ヘリコバクター・ピロリ菌の長年の感染によって胃の粘膜が萎縮し、胃がんが発生することがわかってきました。併せて、ピロリ菌に感染したことがない人は、胃がんを発症することがほとんどないこともわかってきました。このように、胃がんを防ぐための研究は大きく前進しており、ピロリ菌除菌治療を受ける人が増加している現状を踏まえ、本市では胃がん検診に対し、どのように取り組みをされているのか、実施方法及び受診状況の現状についてお聞かせください。

次に、1の(2) がん登録制度について、お尋ねをいたします。

一口にがんといっても400以上の種類があり、それぞれ患者数や治療法、罹患に至る環境や経過が異なり、特に患者数が少ない希少がんについては、サンプリング調査で正確な実態を把握することは困難とされています。健康増進法に基づき、ほぼ全国都道府県で実施をされているがん登録ですが、このがん登録制度に関して、がん検診を通して本市が担う役割と現状についてお聞かせをください。

1の(3) 子宮頸がんワクチン定期接種化について、お尋ねをいたします。

まず初めに、平成23年度の中学1年生から高校1年生の女子に対する緊急促進事業として実施された子宮頸がんワクチンの

個別接種について、接種率がやや低かったと聞いておりますが、原因など接種の現状についてお聞かせください。

2、交差点のバリアフリー化とその周辺整備について、以下の3点についてお聞かせください。

2の(1) 視覚障がい者用音響式信号機の設置について。

府道正雀一津屋線と十三高槻線が交差する正雀3丁目交差点は、車、バイク、自転車等の交通量もさることながら、交差点付近にライフ正雀店や商業施設があり、多くの人が利用している交差点でもあります。買い物客など人の往来が増加しているため、視界の悪くなりやすい夕暮れどきや雨の日など、非常に危険な状況が多発しています。視覚障がい者の方はもとより、高齢化が進んでいる中、障害者団体からも、高齢者の市民の皆さんからも、一日も早く視覚障がい者用音響式信号機の設置と歩車分離式信号機を設置し、歩行者が安心して横断できるスクランブル交差点に改良し、バリアフリー化してほしいとの声が上がっております。この点について、本市の見解をお聞かせください。

2の(2) 歩行者に安全な歩車分離式信号機設置について、市道千里丘三島線の香露園交差点については、現状でもコノミヤ摂津市駅前店がオープンし、歩行者の交通量が大幅に増加しており、さらにパークシティ南千里丘A街区に引き続き、2014年3月末にはB街区として35階建て470戸のタワーマンションが竣工予定となっており、今後も相当な通行者の増加が見込まれていることから、歩行者に安全な歩車分離式信号機の設置と、現在1か所のみとなっている視覚障がい者用音響式信号機の増設も併せて実施され、スクランブル交差

点化への改良と、それに伴う横断歩道周辺の歩道整備が望まれています。南千里丘のまちづくりが進み、それに伴い、当然歩行者を含む交通量の増加が予測されます。このような現状を踏まえ、本市の取り組みをお聞かせください。

2の(3)横断歩道周辺の道路と歩道の整備については、とりわけ府道正雀一津屋線と十三高槻線が交差する正雀3丁目交差点西側には、先ほども申し上げましたように、ライフ正雀店等の商業施設も多く、特に歩行者だまりのない西側の横断歩道周辺の歩道が危険だとして、電柱の移設を含め、近隣住民や商業施設等の利用者から横断歩道周辺の道路と歩道の周辺整備が長年待ち望まれております。また、市道千里丘三島線の香露園交差点も、スクランブル交差点化への改良が行われた場合、それに伴う横断歩道周辺の歩道整備の必要性が見込まれると考えますが、市の見解をお聞かせください。

3、通学路安全対策の強化について、お尋ねいたします。

3の(1)「(仮称)通学路安全委員対策協議会」の設置と通学路総点検に伴う改善計画書の作成についてでございますが、文科省が定期的実施してきた通学路の安全点検では、全体点検の割合が減少して、一部点検が増えていることから、交通環境が目まぐるしく変化する現状では、新たな危険箇所を見落とす可能性があります。このため、先入観を捨ててゼロベースで点検すること、子どもの視点で通学路の安全調査を実施することなど、危険や盲点がないか点検し、より一層安全対策を強固なものにしなければならないとして、今回、改めて文科省より通学路の交通安全の確保の徹底について通達があり、8月末をめどに通学

路の現場レベルでの緊急合同点検が既に全国各地で実施をされています。

これを受けて、私たち公明党摂津市議団は、本市が子どもの安全安心宣言都市であることを踏まえ、子どもたちの安全を最優先に考えた施策を早急に講じられるよう、通学路安全対策に対する緊急要望書を提出いたしました。通学路は、地域住民の生活に密着し、かかわる関係機関なども多いことから、行政の縦割りや複雑な事情から、危険とわかりながらも対策がとられているケースもあるため、教育委員会を中心に道路管理者、警察署、学校、保護者、地域住民で構成する「(仮称)通学路安全委員対策協議会」の設置が求められています。

この安全対策協議会のメンバーで通学路の総点検を実施し、改善計画書を作成しますが、通学路の安全を確保するための第1段階として、学校、保護者らの協力を得ながら通学路を点検していきます。道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、空き地、倉庫など身を隠しやすい場所がある、大型車が頻繁に通るなど、その他の危険箇所と交通安全上の危険箇所を一つ一つピックアップしていきます。

次に、府、警察署とともに取り上げた危険箇所の合同点検を行った上で、対策必要箇所を指定します。その後、教育委員会が必要な安全対策を検討し、歩道の拡幅や信号機設置など、道路交通環境の改善や交通指導・取り締まりの強化、交通ボランティアによる保護活動の強化、通学路の変更に至るまで、ハード、ソフト両面にわたる対策メニューから対策案を作成し、各方面に改善計画を要望していくこととなっております。

これらの点について、現時点で教育委員会としてどのように取り組みを開始してお

られるのか、現状と考え方についてお聞かせください。

3の(2)計画書に沿った改善策実施への取り組みについては、作成した改善計画書に沿って、児童、保護者、ドライバーへの安全意識の啓発やガードレールの設置、車の速度を抑制するための路面整備の強化など、多岐にわたる具体的改善策の実施が求められることとなりますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号1の(1)摂津市の胃がん検診の実施や受診状況についてのご質問にお答えいたします。

各種がん検診は、健康増進法に基づく事業として実施しており、摂津市の胃がん検診は、がん検診ガイドラインにおいて対策型検診として推奨されている胃X線検査法で実施しております。実施方法は、摂津市立保健センターでの施設検診と地域の公民館などに出向いて行うバス検診で、合わせて年間約80回行っております。平成19年度から23年度までの受診率は10%前後で推移し、5年間で受診数1万2,045人、そのうちがんの診断を受けた方は14人でございました。平成23年度は、受診者のより一層の増加を目的に、40歳から60歳の5歳ごと節目年齢の方には無料クーポンを送付して案内し、平成23年度は2,568人の受診があり、前年度に比べ143人の受診者の増加がございました。

続きまして、1の(2)がん登録制度に関して、本市の役割、現状についてのご質問にお答えいたします。

がん登録制度は、がんの罹患数や罹患率、生存率、治療効果の把握など、がん対策の

基礎となるデータを得ることにより、科学的根拠に基づいたがん対策や質の高いがん医療を実施するため、がんと診断を受け、治療された患者の情報を集積するものでございます。摂津市におきましては、市として実施した各種がん検診の受診数や受診率、精密検査が必要になった人数や精密検査の受診数及びおのおのの率、診断された人数、率などの報告を、毎年大阪府に報告しているところでございます。

続きまして、1の(3)子宮頸がんワクチンの本市の接種状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成23年4月から、ワクチン接種緊急促進事業として、中学1年生から高校1年生の女子を対象に接種開始いたしました。開始当初の4月から6月まではワクチンの供給が間に合わず、実際のスタートは7月でございました。その後、徐々に接種者は増加してまいりましたが、平成23年度の接種実人数は394人、延べ人数903人で、接種率は26.5%でございました。学年別に見ますと、高校1年生が44.5%と一番高く、中学1年生が12.3%で一番低い接種率でございました。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号2番、交差点のバリアフリー化とその周辺整備について、1番、視覚障がい者用音響式信号機の設置についてで、府道正雀一津屋線と十三高槻線の正雀3丁目交差点をスクランブル交差点と音響式信号設置と、2番、歩行者に安全な歩車分離式信号機設置についてで、千里丘三島線の香露園交差点に視覚障がい者用音響式信号機と歩車分離式信号機を設置すること、3番、横断歩道周辺の道路と

歩道の整備により、交差点のバリアフリー化が図れないかとのご質問にお答えいたします。

信号機の所管は大阪府警本部でありますことから、視覚障がい者用音響式信号機設置につきましては、バリアフリー法の規定による特定経路を構成する道路への設置を基本とし、視覚障がい者の方の利用度の高い施設への誘導などを目的とし、障害者団体からの要望書などをもとに、所轄警察署より府警本部に上申されると伺っております。また、歩車分離式信号につきましては、歩行者と車両の交通量を勘案することが重要とされております。

府道正雀一津屋線と十三高槻線の正雀3丁目の交差点につきましては、現在、交差点西側におきまして、都市計画道路十三高槻線の正雀工区が大阪府茨木土木事務所により施工中のため、交差点が完成形でないこともあり、歩行者だまりも十分にとることができない状況にあります。十三高槻線完成時の歩行者導線や交通量を見きわめた上で、視覚障がい者用音響式信号機設置、スクランブル交差点信号機への改良及び周辺道路の整備並びに現状での歩行者の安全対策につきましても、道路管理者であります大阪府茨木土木事務所や所轄の摂津警察署に要望してまいります。

市道千里丘三島線の香露園交差点につきましては、歩車分離式信号への切りかえにより、千里丘三島線本線の通行車両の信号待ちの時間が増加し、交通混雑が増長することも懸念されるところではございますが、タワーマンション完成時における歩行者及び交通量を見きわめ、歩車分離式信号への改良や音響式信号機増設につきましても、安全対策の一環としまして所轄の摂津警察署と協議を行い、要望してまいりますと

もに、信号機の改良などが決定いたしましたら、それに伴います必要な周辺整備につきましても実施してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 通学路安全対策に関する関係機関による協議会設置と改善計画書の作成についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、通学路における事故が全国的に多発しており、その対策が求められているところでございます。国からは、この状況を受けて、5月30日付で通学路の交通安全の確保の徹底についての通知がありました。その内容は、関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じるようにというものとなっております。この中では、学校からの報告を受けて、教育委員会は学校、保護者、道路管理者、地元警察署による合同点検の実施に努めるようとされています。本市におきましては、小中学校長あてに5月1日付で通学路の安全に関する照会文書を出して報告を求めており、取りまとめをしている段階でございます。今後、取りまとめを行うのと並行して、「(仮称)通学路安全対策協議会」の設置の検討をはじめ、関係機関による合同点検の方法について調整をしてまいりたいと考えます。また、点検活動を踏まえて改善策を検討してまいります。

次に、計画書に沿った改善策実施への取り組みについて、お答えいたします。

改善等を実施するに当たっては、市で実施できる改善方法がある場合は、早急に取り組んでまいります。一方、道路の形態や周辺の状況など、行政だけでは困難な課題もありますことから、改善に向けて、学校

や保護者はもちろんのこと、道路管理者、警察、自治会など関係する機関との連携が不可欠であると認識しております。今後、関係機関と十分に協力し合いながら対応に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 本保護員。

○本保加津枝議員 それでは、2回目の質問を行います。

1、がん予防施策の拡充についてでございますが、がん検診ガイドラインに沿ってX線検査を実施されているということでございましたけれども、1の(1)胃がん1次予防のために、このピロリ菌検査の導入は、胃がんの予防施策として非常に有効性が高いと考えられますが、ピロリ菌検査の導入に対する本市の考え方をお聞かせください。

1の(2)がん登録制度についてでございますが、がん検診におけるがん登録制度に関しましての本市の役割と現状をお聞かせいただきました。大阪府に対し、本市で実施したがん検診についてデータを細かく報告されているということでしたが、本市としては、今後、地域がん登録制度に対し、どのように取り組みを進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

1の(3)子宮頸がんワクチン定期接種化についてでございますが、ご存じのように、このたび厚生労働省予防接種部会において予防接種制度の見直しが検討されております。七つのワクチンのうち、インフルエンザ菌b型、略称ヒブ・小児用肺炎球菌、子宮頸がんの3ワクチンについては、優先して定期予防接種に加えるとの提言をまとめました。このうち子宮頸がんワクチンの接種については、23年度はワクチンの供給が間に合わず、4月から6月までは接種ができなかったとのご答弁でした。任意接

種の場合は、このようにワクチン不足により接種状況が左右される可能性を含んでおり、接種率にも当然影響を及ぼします。日本では、これまでワクチンによる副反応の問題などを背景に、予防接種行政に対して慎重な対応が講じられてきたこともあり、3ワクチンを含めて、世界保健機関が勧告しているワクチンが予防接種法の対象となっていなかったため、先進国に比べ公的に接種できるワクチンが少なく、予防可能な病気への対応もおくれるワクチン後進国との指摘もありました。今回の提言により、3ワクチンの定期接種化が認められた場合、本市においても準備などが必要になると考えられますが、対応等について、現状に即した範囲で結構ですので、お考えをお聞かせください。

2、交差点のバリアフリー化とその周辺整備について、視覚障がい者用音響式信号機の設置について、歩行者に安全な歩車分離式信号機設置について、また、横断歩道周辺の道路と歩道の整備について、要望していくとのご答弁をいただきました。

十三高槻線正雀工区の正雀3丁目交差点につきましては、現在も工事中であることは承知をしておりますし、工事のおくれなどの諸般の事情についても一定の理解はしているところであります。その間、長きにわたり、何度要望しても何ら安全対策がなされた様子もなく、危険の伴う往来を強いられてきているのが府民であり、本市の市民の現状ではないのでしょうか。しかし、何とかならないものかとの市民の声が聞こえてくるのは、この交差点だけではありません。市内各所には改良の必要性が高いと感じられる交差点が数多く点在しています。市内各地域の交差点の現状調査と、その現状に即した交差点改良への対策とバリアフ

リー化が必要であると思いますが、この点に対する認識と今後の取り組みについて見解をお聞かせください。小野副市長にご答弁をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

3、通学路安全対策の強化についてでございますが、現状では各小学校ごとに新年度に通学路安全調査を実施されており、調査書には、通学路の地図とともに、「できればこの機会にお子様と一緒に学校まで歩いていただき、交通の様子や危険箇所の確認をお願いします」等の言葉も添えられています。しかし、実際には、子どもたちの登下校の際、新たな危険箇所が生じて報告しても取り上げてもらえない、あるいはなかなか改善されないとの保護者の声を耳にします。この点について、児童の安全確保のための関係機関との連携はどうであったのか、今回、文科省から通学路の安全対策について新たにに取り組むよう通達があるまでの間、通学路の危険箇所への認識と改善を望む声に対し、本市ではどのように対策を講じてこられたのか、もう一度お聞かせください。

2回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、ピロリ菌検査の導入について、2回目のご質問にお答えいたします。

胃粘膜の萎縮に関与し、胃潰瘍や発がんの原因となるヘリコバクター・ピロリ菌という細菌感染の有無を測定する方法として、胃内視鏡検査による方法や血液検査による抗体測定、尿素呼気テスト、便中抗原測定などの方法がございますが、胃がん検診の方法として、国の指針で示している科学的根拠に基づく検診方法は、胃X線検査が推奨されており、市町村ではその方法での実

施を行うように指導を受けているところでございます。市町村が実施すべき検診のあり方につきましては、厚生労働省において、日本のみならず世界の文献やデータが総合的に検討され、国としての指針が出される仕組みとなっておりますことより、本市におきましても、この動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、地域がん登録制度の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地域がん登録は、健康増進法第16条に基づき、各都道府県の事業として実施され、平成24年1月現在、45道府県で実施され、24年度中には全都道府県が実施予定となっております。大阪府におきましては、大阪府健康医療部、大阪府医師会、地方独立行政法人大阪府立成人病センターが協力して、大阪府全域を対象とする地域がん登録制度が1962年に開始されております。大阪府在住者であって、がんの診断や治療された患者の情報を府として集積、分析しておられますが、この大阪府がん登録情報に市町村の検診情報を集約することにより、各市町村における検診の受診者、未受診者別の予後の比較や検診方法の評価などをしていかれると伺っております。このように大阪府は地域がん登録制度を率先して推進しておられますので、このシステムの中で市としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

続きまして、子宮頸がんワクチンの定期接種化の準備についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度は、平成23年度と同様に、ワクチン接種緊急促進事業として引き続き子宮頸がんワクチンの接種を行っております。厚生労働省の方針として、来年度から定期接種に加えるとされておりますが、本

日現在、正式の通知はまだ届いておりません。一連の報道を受け、医師会等とも通知が届いた後の対応について協議の準備をしているところでございます。本市といたしましては、市民にとって不利益が生じないよう、情報収集に努め、万全の準備を進めていきたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 本市におけるこれまでの通学路に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまでも各学校や地域の方からの声をお聞きして、現地確認の上、庁内関係各課や庁外関係機関と協議をし、児童・生徒の安全確保のために働きかけをしてまいりました。また、今年3月には、通学路の安全に対する学校と教育委員会の責任や役割分担を規定した摂津市立学校の通学路に関する要綱を定め、4月から施行したところでございます。この中では、通学路の改善が必要な場合に学校長が教育委員会に提出する通学路現況確認依頼書の様式を定め、手続きについてルール化を図りました。これまでの具体的な取り組み内容といたしましては、市として危険箇所へ信号機の設置を摂津警察に要望したり、自動車等に通学路であることを注意喚起するため、看板等の設置を道路管理者に要望したり、道幅が狭い道路の草刈りを定期的に行ういただき、児童が安全に通行できるよう道路管理者に要望したりといった働きかけをしているところでございます。しかしながら、道路の形態や周囲の状況などから安全確保が困難な場所があることも事実でございます。議員ご指摘のように、児童・生徒の安全確保の重要性を関係機関すべてで共有できるような体制づくりに努めてまいります。

○嶋野浩一郎議長 副市長。

○小野副市長 交差点のバリアフリーとその周辺整備につきまして、また、大阪府の道路整備という形で答弁を部長がしたわけでございますけれども、今、思いますのは、その議論を聞いておりまして、毎年大阪府への予算要望に参ります。それで、ここの議会での22人の議員から、ここが一番だという形でもって大阪府に関連予算を言っておるんですが、先ほど原田議員のときも答弁がありましたように、大阪府は、大阪府の都市計画決定路線であっても見直し作業を行って、そして、その必要性とか緊急性を見て存続か廃止をするんだと、こういうことをいつも言います。何か大阪府は胸を張って大阪は金がないんですと、こういうことを常に聞いてまいります。私どもの要望は、ほとんどが大阪府の府道の安全・安心対策が主でございまして、それともう一つはまちづくりでございますが、今、聞いておりまして、今後の中身としては、特定経路でありましても既存の幹線道路でありましても、都市計画道路の整備に際しましての交差点改良とか周辺道路の整備をいかに進めていくかにつきましては、市としての一定の方向性といえますか、例えば、茨木土木に対しましても、吹田市から島本町まで4市1町を管轄いたしております。そういたしますと、当然大阪府の府警本部予算も府予算、もちろん道路も府予算、もしくは市道は市予算でありますから、財源なしという形でもって言われますと手の打ちようがないと、なかなか進まない。これは、副市長会でもよくこの議論は出ます。なかなか進まないということで、仮に、亀岡のああいいう大きな事故が起これば、新聞で見ましたら一斉に京都は動いたというようなことが出ますから、そういうことを言ってもらえんわけでございますから、市とし

ては、今後、今言われましたライフの横でありましても、コノミヤのところでありましても、市としてやっぱり内部で一度、ここが引けない最優先、2番はこれだ、3番はこれだというようなことを、1、1´というようなことをつけていかないと、今までの府予算要望なりをやっておりますのは、すべてが大事なんだということで最重点要望を横並列で持っていつておりましたので、やはり相手方の受けとめ方、摂津警察署、府警本部、大阪府の方々も、もう少し市もインパクトを持って、具体の資料といえますか、思いを持ってやらないとなかなか進んでくれないということが、この間の議会との関係、大阪府の関係を見ても明々白々でございますので、いま一度この中身、安全・安心のためのこの交差点改良、危険なことはよく担当部も承知いたしておりますし、頑張っております。しかしながら、いかんせん予算との兼ね合いがあるということの中でなかなか進み得ない問題でございますので、いま一度、市としての考え方を一遍よく市長とも相談いたしまして、ここなんだと、1はここだと、1´はこれだと、ここはどうしても引けないというようなことを強い思いを持って求めていくように頑張っていきたいなと。具体的にまだ申し上げる中身はございませんが、そういう気持ちを持って一度整理をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 本保護員。

○本保加津枝議員 それでは、3回目を行います。3回目はすべて要望いたします。

がん予防施策について。

がんの死亡率が高くなる50歳以上の国内人口は約5,400万人です。胃がんの1次予防のためのピロリ菌検査の導入につきましては、国内目標の検診受診率50%

を踏まえ、約2,700万人を受診対象と仮定して試算すると、血液検査によるピロリ菌の検査や除菌などの実施に係る費用は年間250億円ほどとなり、胃がんのほうは治療だけで年間3,000億円ほどかかることになります。この試算でいくと10分の1以下の費用で済む計算になります。費用対効果だけを見ても、検診に加え除菌対策を行うべきであると思います。さらには、胃潰瘍や十二指腸潰瘍患者の8割から9割の人はピロリ菌に感染しており、ピロリ菌が胃潰瘍や十二指腸潰瘍の主な原因であることがわかっています。ピロリ菌の除菌により、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの再発を防止するだけでなく、早期胃がん患者にピロリ菌の除菌を行ったところ、胃がんの再発が3分の1に減少したとの研究結果も出ています。医療費の削減にも非常に効果があると考えられますので、ぜひとも胃がん予防検診の1次検診としてピロリ菌検査の導入がなされるよう要望いたします。

がん登録制度についてでございますけれども、これは現状では一見体制が整っているかのように見えますけれども、なかなか実態がそぐっておりませんので、がん対策の質的向上を目指して、新しいがん対策基本計画では5年以内に法的位置付けの検討が盛り込まれ、国レベルでの取り組みとして一刻も早いがん登録の法制化が求められています。この地域がん登録制度は、データに基づく適切ながん対策、がん医療の提供に資することが当然なんですけれども、主たる医療機関も病院数も少ない本市にとって、学校や職場でのがん教育の普及、予防への取り組み、早期発見に活用できるだけでなく、緩和ケアまで視野に入れたデータの活用が望まれます。また、ご答弁にもありましたように、現状においては、大阪

府の地域がん登録制度のシステムの中でしっかり役割を果たせることは大変重要なことであると認識をしておりますが、今後の法制化に備え、データ活用の方向性を見据えた登録体制のさらなる充実を目指されるよう要望いたします。

1の(3)子宮頸がんワクチン定期接種化につきましては、市民に不利益が生じないよう万全の準備を進めるとのご答弁でございました。がん予防において重要とされる受診機会の均てん化と同様、予防できるがんに対し、ワクチンの公平な接種が行われるよう取り組まれることは最も大切な視点であると言えます。接種率の拡大が助かる命の拡大につながっていきます。任意で個別の接種を実施していただいておりますが、現状に至るまでも大変陰でのご努力があったことと思いますし、また、医療機関等関係各位のご協力があったことは否めません。この実現に至るまで大変なご努力があったこと、これに対し敬意を表していきたいと思います。

また、本市のがん予防施策は、森山市長のがん撲滅への強い決意と英断によって大きく前進をいたしました。さらなる施策の充実と取り組みの拡大を図っていただきますよう、また、定期接種化が認められた場合、ワクチン接種に対し、さらなるご理解とご協力が得られるよう周知に努められますとともに、学校、保護者と行政が連携し、医療機関関係各位に定期接種化を機に個別接種から集団接種への切りかえに取り組まれるよう働きかけていただき、接種率の向上を図られるようお願い申し上げ、要望いたします。

交差点のバリアフリー化とその周辺整備につきましては、ただいま小野副市長から力強いご答弁をいただきました。ありがと

うございます。しっかりと対策を講じていただきたいと思っておりますし、また、この現状を打開できるような施策を講じられるように、また、関係所管の各位へもしっかりと強く要望していただきたい、この旨を重々お願い申し上げまして要望としておきます。

3、通学路安全対策の強化については、安全な通学路の構築に対し、学校や保護者の方々から危ない場所があると声を上げていただき、つくっていただいている危険箇所リストも活用しなければ意味がありません。通学路の安全対策に対する責任の所在はどこにあるのか、学校が通学路を決定するものの危険箇所を改善するための予算がない、地域住民や道路管理者との交渉はだれがするのかなど、現場でのさまざまな解決困難な状況を打開し、通学路の安全対策を実効性のあるものとするため、今回、教育委員会も重責を担う中心の立場として、「(仮称)安全対策協議会」の設置、改善計画書の作成と、その実施が通達されました。先ほどのご答弁では、報告の取りまとめの段階であり、並行して合同点検の方法について関係機関の調整をしていきたいとのことでした。教育委員会の中に安全対策を検討するプロジェクトチームの設置も視野に入れ、教育委員会が先頭に立って、「(仮称)通学路安全対策協議会」の設置・運営から予算要望に至るまで、責任を持って実質的な取り組みを行い、8月末までには一定めどがつくよう、改善計画書の策定を行い、これを実施できるよう関係所管の各位に働きかけを行い、できるだけ早い段階で安全な通学路の実現が可能となるようお願いし、要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 本保護委員の質問が終わり

ました。

次に、森西議員。

（森西正議員 登壇）

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

保育所待機児童についてですけれども、昨日、藤浦議員、柴田議員も質問され、摂津市駅前のマンション建設などにより、安威川以北においては、さらに保育所の待機児童増が予測をされるというような議論がありました。平成23年第4回定例会において、旧ふれあいルーム跡地の参加事業者がなかったことに対し、福祉施設というのであれば提案協議のタイムスケジュールの期間が短いのではという疑問を呈しました。また、私はそのとき、福祉施設には反対はしませんと述べさせていただきました。しかし、その後、福祉施設という言葉が消され、結局、福祉施設ではなく不動産業者が落札され、分譲住宅が建設されています。藤浦議員同様、私も旧ふれあいルーム跡地は民間保育園とすべきであったと思います。安威川以北での保育所待機児童の解消が図れたのではないかと考えております。保育所の待機児童の現状とその対応策をどのように考えているのか、お聞きをしたいと思いますふうに思います。

続きまして、学童保育についてですが、以前より議会において、学童保育室の待機児童については多くの議員が解消に向けて質問をされてきました。代表質問では、民間保育園での学童保育は市内2保育園で実施されており、入室児童数は34名となっており、市の待機児童にはカウントしていないという答弁でありました。改めて質問させていただきます。今後、民間保育園での学童保育について、何らかの位置付けをしていく考えはないのか、お聞きをします。

続いて、LED転換についてですが、環境省と経済産業省は、照明機器メーカーや販売業者、消費者団体などをつくる省エネあかりフォーラムに対し、白熱電球の製造・販売を控えるよう要請し、業界側も受け入れ、LEDへの切りかえを促す考えであるという報道がありました。代表質問でも自治会の防犯灯をLED灯に切りかえるべきであるという質問をさせていただきました。本市は、節電対策としてLED導入を進めるべきであります。本庁舎をはじめ教育施設を含めた公共施設、自治会の管理する防犯灯、道路の街路灯など、さまざまな灯が存在しますが、おののLEDへの転換について見解をお聞きします。

続いて、指定金融機関についてですが、4月に池田泉州銀行、5月に摂津水都信用金庫と、摂津市商工会とともに、市内中小企業に対する支援策として産業振興連携の協定を締結されました。代表質問でもお聞きしましたがけれども、セッピー商品券の換金業務については、十三信用金庫、摂津水都信用金庫、池田泉州銀行の3行の金融機関が行っていただいております。本来の金融業務以外の業務を快く引き受けていただいている、本市に大変協力をいただいている金融機関を指定金融機関にする考えはないのか、お聞きします。

以上、1回目を終わります。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

（登阪教育総務部長 登壇）

○登阪教育総務部長 保育所の待機児童の現状とその対策についてのご質問にお答えいたします。

昨年度まで、本市全体における4月1日の待機児童数はゼロで推移してきました。しかし、平成24年度は市域全体で11人の待機となっております。安威川以北では

待機児童が多くなっておりますが、その一方では定員に空きのある地域も存在しており、需給のバランスが不均衡になっている状態でございます。また、将来的には児童人口が減少して保育所需要が低下することが予測されることから、新規に保育所を設置することは、経営面を考慮した場合、現実的には困難かと考えております。

国が示している待機児童解消方策としては、分園の設置や、比較的余裕のある園へのバス等による送迎を前提とした送迎センターの設置などがあり、今後、民間保育園に対して具体的な協議を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、民間保育園の学童保育事業についてのご質問にお答えいたします。

本市の実施している学童保育事業は、現在、終了時間が午後５時３０分までで、かつ土曜日は月１回のみの実施となっております。また、小学校の児童数は減少傾向にあります。学童保育に入室希望のある児童の割合は増加してきております。一方、民間保育園での事業は、午後７時または８時まで保育をされ、土曜日毎週実施しておられることから、一定市事業の補完をしていただいていると認識しております。ただ、対象者が当該園の卒園児に限られていることから、今のところ制度としての学童保育事業としてとらえることはできないと考えています。

しかしながら、地域によっては待機児童が発生していることから、民間保育所が対象者を広げて一般の児童を対象としていただければ、市事業との連携も今後の方向性として検討すべき選択肢の一つであると認識しております。民間保育園の意向もお聞きし、法的な制約や財政的な負担を整理した上で、市民のニーズを踏まえ

た連携の可能性について庁内で議論してまいります。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 LED転換についてのご質問にお答えします。

夏の節電対策の一環として、政府は、消費電力の大きい白熱電球の製造と販売を自粛するようメーカーや量販店などに要請をいたしております。本庁舎におきまして、省エネの観点から一部LED電球に取り替えを行っております。この取り替えには、電球の取り替えだけでなく、照明器具の取り替えなども行っておりますが、現在、さまざまなLED電球が開発されており、器具交換の不要なものなども開発されてきております。また、LED電球は、単に省エネにすぐれているといった特性があるだけでなく、光の色、明るさを変えられるといった特性も有しています。今後、市の公共施設の設備更新や補修に合わせて、それぞれの施設に合ったLED電球の検討を行いながら導入してまいりたいと考えております。

LED電球は、発光原理が従来の蛍光灯と全く異なるので、環境に有害な水銀を使用していない、消費電力が少ないので一般的な白熱電球と比べてCO₂排出量も少ない、可視光線以外の光をほとんど出さないので、紫外線による色あせや赤外線による傷みがほとんどなく、環境に優しいといった特性も有しています。これらのことから、今後、LED電球の導入に当たっては、環境整備基金を活用しながら進めてまいりたいと考えています。

○嶋野浩一郎議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 自治会が管理する防犯

灯のLED化についてのご質問にお答えをいたします。

LED灯は、長寿命・省電力であることから、約15年間灯具交換の必要はなく、電気代も削減することができ、今後導入が進むことは望ましいことと考えております。平成23年度には46灯の防犯灯をLEDに転換し、その効果を検証しておりますが、通常の蛍光管と比べ、明るさ等、特に遜色はないものと考えております。なお、電気代は1か月1灯当たり59円の削減となっております。

本年4月に全自治会に防犯灯維持管理に関するアンケート調査を実施したところ、省エネ・省資源など環境保全の面及び管理面からLED灯への転換の要望が多く寄せられましたので、財政状況を勘案しながらになりますが、自治連合会等との協議も踏まえてLED化を推進してまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号3番、LED転換について、土木下水道部にかかわりますご質問にお答えいたします。

本市が管理しております市道の延長は約200キロメートルで、道路交差点や自転車・歩行者専用道に約1,500本の街路灯が設置されております。このうち交差点には水銀灯を設置しており、この本数が約1,200本で、街路灯の約8割を占めております。道路の街路灯につきましては、平成21年度より新たに設置しております街路灯はLED灯としております。また、南千里丘まちづくり事業で設置しましたLED灯を含め、現在LED灯の本数は105本となっております。

国、環境省が節電対策としまして白熱電球の製造・販売を自粛要請し、LEDや電

球蛍光灯への切りかえを促すという報道がございましたが、本市の道路街路灯につきましては白熱電球の使用がないため、電球の交換など維持管理に与える影響は少ないと考えております。しかしながら、街路灯におきましても、節電・環境対策としましてのLED灯への転換はとても重要で、必然的な施策であると考えております。

現在、LEDへの転換に対する補助金制度、各自治体の取り組み状況、現在の街路灯の耐用年数、LED灯の特性及びLED灯の価格や電力料金などの経済性をも十分に考慮しながら、街路灯のLED灯への適切な転換時期を検討しておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 会計管理者。

(乾会計管理者 登壇)

○乾会計管理者 指定金融機関につきましては、現在、りそな銀行、近畿大阪銀行、三菱東京UFJ銀行による3行輪番制で公金の収納及び支払い事務を進めていただいているところでございます。指定金融機関として求められる条件といたしましては、日々の公金の収納及び支払い業務を円滑に遂行できることはもとより、公金の安全性の確保、本市が緊急に資金を必要とする場合に応えられる体力や能力があり、加えて地域に貢献していることなどがあげられると考えております。

また、指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令により議会の議決も必要となります。セブィ商品券の換金業務等を行っていただいている金融機関が地域への貢献度が高いという点につきましては、一定の評価をし、理解もしているところでございます。

第1回定例会の代表質問でもご質問がございましたので、その後、新たに指定金融

機関を追加することについてのメリットやデメリットについて検討いたしましたが、追加するメリットよりも、輪番の間隔が長くなり、ノウハウが失われ、業務に支障を来すおそれなど、追加するデメリットのほうが懸念され则认为しております。したがって、今後は指定金融機関の数を単に増やすのではなく、入れかえることも視野に検討を進めたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

保育所待機児童についてですけれども、待機児童対策としての具体的な内容及び民間保育園との協議の状況についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、学童保育についてですけれども、実施の意向を示している民間保育園、幼稚園があると聞いていますけれども、補助や委託を行っていく考えはないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、LED転換についてですけれども、公共施設については環境整備基金を活用しながら進めていくと、防犯灯については自治会と協議をしながら進めてまいりたいということで、街路灯については転換時期を検討していくという答弁でありますけれども、それでは、公共施設の数と照明の数、防犯灯の数、街路灯の数、おのあの費用は幾らかかるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、指定金融機関についてですけれども、セブィ商品券の換金をしていただいている金融機関は、これは日々の公金の収納及び支払い業務を円滑に遂行できていない金融機関なのか、公金の安全性がない金融機関なのか、本市が緊急に資金を必要とする場合に応えられる体力や能力がない

金融機関なのか。私は、他市でも指定金融機関を行っており、全く問題はない金融機関だと思ひます。高槻市では、指定金融機関の三菱東京UFJ銀行からの要望により、指定金融に関して高槻市が費用を負担しているというふうに聞いております。まず、現指定金融機関に対し、今後も引き続き指定金融機関としての意思確認をすべきではないのかなというふうに思ひます。現指定金融機関の3行は、今までセブィ商品券の換金業務を断られておられた金融機関でありますから、商品券の換金など、市への貢献をしていただくというようなことを指定金融機関としての条件に含めるべきだというふうに思ひますので、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上、2回目終わります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 待機児童対策の具体的な内容及び民間保育園との協議の状況についてお答えいたします。

具体的な待機児童解消の方策でございますが、1回目の答弁で申し上げましたとおり、将来的には児童人口の減少により保育需要が低下することが予測されるため、新規の保育所整備は、経営面でのリスクが伴うため推進しにくい状況でございます。そのリスクを一定回避できる方法として、賃貸物件による保育所整備や既存で定員に余裕のある保育所へ児童を送迎するものが考えられます。賃貸物件による保育所整備につきましても、大規模な物件は想定しにくいいため、既存保育所の分園として設置していただくことにより、特に待機児童が多い乳児への対応として有効であると考えます。一方、送迎センターの設置でございますが、保育需要の高い地域にセンターを設

置し、送迎先保育所の保育士による付き添いのもと、お預かりした児童を送迎バス等により送迎するものでございます。センターは、原則として朝夕のみの開設となります。市内の民間保育園に対しましては、解決方策の例として提示させていただき、検討をお願いしている段階でございます。興味を示しておられる法人さんもあることから、今後、具体化に向けた協議ができるよう努めてまいります。

続きまして、民間保育園の実施する学童保育への補助や委託のご質問についてお答えいたします。

対象者を卒園児だけではなく広く募集される場合、民間保育園が市の学童保育事業を補完していただいている点や待機者がいる点を考慮しますと、何らかの連携は必要であると認識しております。財政的な支援につきましては、校区間でのバランスや事業実施場所をどうするかなどの問題もあるため、事業を委託することは困難であります。補助制度の創設が検討課題となりますが、制度創設に当たりましては、国や府の補助制度適用の有無を十分に確認し、市としての負担額や事業の有効性などを踏まえた上で、今後の学童保育事業全体のあり方と併せて慎重に議論すべきものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 LED転換についての2回目のご質問にお答えいたします。

公共施設の数でございますが、私ども防災管財課のほうで掌握しておりますものは、主な公共施設として、これは耐震を促進するといった意味での施設の数でございますが、72施設ございます。これは、棟数ではなくて施設そのものということで、仕分けとしましては、社会福祉施設、幼稚園、

小学校、中学校、庁舎、公民館等、体育館等、そのほかでございます。これらの分を合わせまして主な施設は72施設でございます。

照明の数と費用でございますが、現在、私どもでは各施設の照明の数は承知しておりません。それぞれの施設管理者がこれからそれぞれの実態を把握した後、費用面についても検討されるものと考えております。いずれにいたしましても、LED電球の導入は避けられないものと判断いたしております。市としての方針を立て、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 全灯LED転換した場合の経費についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯のLEDへの転換につきましては、灯具自体の交換が必要になります。灯具交換の費用といたしまして、1灯当たり蛍光灯20ワット相当のもので約2万4,000円、蛍光灯32ワット相当のもので約3万3,000円程度となります。現在、約6,400灯の防犯灯が設置されており、9割が蛍光灯20ワット、1割が20ワット以上のものとなっており、全灯LED転換した場合には、総額で約1億6,000万円程度が必要となろうかと思っております。LED転換につきましては、スケールメリットを得られるリース方式等、経済性を十分考慮して今後検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 LED転換に係る数と費用についてご説明いたします。

道路の街路灯は支柱と灯具の部分に分かれておりまして、灯具部分のLED化には安定器及び灯具の取り替えが必要になりま

す。これに係る費用としましては、1基当たり約30万円となっております。しかしながら、道路照明は、連続性を持ってある一定の照度が必要であり、LEDの特性上、既存の街路灯との同程度の照度を確保するためには、新たに街路灯の配置変更や増設が必要になると考えられます。また、既存の街路灯の支柱につきましても、老朽化により取り替えが必要になっており、車道部を照らしている約1,300本につきましては、そのほぼすべてが支柱を含めての取り替えが必要と考えております。これに係る費用としまして、1本当たり約100万円で、全数の取り替えには約13億円が必要となります。実施に向けましては、経済性をも十分考慮し、転換時期を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

保育所待機児童についてですが、現在の送迎に支障がない地域であれば、待機児童解消のために、きょう、あすにでもバス送迎をしてもいい、安威川以北にバス送迎を行ってもいいという安威川以南の民間保育園があります。また、保育園の定員を増やし、バスの台数を増やしてでも安威川以北の待機児童解消のために協力するという安威川以南の民間保育園もあります。市としては、そのような民間保育園の声に対し、どのように答えを返すのか、お聞きをします。

また、パークシティ南千里丘のマンション内に保育所を設置され、既にいっぱいであると聞いています。保育士は当然配置されているとは思いますが、認可されおらず、いわゆる無認可、認可外であります。市内企業が事業所を拡大する場合や

新規事業に対し、固定資産税の半額分を奨励金として5年間交付することなどを盛り込んだ企業立地等促進条例には、保育所設置も条件となっております。このことは、認可外保育所を市が設置を認めているということになりませんか。認可外保育所が待機児童の受け皿になっている現状に対してどのように考えているのか、また、企業立地等促進条例の保育所条件、認可外保育所の今後の考え方についてお聞きをします。

続いて、学童保育についてですが、平成25年度から民間保育園が対象者を卒園児だけでなく広く募集する、市の学童保育事業の補完をしたい、学童保育室の待機児童の解消を図りたいという民間保育園があります。そのような民間保育園の声に対し、どのように答えを返すのか、お聞きします。また、市の課題を民間が補ってもいいという声を協働のまちづくりという観点からどのように考えるのか、この点について、教育長、お聞きしたいというふうに思います。

続いて、LED転換についてですが、今、費用をお聞きしましたが、道路の街路灯で13億円かかるだろうという答弁ですが、当然、単年度で費用負担できる金額ではないと思います。公共施設に関しては費用が幾らかかるかわからない状態です。まず、数が何灯あり費用は幾らかかるのか、それをまず把握すること、この件は全庁的な問題でありますから、その対策、その対応をどうするのか、この点は副市長に見解をお聞きして3回目の質問を終わりたいというふうに思います。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 バス送迎による待機児童解消及び企業立地等促進条例と認可外保育所の考え方のご質問にお答えいたします。

バスの送迎による安威川以北地域の待機児童の解消につきましては、送迎センターを設置しない送迎が制度的に可能かどうか、改めて確認し、可能な場合につきましては協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、認可外保育所につきましては、現状では認可外保育所が認可保育所待機児童の受け皿として機能している部分もございますので、一定の役割を担っていただいていると認識しております。全国的に見ますと、多様な経営主体による認可外保育所が参入されていますが、本市といたしましては、保育事業の受け皿の基本は従来の認可保育所であると考えております。

次に、企業立地等促進条例の保育所条件についてでございますが、あくまで教育委員会としての考え方を答弁させていただきます。民間事業所が事業所内保育所を設置されるのは、みずからの事業所の社員に対する福利厚生の一環として取り組まれていると認識しております。これは、職務経験を積まれたり技能を習得された女子社員の方が、出産や子育てを機に退職することなく、引き続きその能力を活用したい、あるいは子育て中であっても優秀な方を採用したいなどの事業所としての考え方があると思います。一方、社員からしましても、送迎の負担が少なく、子どもがそばにいることの安心感などもあると考えます。また、労働時間のフレキシブル化などの進展により、保育ニーズも多様化していることから、行政といたしましても、事業所内保育所の設置は、女性の社会進出の促進という観点からも評価すべきものと考えております。事業所内保育所の設置を保育事業の受け皿という枠の中で評価することは妥当ではなく、むしろ行政と民間事業所との役割分担、

協働という視点からとらまえるべきものと考えております。

○嶋野浩一郎議長 教育長。

○和島教育長 学童保育についてのご質問でございますけれども、先ほど協働という言葉を使われましたけれども、私ども摂津市のまちづくりの目標は協働によるまちづくりでございます。そういう面からいいますと、ただいま議員ご指摘されました、特に平成25年度から対象者を卒園児だけではなく広く募集されるということでございますので、そういう意味からいえば、市の事業を補完するものであると考えているところでもございます。そして、そのことからいえば、今後検討すべき課題であろうかと思っております。

ただし、先ほど担当部長が申し上げましたように、財政的な負担がどのようになるのか、特に制度創設に当たっては、国や府の補助制度適用の有無を十分に確認し、市としての負担額や学童保育事業の有効性などを踏まえた上で、今後の学童保育事業の全体のあり方を併せて慎重に検討すべきものであると担当部長も申しておりますけれども、今後、市としては、民間保育所、事業者の方とどのようなことが協働として実施していけるのか検討してまいりたいと、そのように考えております。

○嶋野浩一郎議長 副市長。

○小野副市長 LED転換につきまして、今後の対応、進め方でありますけれども、3部長から答弁をいたしたとおりでございますけれども、その中で街路灯が13億円なり防犯灯1.6億円なりと申し上げました。それで、公共施設の照明につきましては、環境整備基金を活用ということで、まずはこれの調査、早く把握をしなきゃならないと思っています。それで、議員も指摘されて

いるように、政府自体が白熱電球の製造・販売を自粛してLED転換ということでございますから、今後、こういうことに対する国としての制度導入の問題、これもちょっと見ていかなきゃならないというふうに思います。それと、これも出ましたように、家電量販店におけますリースの問題も聞き及んでおります。これもきちっと一遍把握しなきゃならないと思っています。

いずれにいたしましても、こういう世情でございますから、府下的にも相当来年度から進むということは間違いないということでもありますから、摂津市もスーパーセツ電隊等々でやっておる市でございますから、これはやはり市としては一定の、街路灯の問題はなかなか厳しゅうございますが、まず公共施設、それから防犯灯等については、もちろん街路灯も含めまして、今後計画的にどう年次計画を立てられるか、まず実態把握をして進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第40号など4件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第40号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分、議案第42号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分及び議案第43号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件につい

て、6月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第40号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分及び議案第42号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分の以上2件について、6月13日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第42号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分について、6月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第40号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所

管分、議案第４１号、平成２４年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）及び議案第４２号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分の以上３件について、６月１３日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４０号、議案第４１号、議案第４２号及び議案第４３号を一括採決します。

本４件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本４件は可決されました。

日程３、議案第３８号を議題とします。

本件については、所管の常任委員長から閉会中に審査したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程４、議会議案第３号など４件を議題とします。

お諮りします。

本４件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本４件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

（山崎雅数議員 登壇）

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を代表いたしまして、議会議案第５号及び第６号に対する反対の討論を行います。

まず、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書についてですが、我が党は、北朝鮮の拉致、核、ミサイルなどの問題を包括的に解決する基本は２００２年の日朝平壤宣言だとしています。これに基づき、日朝間の諸懸案の解決を目指す努力を図るのが重要です。政府も国会でこれが基本姿勢であることは認めています。

北朝鮮の政権あるいは政権党が、国際社会におけるルールについて、我々と共通の常識を持たないことは、私たちもよく知っています。日本共産党自身、北朝鮮の側から国際的な道理を無視した不当な攻撃を繰り返し受けたために、１９８２年以来、北朝鮮の政権及び政権党といかなる関係も持

っていません。

しかし、国際的な平和と安全のためには、また、不測の事態を未然に防止するためには、相手がそういう状況にあればあるだけ、日本の側が国際的な道理を踏まえ、問題を平和的に打開する態度を尽くすことが重要です。先日のミサイル発射に対するような軍事目的対応の悪循環では、どちらの側でも相手側が先制攻撃に出るのではないかと、この心配が問題とされています。ここに重大な点があります。

私は、この悪循環を絶つために、日本がいかなる国に対しても先制攻撃の立場をとる意思を持たないことはもちろん、先制攻撃的な性格を持つ第三国の軍事行動に参加をしたり、これを支援したりする方針を持たないことを、アジアと世界の平和に対する日本政府の基本的な態度として、今、明らかにすることが重要だと思います。そういう立場を宣言し、北朝鮮との関係で日本が日本にふさわしい平和外交を国際社会で展開し、6か国協議再開に力を尽くすことが拉致問題の解決にも大きな支えになるであろうことは疑いがありません。この意見書にあるような、金正日が死亡したことや現政権の不安定さに乗じて圧力をかければ、問題が解決するということではありません。政府には軍事的な悪循環を排除して道理ある外交努力で問題解決に当たるよう求めるべきです。

次に、尖閣諸島の問題ですけれども、尖閣諸島に対する日本の領有には、1895年の編入以来、歴史的にも国際法上も明確な根拠があります。日本共産党は、尖閣諸島の日本領有が正当であることについて、1972年に見解を発表し、さらに2010年10月に、より踏み込んだ見解を発表しております。中国政府は、1895年、

日本の編入以来75年間、異議も抗議もなく、1970年以降、領有権を主張し始めましたが、その主張に正当性はありません。

尖閣諸島をめぐる問題を解決するために何よりも重要なことは、領有の歴史上、国際法上の正当性を国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張することです。この点で、歴代の日本政府には大きな弱点がありました。しかし、政府の取り組みに弱点があるからといって、地方自治体が尖閣諸島を購入しても問題の解決にはなりません。自治体が国家間の領土紛争に介入することは適切ではありません。

日本政府は、中国政府が事態をエスカレートさせたり緊張を高める対応を避け、冷静な言動や対応をとるよう求め、両国政府が問題を話し合いで平和的に解決するよう一層外交努力を行うべきです。その上で、国際社会にも中国の主張が道理のないものであり、国際法を中国に守らせていくことをアピールしていくべきです。そういう意味で、今回の意見書にあるような、国内法の整備で実効的、強権的に排除を行っていくことは、緊張をいわずに高めるだけになる可能性があります。

以上、反対討論といたします。

○嶋野浩一郎議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一郎議長　以上で討論を終わります。

議会議案第3号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一郎議長　異議なしと認め、本件は可決されました。

議会議案第4号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一郎議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第5号及び議会議案第6号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一郎議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

ここで、市長のあいさつがあります。

森山市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議会でお疲れのところ、貴重な時間をお割きいただきまして大変ありがとうございます。ご承知のごとく、今議会は私の2期目の任期の最終の定例議会でございます。よって、4年間の御礼を申し上げるとともに、今後の抱負を述べさせていただくため、お許しをいただきたいと思います。

アメリカで第4番目の金融機関リーマン・ブラザーズが破綻したのがちょうど4年前です。あの破綻は、一つの金融機関のみならずといいますか、その後の世界の金融恐慌の引き金になったと思います。その後、株の暴落、地価の暴落、世界中がめっちゃくちゃになり、今回のユーロ危機にもつながっていると思いますが、なぜこの話をするかといいますと、4年前、私の2期目の選挙の投票日が9月14日でありまして、このリーマンショックが9月15日であります。そういうことで、事実上、私の2期目のスタートは、このリーマンショックと背中合わせのスタートであったと思います。筋書きのないドラマのスタートであります。

ドラマはこれだけに終わりませんでした。

10か月後にあの政権交代がありました。何事も改革には痛みが伴います。産みの苦しみというのもあるんですが、実に65年間続きました自民党を中心とする政権から事実上の交代であります。物事がそんなにうまくいくはずがありません。すぐ形になるはずありません。いまだに産みの苦しみは続いておりますが、ただ、悪いことに、産みの苦しみが終わらないままに、あのとんでもない地震、そして津波、原子力発電の事故が起きてしまいました。これは日本にとって非常に不幸なことでございます。そのように、まさにこの4年は筋書きのないドラマとともにあったと言ってもいいと思います。

当然、税がどんどん減りました。一方で扶助費がどんどん増えてまいりました。大阪府では、千里丘のガードの拡幅、鳥飼大橋のかけ替え等々、大事業が進んでいる最中でありまして。摂津市においても、夢づくりの一つでありました南千里丘のまちづくりを手がけておりましたが、果たしてこのまま工事を続けていいのか、完成をできるのか、皆さんも思われたと思いますが、まさにはらはらどきどきの4年間であったと思います。ただひたすら真っすぐ一直線に進んでまいりました。一つ一つの事業を形にすることができました。また、財政事情も、一般会計では借金が約半分減り、何とか健全な状況で任期を締めることができそうでございます。

小野副市長以下職員の頑張り、何といっても議会の皆さんのご理解、ご協力、そして、その都度タイムリーな報道をしていただいたマスコミ各社のおかげ、何といいましても、市民お一人お一人との市民の目線でのみんなが心を一つにできたこと、これが結果につながったと思います。4年間、

本当にいろいろとお世話になりましたことを厚くお礼を申し上げます。

私は、よくこのことを話してまいりましたけれども、年間約500回の行事、また会合等々に出席させていただいております。ということは、この4年間で延べ約2,000回の行事に出たことになります。その都度、行政の思いを発信してまいりました。そして、その都度、市民の皆さんの眼に触れることができました。どこへ行っても市民の皆さんの目に輝きがあったと思います。自分たちの地域は、自分たちのことは自分たちで頑張る、そのかわり行政も議会も頼むぞ、そんな思いといいますかパワーが必ず返ってきたことを思い出します。市民の眼は、行政、そして議会を映すといいますけれども、この摂津市の市民の皆さんのパワー、摂津市ならではの独特のものがあると思っています。何としてもこの市民のパワーをさらに大きく広げていかななくてはならないと思います。

最近、地方分権、地方主権という言葉が頻繁に飛び交っております。時代の趨勢はそのとおりでありまして、私も異議を唱えるものではございません。ただ、摂津市のような人口10万未満のまちには、諸手をあげて云々の話でもございません。なぜならば、その中身といいますか、すべからく人口30万人を目的とした理想があります。先ほど言ったような摂津市の独自性をこれからも貫いていくためには、将来に向け、心の備え、そして今のうちにしっかりと足腰を鍛えておく必要があります。そういう意味では、残された任期を全力で頑張っていくことは当然でございますが、きのうからいろいろな質問、そしてご意見を賜りました。私は、将来の摂津市を見据えて、この10年間のいかにあるべきか、昨年、第

4次の総合計画を策定した当事者といたしまして、これからもその責任を全うすべく、引き続いて市政を担当させていただきたく信を問う決意をしたところでございます。この場で皆さん方に報告をさせていただき、この4年間、本当にお世話になりました。心より感謝を申し上げまして御礼とご報告にかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わりました。

これで、平成24年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後2時41分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 川 端 福 江

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

☆ 添 付 資 料

平成 2 4 年第 2 回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 12	火	本会議（第 1 日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
13	水		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
14	木		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） （一般質問届出締切 12:00）	10:00 10:00
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	本会議（第 2 日）	一般質問	10:00
26	火	本会議（第 3 日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 4 年第 2 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案 第 40 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案 第 42 号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市事務分掌条例の一部改正）に関する部分）
- 議案 第 43 号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案 第 40 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案 第 42 号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 6 条（摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正）に関する部分）

〈文教常任委員会〉

- 議案 第 42 号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 4 条（摂津市立学童保育室条例の一部改正）に関する部分）

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 40 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案 第 41 号 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 42 号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市事務分掌条例の一部改正）、第 4 条（摂津市立学童保育室条例の一部改正）、第 6 条（摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正）以外に関する部分）

平成 24 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

質問順位

1 番	上村高義議員	2 番	三宅秀明議員	3 番	藤浦雅彦議員
4 番	木村勝彦議員	5 番	大澤千恵子議員	6 番	柴田繁勝議員
7 番	安藤薫議員	8 番	山本靖一議員	9 番	原田平議員
10 番	弘豊議員	11 番	本保加津枝議員	12 番	森西正議員

上村高義議員

- 1 準工業地域における企業と市民の共存について
- 2 「行きたくてたまらない学校」づくりについて
 - (1) 摂津市のいじめ、不登校の状況と対策について
- 3 公有財産管理台帳の運用について
 - (1) 公有財産デジタル化の進捗と管理台帳の運用（基準）について
 - (2) 市営住宅の撤去計画と跡地利用について
- 4 指定管理者制度の見直し検討状況について
- 5 災害発生時における職員初動体制について

三宅秀明議員

- 1 危機管理について
 - (1) 交通問題について
 - (2) 防犯対策について
 - (3) 電力問題について
- 2 まちの活性化について
 - (1) 都市魅力の創造について
 - (2) 現有資産の活用と協働について
- 3 組織運営について
 - (1) マネジメントについて

藤浦雅彦議員

- 1 指定管理者制度に移行した市民図書館のサービス向上等について
 - (1) 千里丘公民館、コミュニティプラザで「図書予約申込書」による本の予約受付ができないのか。
 - (2) 電話での本の予約冊数は、現在は3冊だが以前と同じように10冊にできないのか。
 - (3) 千里丘公民館での予約本の取り置き期間を現在の6日間から、市民図書館と同じ7日間にする。
 - (4) 上下巻本を同時に予約した場合に下巻が先に返却された場合でも、上巻を先に貸し出して貰えるようにすること。(現在は下巻からでも貸し出す)
 - (5) 市民図書館の棚卸休館日の第2木曜日は通常の休館日第1、第3月曜日に曜日を合わせて、第2月曜日に変更すれば、市民に分かり易いかどうか。
 - (6) 吹田市千里丘上に建設中で今年10月完成予定の(仮称)千里丘図書館と摂津市民図書館を相互利用できるように両市で連携できないか。
- 2 南千里丘に現在建設中のタワーマンションへの入居による待機児童問題の解消策について
 - (1) 南千里丘の第一期分譲マンション入居者の影響で保育所の待機児童が大量に発生したこと、及びそのことが原因で子育て支援センターの一時預かりの機能が低下したことについての検証。
 - (2) 現在建設中の第2期タワーマンションの入居による保育所需要予測とその対策について
- 3 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 防災・減災ニューディールについて
 - (2) 洪水の際に安全に速やかな避難を促すために住宅街の電柱に「洪水防災情報標識」を設置することについて
 - (3) 民間事業所との防災協定についてどのように拡大してゆくのか。
 - (4) 自主防災組織の自治会単位等の更なる細分化と、災害時の身近な避難拠点として財産区公民館や多くの集会所も避難や炊出しなど重要な拠点の位置づけになると思われるが、耐震補強や備蓄品・連絡網の確立など事前に整備しておくべきではないのか。
- 4 吹田操車場跡地のまちづくりの問題整理について
 - (1) 千里丘1丁目の交通問題の対策について
 - (2) 南北分断問題の継続性について
 - (3) 竹之鼻ガードと坪井ガードの既存部分の改修について
- 5 自転車の更なる安全対策について
 - (1) 千里丘駅東口エスカレーター前の歩道及びフォルテ周辺の歩道は人や自転車の通りが多く混雑する上、スピードを出す自転車に冷やっとする場面がある。駅前地域や通学路の危険な場所は「自転車を降りる区域」に指定できないか。
 - (2) 交通安全子供自転車大会と連動した交通安全教育の取り組みについて
- 6 バリアフリーの促進について
 - (1) JR千里丘駅の電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取り替えについて
- 7 市街で子どもたちが摂津市の歴史を学び、郷土に対する愛着心を育むために、歴史を刻む建物などがあった場所に記念碑や説明板を設置することについて
- 8 熱中症対策の「せつつオアシス」の実施などで、夏休みの居場所を無くした子どもたちの熱中症対策と居場所づくりについて

木村勝彦議員

1 「スーパークールビズ」の実施について

原発の運転停止などに伴い、電力供給の逼迫が予想される夏季の節電を目指し、6月8日摂津市は、市内の電力の無駄遣いを監視する「スーパーセツ電隊」を発足させた。一方、環境省では「クールビズ」以上の軽装を呼び掛け、職場の冷房温度を高めにして節電する「スーパークールビズ」が6月1日始まった。

私は、平成15年6月の第2回定例会において、関西広域連携協議会が地球温暖化や電力不足等省エネルギーの立場から、いわゆるクールビズを提唱している趣旨に賛同して、行政・議会がクールビズを実施して市民に発信すべきだという立場で質問した。そのことを受けて、その後、摂津市においてクールビズを実施した。環境省が「スーパークールビズ」を始めたことを受けて、摂津市でも「スーパークールビズ」を実施すべきであると考えているが、見解を求める。

2 摂津市企業立地等促進条例施行の実績と地元企業の育成との整合性について

3 森山市政（2期8年）の任期が間もなく満了を迎えるが、実績と課題について市長の見解を求める。

大澤千恵子議員

1 小規模修繕工事発注について

- (1) 小規模修繕工事の登録者の使用率について
- (2) 今年度60万から90万円に引き上げた根拠
- (3) 担当課の発注の共通理解と発注業務について
- (4) 2年前からの改善点
- (5) 今後の市内業者の育成について

2 学校施設の安全性の確保

- (1) 学校施設の耐震化の現状
- (2) 非構造部材の耐震化
- (3) 点検方針・点検実施計画の策定
- (4) 学校施設の防災機能について

3 教育委員会の組織、運営の改善について

- (1) 教育委員会の選任の改善
- (2) 教育委員会の運営、公開

4 旧教育研究所の一部活用について

- (1) その後の具体的な取り組みについて

柴田繁勝議員

1 保育所待機児解消に伴うその後の進捗状況について

2 熱中症及び節電対策を推進する上でのクールスポットの取組状況について

3 摂津市既存民間建築物耐震診断助成制度の今日までの取り組みとその成果について

4 森山市政2期8年の実績と、これからの市の発展にかける市民の期待に応える市長の基本的考え方について

安藤薫議員

- 1 2015年4月より実施予定の中学校給食をよりよいものについて
- 2 来年4月から導入を計画している味舌小学校と子育て支援センターの給食調理の外部委託について
- 3 介護保険介護報酬改定と生活援助サービスの時間区分見直しによる影響について
- 4 旧市営鳥飼野々住宅、鯉生野住宅の跡地について

山本靖一議員

- 1 環境の保全及び創造に関する条例について
 - (1) 第1条、目的を達成するための体制について
 - (2) 第2章の実施について
- 2 市発注工事の落札率について

原田平議員

- 1 市内の河川水路の水質汚泥浄化対策について
- 2 摂津市立自動車駐車場について
 - (1) 管理運営について
 - (2) 使用料金、使用時間について
- 3 都市公園の管理について
 - (1) 樹木の剪定について
 - (2) 除草について
 - (3) 消毒作業について
 - (4) 公園遊具について
- 4 市内の都市計画道路について
- 5 大阪広域水道企業団について
 - (1) 受水量及び料金について
 - (2) 大阪市の加入についての現状と課題について

弘豊議員

- 1 子育て施策における子ども支援と親支援について
 - (1) 開所後のべふこども園の状況について
 - (2) 保育所の保護者会活動について
 - (3) ファミリーサポートセンター事業について
- 2 厳しい社会情勢、貧困が広がる中での市民生活を取り巻く状況について
 - (1) いわゆる生活保護バッシングに対する対応について
 - (2) 公共料金の滞納処分、差し押さえ等の実態と、その中で市民生活の状況をどのように把握がされているか。
- 3 高齢者や障害者がいきいき暮らせる街づくりについて
 - (1) 市内交通の充実、バス路線の改善について
 - (2) J R線路による南北分断の緩和、解消について
 - (3) 生活道路、歩道の安全対策について
- 4 選挙における投票率向上のための取り組みについて
 - (1) 期日前投票所の充実、当日の各投票所の改善について

本保加津枝議員

- 1 がん予防施策の拡充について
 - (1) 胃がん1次予防のためのピロリ菌検査の導入について
 - (2) がん登録制度について
 - (3) 子宮頸がんワクチン定期接種化について
- 2 交差点のバリアフリー化とその周辺整備について
 - (1) 視覚障がい者用音響式信号機の設置について
 - (2) 歩行者に安全な歩車分離式信号機設置について
 - (3) 横断歩道周辺の道路と歩道の整備について
- 3 通学路安全対策の強化について
 - (1) 「(仮称)通学路安全委員対策協議会」の設置と通学路総点検に伴う改善計画書の作成について
 - (2) 計画書に沿った改善策実施への取り組みについて

森西正議員

- 1 保育所待機児童について
- 2 学童保育について
- 3 L E D転換について
- 4 指定金融機関について

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月 日	結果
報告 第 2 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6 月 1 2 日	承認
報告 第 3 号	平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）専決処分報告の件	6 月 1 2 日	承認
報告 第 4 号	平成 2 3 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	（6 月 1 2 日 報告）	
議案 第 38 号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 月 2 6 日	閉会中の 継続審査
議案 第 40 号	平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）	6 月 2 6 日	可決
議案 第 41 号	平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	6 月 2 6 日	可決
議案 第 42 号	住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	6 月 2 6 日	可決
議案 第 43 号	摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	6 月 2 6 日	可決
議会議案 第 3 号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の件	6 月 2 6 日	可決
議会議案 第 4 号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の件	6 月 2 6 日	可決
議会議案 第 5 号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件	6 月 2 6 日	可決
議会議案 第 6 号	尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件	6 月 2 6 日	可決